

官の自ら苛虐を爲すなり。更に、宦官の勢に倚りて小民を漁肉する者有り。蓋し其時、入仕の途、惟だ徵辟・察舉の二事のみ。宦官既に權要に據れば、則ち徵辟察舉の者、風を望みて迎附せざるは無し。其子弟に非ざれば、即ち其親知なり。并に、宦官に賂うて以て輾轉して干請する者有り。審忠の疏に言はく、『宦官の勢盛にして、州郡の牧守、風旨を承順し、辟召選舉に、賢を釋て愚を取る』と。
(傳) 曹節の傳は後漢書第八十卷に載す。
(九) 曹節の傳は後漢書第八十卷に載す。
(一〇) 種嵩の傳は後漢書第八十卷に載す。
(一一) 劉陶の傳は後漢書第八十卷に載す。
 外は謙默に託し、州郡に干らずと雖も、而も諂諛の徒、風を望みて進(傳) 李固の疏に云はく、『中常侍、日月の旁に在り、形勢、天下に振ふ。子弟の祿位、曾て限極無
 舉す』と。(傳) 朱穆の疏に言はく、『宦官の子弟親戚、竝に榮任を荷ひ、
 凶校にして行無きの徒、媚びて以て官を求め、勢を恃み寵を怙むの輩、百(穆傳) 河南の尹田歆、王
 姓を漁食し、天下を窮破し、小人を空竭す』と。(穆傳) 河南の尹田歆、王
 謙に謂ひて曰はく、『今當に六孝廉を擧ぐべし。貴戚の書多く、命、違ふを(傳) 劉陶
 得ず。自ら一名士を用ひて以て國家に報いんと欲す』と。乃ち(二〇) 種嵩を以て 詔に應ず。(嵩傳) 六孝
 廉に唯だ一眞才を用ひ、已に美談と爲す。則ち入仕する者皆奄黨なること、知る可きなり。(靈帝、公
 卿に詔して、二千石の、民の害を爲す者を刺擧せしむ。太尉許劭、司空張濟、凡そ内官の子弟賓客、(傳) 劉陶
 貪汚穢濁なりと雖も、敢て聞せず、而して虚しく邊遠の小郡の、清修にして惠政有る者二十六人を糾(傳) 劉陶
 す。(二二) 則ち閹黨の入仕する者、敢て黜革する莫きこと、知る可きなり。夫れ是を以て、天下の仕

宦、一として宦官の兄弟姻戚に非ざる無く、暴を窮め毒を極むるも、敢て誰何するもの莫し。具超の弟安が河東の太守と爲り、弟の子匡が濟陰の太守と爲り、徐璜の弟盛が河内の太守と爲り、左愷の弟敏が陳留の太守と爲り、具瑗の兄恭が沛の相と爲るが如き、皆、所在益害す。璜の兄の子宣、下邳の令と爲り、暴虐尤も甚だし。故の汝南の太守李嵩の女を求むれども得ず、則ち劫取して以て歸り、戲に之を射殺す。(超等) 侯覽の兄參、益州の刺史と爲り、吏民、豊富なる者有れば、輒ち誣ふるに大逆を以てし、皆、之を誅滅し、而して其財を没入すること億を以て計る。(覽傳) 曹節の弟破石、越
 騎校尉と爲る。營中の五伯の妻美なり。破石、之を求む。五伯、敢て拒ま(傳) 曹節の傳は後漢書第八十
 す、妻、肯て行かず、遂に自殺す。(節傳) 此れ又、宦官の子弟賓客の肆に
 民の害を爲すこと、類推す可きなり。是に由りて、流毒、天下に遍く、黃(傳) 曹節の傳は後漢書第八十
 巾の賊張角等、遂に民の怨に因り、兵を起して逆を爲す。

漢末の諸臣、宦官を劾治す

東漢の末、宦官の惡、天下に遍し。然れども臣僚中、尙ほ、能く正を乗り邪を嫉み・力めて之と難を爲す者有り。(二) 楊秉、太尉と爲る。時に宦官の任人及び子弟、官と爲り、天下に布滿し、競うて貪淫を爲し、朝野嗟怨す。秉、(三) 司空周景と、牧守以下を劾奏す。匈奴中郎將燕瑗、青州の刺史羊亮、

漢末の諸臣、宦官を劾治す

遼東の太守孫誼等、五十餘人、或は死し或は免せらる。遂に中常侍侯覽・具瑗等に連及す。皆坐して黜けらる。天下肅然たり。(乘及び)乘、又、奏す、「侯覽の弟參、益州の刺史と爲り、一州を暴虐す」と。乃ち檻車にて參を徵して廷尉に詣らしむ。參懼れて自殺す。乘、并せて覽を劾奏す。桓帝詔して公府に問ふ、「外職にして近官を奏劾するは、何の典故か有る」と。乘、申屠嘉が鄧通を召詰する事を以て對と爲す。帝、已むを得ず、乃ち覽の官を免す。(乘傳)李膺、司隸校尉と爲る。中常侍張讓の弟朔、野王の令と爲り、貪殘無道なり。膺が按問せんことを懼れ、逃れて京師に還り、讓の家に匿る。合柱の中に藏す。膺、狀を知り、將吏を率ゐて柱を破りて朔を取り、洛陽の獄に付し、辭を受け畢り、即ち之を殺す。(膺傳)韓演、司隸校尉と爲り、中常侍左悺の罪、并に及び其兄太僕稱、州郡に請託し、賓客放縱にして、吏民を侵犯すること

【四】韓演の傳は後漢書第七十五卷に載す。

を奏す。悺、稱皆自殺す。(演傳)陽球、司隸校尉と爲り、奏すらく、「中常侍王甫・滄于登、及び子弟の守令と爲る者、姦猾縱恣なり。罪合に族を滅すべし。太尉段熲、阿附佞倖す。宜しく并せて誅すべし」と。乃ち悉く甫・熲等及び甫の子永・榮・少府萌・沛の相吉を收む。球自ら臨考し、五毒備に至る。萌曰はく、「父子既に當に併せ誅せらるべし。乞ふ少しく楚毒を寛くし、老父を假借せよ」と。球曰はく、「死すとも責を塞がず。乃ち假借を求めんと欲するか」と。萌乃ち大に罵る。球、萌の口を塞がしむ。捶朴交々下り、父子悉く杖下に死す。熲も亦自殺す。球乃ち甫の屍を城門に磔し、盡く其財産

を没入す。妻子、皆、比景に徙さる。(球傳)此れ廷臣の、宦官を劾治する者なり。杜密、太山の太守・北海の相と爲り、凡そ宦官の子弟、令長と爲り、姦惡有る者は、輒ち案じて之を捕ふ。(密傳)劉祐、河東の太守と爲る。屬縣の令長、率ね中官の子弟多し。祐、其の權強なるものを黜け、冤結を平理す。中常侍管霸、事を内に用ひ、天下の良田美宅を占す。祐悉く之を没入す。(祐傳)蔡衍、冀州の刺史と爲る。中常侍具瑗、其弟恭を託して茂才に擧げしむ。衍、其の書を齎す人を收めて之を案す。又、河間の相曹鼎の賊罪を劾奏す。鼎は乃ち中常侍曹騰の弟なり。(衍傳)朱穆、冀州の刺史と爲る。宦官趙忠、父を葬るに、僭して璠瑀・玉匣を用ふ。穆、之を聞き、郡に下して案驗せしむ。(穆傳)山陽の太守翟超、中常侍侯覽の財産を没入す。小黃門趙屬を收む。(穆傳)山陽の太守翟超、中常侍侯覽の財産を没入す。小黃門趙津、及び南陽の大猾張汜等、中官の勢を恃みて法を犯す。二郡の太守劉瑗・成瑨、其罪を考案す。赦令を經と雖も、竟に之を考殺す。王宏、宏農の太守と爲る。郡中、宦官に事へて爵位を買ふ者有り、二千石と雖も、亦之を考殺す。凡そ數十人。(陳蕃傳)陳翔、揚州の刺史と爲り、「豫章の太守王永・吳郡の太守徐參、職に在りて貪穢なり」と劾奏す。皆、中官の親黨なり。(翔傳)范康、太山の太守と爲る。時に張儉、侯覽の母を殺し、其宗黨・賓

【五】杜密の傳は後漢書第九十七卷黨錮傳に載す。
 【六】劉祐の傳は後漢書第九十七卷黨錮傳に載す。
 【七】蔡衍の傳は後漢書第九十七卷黨錮傳に載す。
 【八】陳翔の傳は後漢書第九十七卷黨錮傳に載す。
 【九】范康の傳は後漢書第九十七卷黨錮傳に載す。

客を案す。或は逃れて太山の界に入る者有り。康、皆、收捕して遺脱無し。(康傳) 黃浮、東海の相と爲る。中常侍徐璜の兄の子宣有り、下邳の令と爲り、貪暴を肆にす。浮乃ち宣及び家屬を收め、少長と無く、皆之を考す。掾吏固く争ふ。浮曰はく、「宣は國賊なり。今日、之を殺し、明日、坐して死すとも恨みず」と。即ち宣を殺し、其尸を市に暴す。(浮傳) 荀昱、沛の相と爲り、荀曇、廣陵の太守と爲り、宦官を除かんと志す。其支黨、二郡に在る者有れば、織罪をも必ず誅す。(昱傳) 史弼、平原の相と爲る。孝廉を擧ぐるに當りて、侯覽、諸生を遣はして書を齎して之を請はしむ。弼即ち書を齎す者を筆殺す。(弼傳) 此れ外僚の、宦官を効治するなり。甚だしきは、朱震、州の從事と爲り、濟陰の太守單匡の贓罪を奏し、并せて匡の兄中常侍單超を連ね、遂に匡を收めて廷尉に下す(震傳) に至る。張儉、東部督郵と爲り、侯覽及び其母の罪惡を奏す。覽、其章を遮截して、上るを得ざらしむ。儉遂に覽の家を破り、貲財を籍没し、具に其罪狀を奏す。(儉及び母傳) 此れ又、小臣の、宦官を効治する者なり。蓋し其時、宦官の、民の害を爲すこと最も烈しく、天下、其肉を食はんと欲せざるは無く、而して東漢の士大夫、氣節を以て相尙ぶ。故に各、奮死して之と拮拮し、宗を湛め族を滅ぼすと雖も、顧みざる有り。唐に至りては則ち僅に一の劉蕡の對策有り、懇切に之を言ふ。明には則ち劉瑾の時、僅に韓文、蔣欽等數人有り。魏忠

- 【一〇】 黃浮の傳は後漢書第百八卷宦者單超傳に附載す。
- 【一一】 荀昱の傳は後漢書第九十二卷荀淑傳に附載す。
- 【一二】 史弼の傳は後漢書第九十四卷に載す。
- 【一三】 朱震の傳は後漢書第九十六卷陳蕃傳に附載す。

賢の時、僅に楊漣・左光斗・魏大中・繆昌期・李應昇・周順昌等數人有り。其餘、乾兒・義子、生祠を建て、九千歳と頌する者、且に摺紳に遍からんとす。此れ亦、以て世變を觀る可きなり。

宦官にも亦賢者有り

後漢の宦官の貪惡肆横なるは、固に已に十人にして九なり。然れども其中には亦間、清慎にして自ら守る者有り、一概に抹煞す可からざるなり。

(一) 鄭衆、謹敏にして、心有り。和帝の初め、竇太后、政を乗り、其兄憲、大將軍と爲り、威權を竊む。朝臣、之に附かざるは莫し。衆獨り乃ち王室に心あり。憲兄弟、不軌を謀る。衆、帝と策を定めて之を誅す。(衆傳) 蔡倫、和帝の時に在り、帷幄に預り參し、心を盡して教慎にして、得失を匡弼す。休沐する毎に、輒ち門を閉ち客を謝す。尙方令と爲り、器械を作るを監す。精工ならざる莫し。創意して樹膚・麻頭・敝布・魚網を用ひて以て紙を爲る。天下、蔡侯紙と稱す。又、東觀を典り、經傳を校讐す。(倫傳) 安帝、宦官李閔・江京・劉安・陳達等の譖を聽き、皇太子保を廢して濟陰王と爲す。帝崩じ、太子、立つを得ず、閔后、北郷侯懿を立つ。未だ幾くならずして薨す。后、兄顯と、又、外藩を援立せんと欲す。(顯傳) 宦官孫程平かならず、乃ち王康等十九人と、血を歃り

- 【一】 鄭衆の傳は後漢書第百八卷宦者傳に載す。
- 【二】 後漢書本傳には心の下に幾の字あり、「心幾有り」と讀む。心幾は心機なり。
- 【三】 蔡倫の傳は後漢書第百八卷宦者傳に載す。
- 【四】 孫程の傳は後漢書第百八卷宦者傳に載す。

て盟ひ、濟陰王を迎へ立てんとし、先づ江京・劉安・陳達并に閻顯及び其弟景を斬り、閻后を別宮に遷す。是に於て、濟陰王、位に即く、是を順帝と爲す。後、司隸校尉虞詡、宦官を劾奏し、自ら廷尉に詣る。宦官張防等、臨みて考し、一日の中に、傳へて四獄に考し、必ず詡を殺さんと欲す。程、殿に上り、詡の冤を陳す。時に防、帝の後に在り。程叱して曰はく、『賊臣張防、何ぞ殿を下らざる』と。防走りて東廂に入る。程、帝に勸めて急に防を收め、求請せしむる母からしむ。防乃ち邊に徙さる。(程傳) 良賀、清儉、退厚なり。九卿に詔して武猛を擧げしむ。賀獨り擧ぐる所無し。帝、之に問ふ。曰はく、『臣、深宮に生長し、未だ嘗て士類に交はらず。昔、衛鞅、景監に因りて以て進む。有識、之を鄙とす。今、臣の擧ぐる所を得るは、榮に匪ずして伊れ辱なり。故に敢てせざるなり』と。(賀傳) 曹騰、省闈に在ること二十餘年、未だ嘗て過有らず。進達する所は、皆海内の名人なり。蜀の郡守有り、人を遣はして騰に賂す。刺史种嵩、其書幣を搜得して之を奏し、并せて騰を劾す。帝以へらく、書、外より來る、騰の過に非ずと。事遂に寢む。騰反つて种嵩を稱して能吏と爲す。後、嵩、司徒と爲る。嘗て曰はく、『我、公と爲るは、曹常侍の力なり』と。(騰傳) 呂強、忠を盡して公に奉じ、上疏して、宦官の政を亂ること、及び後宮の綵女の多きこと、河間の解讀館は宜しく築くべからず、蔡邕

【五】 良賀の傳は後漢書第百八卷宦者傳の中の孫程傳に附載す。
 【六】 退厚。謙退にして厚重なり。
 【七】 曹騰の傳は後漢書第百八卷宦者傳に載す。
 【八】 呂強の傳は後漢書第百八卷宦者傳に載す。

は對策切直なり、宜しく罪すべからず、郡國の貢獻は、宜しく(九) 導行費を索むべからざることを力陳す。又、宦官丁肅・徐衍・郭耽・李巡・趙祐の五人有り、亦皆清忠なり。巡、五經を石に刻せんと請ふ。即ち蔡邕の書する所なり。祐、博く學び多く覽著作す。諸儒、之を稱す。又、吳伉は博達にして公に奉じ、用ひられざるを知り、常に病に託して從容として志を養ふ。此れ皆、漢の宦官の賢者にして、北魏の仇洛・齊の王瑀・趙黑・北齊の田敬宣・唐の俱文珍・張承業・明の覃吉・王承恩と並べ觀る可きなり。

【九】 導行費。郡國、貢獻する毎に、先づ中府に輸し、名けて導行費と爲す。貢獻の外に、別に入るる所有り、以て獻する所の者の導引と爲すとの意なり。

卷の六

後漢書と三國志と書法同じからざる處

後漢書と三國志と、時代を論ずれば則ち後漢、前に在り、而して史を作るは則ち三國志先づ成ること且ど百餘年なり。三國志の魏紀に創めて迴護の法を爲ししより、歴代の本紀、遂に皆奉じて以て式と爲す。延いて舊唐書・舊五代史に及ぶまで、猶ほ皆之に遵ふ。其間、**習鑿齒**、**蕭穎士**が、『司馬昭、君を弑す』と改め齒が魏の正統を黜けんと欲し、**蕭穎士**が、『司馬昭、君を弑す』と改め書せんと欲する有りと雖も、而も迄に能く更正する莫し。直に歐陽公が五代史を作り、及び新唐書を修むるに至りて、始めて改めて春秋の書法に従ひ、以て褒貶を寓す。而して**范蔚宗**、三國志方に行はるるの時に于て、獨り其例に従はず。獻帝紀を觀るに、猶ほ春秋の遺法有り。陳壽は書を晉に修むと雖も、諱む所無き能はず。蔚宗は書を宋に修め、已に**兩朝**を隔つ。以て事に據りて直書す可し。固に其の値ふ所の時同じからざるなり。然れども史法は究めて應に是の如くなるべきなり。陳壽の魏紀には、『天子、公を以て冀州の牧を領せしむ』と書し、蔚宗の獻帝紀

後漢書と三國志と書法同じからざる處

【一】 習鑿齒。晉の襄陽の人、字は彥威、漢晉春秋を著す。其傳は晉書第八十二卷に載す。

【二】 蕭穎士。唐の晉陵の人、字は茂挺。新唐書第二百二卷文藝傳、舊唐書第九十卷文苑傳に其傳を載す。

【三】 兩朝。魏と晉とをいふ。

には則ち「曹操自ら冀州の牧を領す」と曰ふ。魏紀には、「漢、三公の官を罷め、丞相を置く。公を以て丞相と爲す」といひ、獻紀には則ち「曹操自ら丞相と爲る」と曰ふ。魏紀には、「天子、郗慮を使はして公を策命して魏公と爲し、九錫を加ふ」といひ、獻紀には則ち「曹操自ら立ちて魏公と爲り、九錫を加ふ」と曰ふ。魏紀には「漢の皇后伏氏、父完に書を與へて「帝、董卓が誅せらるるを以て、公を怨恨す」と云ふに坐し、后廢黜せられて死し、兄弟、皆、法に伏す」といひ、獻紀には則ち「曹操、皇后伏氏を殺し、其族を滅ぼし、其二子に及ぶ」と曰ふ。魏紀には「天子、公の爵を進めて魏王と爲す」といひ、獻紀には則ち「曹操自ら號を魏王に進む」と曰ふ。魏紀には「韋晃等反して許を攻め、丞相の長史王必の營を燒く。必、嚴巨と與に討ちて之を斬る」といひ、獻紀には則ち「耿紀・韋晃、兵を起して曹操を誅せんとし、克たずして三族を夷げらる」と曰ふ。禪代の際に至りては、魏紀には、「漢帝、衆望の魏に在るを以て、乃ち羣公卿士を召し、張音を使はして璽綬を奉じて位を禪る」と書し、獻紀には則ち「魏王丕、天子と稱し、帝を奉じて山陽公と爲す」と曰ふ。他、董卓・孔融等の誅せらるるが如き、皆「操殺す」と書す。此れ史家の正法なり。漢末の諸臣の董卓・袁紹・劉表・呂布・袁術・公孫瓚・陶謙・劉焉等の如きに至りては、二書各傳有り。今兩つながら相比較するに、繁簡互に同じから

【七】董卓の傳は後漢書第百二卷、三國志第六卷魏書に載す。

【六】劉表の傳は後漢書第百四卷、三國志第六卷魏書に載す。

【五】袁紹の傳は、後漢書第百四卷、三國志第六卷魏書に載す。

【四】鈔襲。鈔録蹈襲なり。

【三】袁術の傳は、後漢書第百四卷、三國志第六卷魏書に載す。

ざる有り。大概同じく一傳を作れば、則ち後人、前人の有る所の者を視れば必ず之を節し、前人の無き所の者は必ず之を増し、以て其の雷同鈔襲せざるを見はす。(五)袁紹の傳の如き、范書には、陳琳が作れる操を討つ一檄・劉表が袁譚に勸めて操に降る勿からしむる一書・審配が譚に兄弟相睦ま

【八】袁術の傳は後漢書第百五卷、三國志第六卷魏書に載す。
 【九】公孫瓚の傳は後漢書第百三卷、三國志第六卷魏書に載す。

しからんことを勸むる一書を増す。(六)劉表の傳には、表が韓嵩を遣はして許に使せしめ、嵩肯て行かざる一事、劉琦が諸葛亮に自ら安んずるの策を問ふ一事を増す。(七)董卓の傳には、卓先に張温に從つて邊章・韓遂を討ち、及び肯て徴に就かざる等の事を増し、卓が陳蕃・竇武を追理せんことを請ふ一疏を増し、都を長安に遷すとき、洛陽の數百萬人を驅り、及び諸陵を發掘する等の事を増し、卓が誅せられし後、又、其弟及び母妻子を郿塢に殺す一事を増し、獻帝東に歸るとき、段熲、服御及び公卿の資儲を以て來り迎へ、楊定の誣ふる所と爲れども、仍ほ供を缺かざる一事を増す。(八)袁術の傳には、術が孫堅の妻に向つて逼りて傳國璽を奪ふ事を増し、孫策が其僭號を止むる一書を増し、術が帝號を袁紹に歸す一書を増す。(九)公孫瓚の傳には、瓚が袁紹を罪狀する一表を増し、瓚が易京を守るとき、男子の七歳以上なるは、門に入るを得ず、婦人をして大聲を爲すを習はしめ、以て教令を傳ふる一事を増す。(一〇)陶謙の傳には、笮融が佛を奉じ像を造り佛を浴する等の事を増す。此れ以て彼此參觀す可き者なり。惟だ(一一)荀彧の

後漢書と三國志と書法同じからざる處

一傳は、陳壽、其の操の謀主たるを以て、已に魏の臣の傳の内に列す。蔚宗は、其の乃ち王室に心あるを以て、特に漢の臣に編入す。此れ則ち其の主として公道を持する處なり。壽志には、之を魏の臣に列すと雖も、而も傳末に「或死するの明年、曹公遂に九錫を加ふ」と云ふ。見る可し、或死せざりせば、操尚ほ僭竊するを得ざりしならんことを。則ち蔚宗が漢の臣に編入せしは、自ら是れ公論なり。二書の紀する所の事蹟に至りては、彼此同じからざる者有り。袁紹の傳に、壽志には「何進、董卓を召す」と謂ひ、范書には「袁紹、何進に勸めて董卓を召さしむ」と謂ふ。(三)呂布の傳に、壽志には「布、涼州の人を畏惡し、以て李傕・郭汜の亂を致す」と謂ひ、范書には、「王允、涼州の人を赦さず、以て激變を致す」と謂ふ。呂布の傳に、壽志には、「布、袁術に投ず。術拒んで納れず。乃ち袁紹に投ず」と謂ひ、范書には、「布、術に投じ、後、兵を恣にして鈔掠す。術、之を患ふ。布安んせず、去りて張揚に従ふ」と謂ふ。董卓の傳に、李傕、帝を劫して其營に幸せしむ。壽志には「傕、公卿をして汜に詣りて和を請はしむ。汜、皆、之を執ふ」と謂ひ、范書には、「帝、楊彪・張嘉をして傕・汜を和せしむ。汜留めて公卿を質とす」と謂ふ。荀彧の傳に、壽志には「九錫の事を阻むを以て、壽春に留まり、憂を以て薨す」と謂ひ、范書には「或病みて壽春に留まる。曹操、人を遣はして之に食を饋る。之を發けば乃ち空器なり。遂に藥を飲みて卒す」と謂ふ。二書同じからざるは、蓋し皆各、據る所有り。固より其説を兩存す可し。又、袁紹の

【二】呂布の傳は後漢書第百五卷、三國志第七卷魏書に載す。

傳に、韓馥、冀州を以て紹に讓る。壽志に載す、「沮授、紹に説きて曰はく、「將軍、弱冠にして朝に登れば、則ち名、海内に播き、廢立の際には、則ち忠義奮發し、單騎出で奔れば、則ち董卓、怖を懷き、河を濟りて北すれば、則ち渤海稽首せり。今若し軍を擧げて東に向はば、則ち青州定む可からん。還つて黒山を討たば、則ち張燕滅ばす可からん。衆を回して北に首はば、則ち公孫必す喪びん。戎狄を震脅せば、則ち匈奴必ず從はん」と。凡そ八つの則の字を用ふ。范書には、則ち前の四つの則の字を刪却し、以て簡淨に歸す。史記の中に本此疊字法有るを知らざるなり。(史記の夏侯嬰の傳に、嬰初爲り、常に車を奉す以下、其の常に車を奉する者五を歴敘す。又、其の太僕を以て從ふ者十を敘す。正に其の親近せられて事を用ふるを見る。繁複を以て嫌と爲さざるなり。)

三國志の書法

【一】陳壽の傳は晉書第八十二卷に載す。

左氏・司馬遷より以來、史を作る者、皆自ら一家の言を成す。後世の官修の書の如きに非ざるなり。陳壽の三國志も亦私史に係る。晉書の本傳に據れば、「壽の歿後、尙書郎范頴等表して言はく、「壽、三國志を作り、辭、勸戒多し。文豔なることは相如に若かずと雖も、而も質直なることは之に過ぐ」と。是に於て、洛陽の令に詔して、其家に就きて書を寫さしむ」と。壽の修成の後始めて官に入りしことを見る可きなり。然れども其體例は、則ち已に後世の國史記載の法を開く。蓋し壽が書を修むるは晉の時に在り。故に魏晉の革易の處に於て、迴護する所多からざるを得ず。而して魏の漢を承

くるは、晉の魏を承くると、一なり。既に晉の爲めに迴護せんと欲すれば、先づ魏の爲めに迴護せざるを得ず。魏紀に「天子、公を以て冀州の牧を領せしめ、丞相と爲し、魏公と爲し、魏王と爲す」と書するの類の如き、一に、皆漢帝の 酬庸讓德に出で、而して曹氏が之を攘む者に非ざるに似たり。此例一たび定まれば、則ち齊王芳が司馬懿を進めて丞相と爲し、高貴郷公が司馬師に黃鉞を加へ、司馬昭に袁晃赤烏・八命九錫を加へ、晉公に封じ、相國に位し、陳留王が昭を封じて晉王と爲し、晃十二旒、天子の旌旗を建てしめしより、以て位を司馬炎に禪る等の事に及ぶまで、自ら一例に敘述すべく、別に書法を改むるを煩はさず。此れ陳壽の創例の本意なり。其他の體例にも、亦、顯かに分別を爲す者有り。曹魏には則ち本紀を立て、蜀吳二主には、則ち但だ傳を立て。魏を以て正統と爲し、二國は皆僭竊とするなり。魏志には、操を稱して太祖と曰ひ、武平侯に封せられて後は公と稱し、魏王に封せられて後は王と稱し、曹丕、禪を受けて後は帝と稱す。而して蜀吳二主に於ては、則ち直に書して劉備と曰ひ、孫權と曰ひ、鄰國を以て之を待たざるなり。蜀吳二志に、凡そ曹魏と相渉る者は、必ず曹公と曰ひ、魏の文帝と曰ひ、魏の明帝と曰ひ、以て魏は 其與國に非ざるを見はすなり。魏書には、蜀吳二主の死と 襲とに於て、皆書せず。 黃初二年に、「劉備、帝と稱す」と書せず、四年に、「備薨じ、

- 【一】 酬庸讓德。勳功に報い賢德に讓る也。
- 【二】 與國。對等の國。
- 【三】 襲。位を嗣ぐなり。
- 【四】 黃初。魏の文帝の年號。皇紀八八〇一八八六。西紀二〇一二二六。
- 【五】 太初。魏の明帝の年號。皇紀八八七一八九二。西紀二二七一二三二。

子禪、位に即く」と書せず、太初三年に、「孫權、帝と稱す」と書せずるが如きなり。蜀吳二志には、則ち彼此互に書す。吳志の 黃武二年に、「劉備、白帝城に薨す」と書し、蜀志の 延熙十五年の「吳王孫權薨す」の如し。其の魏帝の死と襲とに於けるは、亦書せずと雖も、而も本國の君の即位に於て、必ず記して魏の年號を明かにす。蜀の後主が位に即くとき、「是歲、魏の黃初四年なり」と書し、吳の孫亮が位に即くとき、「是歲、魏の 嘉平四年なり」と書するが如し。此れ亦何ぞ魏に與らん。而して必ず係くるに魏の年を以てするは、更に以て正統の魏に在ることを見はさんと欲するなり。正統、魏に在れば、則ち晉の魏を承けて正統たることは、自ら言を待たず。此れ陳壽、晉に仕へ、晉を尊ばざるを得ざればなり。然れども吳志には、孫權、帝と稱して後、猶ほ其名を書し、蜀志には則ち名を書せず、而して先主・後主と稱す。陳壽曾て蜀に仕ふ、故に故主の名を書するに忍びず、以て吳志の、權・亮・皓と書するに別つなり。此れ又、陳壽が舊國を忘れざるの微意なり。 顧寧人謂へらく、「劉玄德、蜀に帝稱す可し。而るに陳壽、既に漢を改めて蜀と爲し、又、諡を稱せずして、先主と爲す。蓋し、晉、魏紀を承け、義として兩帝無きを以てなり。然れども其の先主・後主と稱し、以て吳に別つば、究めて是れ用意の處」と。

- 【七】 黃武。吳の太帝の年號。皇紀八八二一八八八。西紀二二二一二二八。
- 【八】 延熙。蜀の後主の年號。皇紀八八九一八九七。西紀二三八一二五七。
- 【九】 嘉平。魏主芳の年號。皇紀九〇九一九一三。西紀二四九一二五三。

三國志に迴護多し

三國志に迴護多し

春秋に、「天王、河陽に狩す」と書し、晉侯の召す所なるを言はず、而して以て天子の巡狩と爲す。既に已に掩護の法を開く。然れども此れ特に尊者の爲めに諱むなり。君を弑し父を弑するの事に至りては、則ち大書して以て之を正す。(三)許止。(三)趙盾の類の如き、皆、一字も肯て假借せず。誠を垂る義至嚴なる所以なり。陳壽が魏本紀を作りしより、迴護する所多く、凡そ兩朝の革易の際、爵を進め國に封じ、劍履を賜ひ、九錫を加ふるより、以て禪位に及ぶまで、詔有り策有り、竟に一定の書法を成す。以後、宋・齊・梁・陳の諸書、悉く奉じて成式と爲し、直に以爲へらく、史を作るの法、固に應に是の如くなるべしと。然れども壽の迴護過甚の處、究めて未だ安からざる者有り。漢の獻帝、位を遜り、魏封じて山陽公と爲す。薨するに及びて、追諡して漢の孝獻皇帝と爲す。魏紀には即ち之を稱して獻帝と爲し、山陽公と曰はざるなり。魏の常道郷公、位を遜り、晉封じて陳留王と爲す。薨するに及びて、亦追諡して元皇帝と爲す。則ち魏紀にも亦應に稱して元帝と爲すべし。乃ち僅に陳留王を以て事を紀し、而して絶えて元帝の稱無し。則ち已に山陽の書法に異なり。司馬師が齊王芳を廢するや、魏略に云ふに據れば、師、郭芝を遣はして宮に入らしむ。太后方に帝と對して奕す。芝奏して曰はく、「大將軍、陛下を廢せんと欲す」と。帝乃ち起ち去る。太后悦ばず。芝曰はく、「大將軍の意已に定まれば、太后但だ當に旨に順

- 【一】 春秋僖公二十八年に見ゆ。
- 【二】 許の悼公買、瘧を疾み、世子止、藥を進む、公死す。左傳昭公十二年に見ゆ。
- 【三】 趙盾の事、左傳宣公二年に見ゆ。

ふべし」と。太后曰はく、「我、大將軍を見んと欲す」と。芝曰はく、「大將軍は何ぞ見る可けんや」と。太后乃ち付するに璽綬を以てす。是れ齊王の廢せらるるは、全く師に出で、而して太后は知らざるなり。魏紀には、反つて太后の令を載せ、齊王の無道不孝を極言し、以て其の當に廢すべきを見はす。其の齊王を誣ひ、而して司馬氏に黨すること、亦太甚し。高貴郷公の弑せらるるに至りてや、帝、威權日に去るを以て、心、甘んずる能はず、甲を凌雲臺に發し、親ら司馬昭を討つ。昭、賈充をして之を拒がしむ。時に相府の兵、尙ほ敢て動かす。充即ち成倅・成濟に諭して曰はく、「公、汝等を畜養するは、正に今日の爲めなり」と。濟乃ち戈を抽きて帝を犯す。刃、背に出でて崩す。此事、漢晉春秋・魏氏春秋及び世語魏末傳に見ゆ。是れ司馬昭、實に君を弑するの首と爲す。乃ち魏志には、但だ「高貴郷公卒す。年二十」と書し、絶えて弑せらるるの迹を見ず、反つて、太后の令に、高貴郷公の當に誅すべきを言ひ、庶人の禮を以て之を葬らんと欲することを載せ、并に、昭奏して「公、兵を率ゐて臣に向ふ。臣即ち將士に敕して、傷害するを得ざらしむ。騎督成倅の弟成濟、横しまに兵陣に入りて公を傷け、遂に命を殞すに至る。臣輒ち濟を收めて廷尉に付し、其罪を結正す」と稱する等の語を載せ、轉た、君を弑するの事を知らずして、而して反つて賊を討つ功有るに似たり。木紀此の如く、又、列傳の其事を散見する無し。此れ尤も曲筆の甚だしき者なり。然れども此れ猶ほ「身、晉に仕ふ。敢て晉の爲めに諱まずんばあらず」と曰ふなり。曹魏に至りては則ち隔朝の事なり。何ぞ必ずしも亦之が

爲めに諱まん。乃ち曹操が陶謙を征する、世語に據れば、「操の父嵩、泰山の華縣に在り。操、泰山の太守應劭に令して兗州に資送せしむ。謙、密に數十騎を遣はし、操の弟徳を門下に掩殺す。嵩、後垣を穿ち、遁れんと欲す。先づ其妾を出す。妾肥えて、出づる能はず。嵩と妾と、遂に皆害せらる」と謂ふ。是れ嵩が難を被るは、實に謙、人をして之を殺さしむるなり。(曹騰の傳にも、亦謂ふ、嵩の子徳と、難を瑯邪に避く。應劭、兵を遣はして之を迎ふ。未だ到らず。而して陶謙素より操を怨む。輕騎をして追うて嵩、徳を殺さしむと。)

謂はく、「謙、本、張闔を遣はして護送せしむ。闔、嵩の輜重多きを見、乃ち嵩を殺し、其貲を取りて淮南に奔る」と。是れ嵩が殺さるるは、闔が其財を利とするに由り、而して謙の本意に非ざるなり。案するに、謙の生平、利を嗜み害を忘るる者に非ず。且つ嵩が未だ害せられざるの前には、操未だ嘗て兵を徐州に加へず。則ち「劭の傳に謂ふ所の『謙、操が數、之を撃つを怨む』とは、殊えて實事に非ず。而して吳書の記する所は、必ず、闔が南奔して後、自ら其事を言ふに係り、當に信す可きに屬すべし。後漢書の謙の傳にも、亦謂はく、『別將の陰平を守る者、其貲貨を利とし、遂に襲うて嵩を殺す』と。而して壽、陶謙の傳を作るに、則ち専ら世語に據り、『嵩、謙の害する所と爲る、故に操の志、讐を復するに在り』と謂ふ。此れ則ち操が謙を征する、過ぐる所、屠戮せざる無く、凡そ男女數十萬人を殺し、雞犬、餘無きに因り、故に謙を坐するに嵩を殺し討

【四】 韋曜の傳は三國志第六十五卷吳書に載す。曜、本名は昭、史、晉の爲めに諱みて之を改む。

【五】 應劭の傳は後漢書第七十八卷に載す。

を致すの罪を以てし、而して其主名を辨するに暇あらざるなり。魏の文帝の甄夫人の卒する、漢晉春秋に據れば、「郭后の寵に由り、以て死に至り、殯時、髪を被り面を覆ひ、練を以て口を塞ぐ」と謂ふ。是れ甄が其死を得ざることを、知る可きなり。而して魏文紀には、但だ「夫人甄氏卒」と書し、絶えて暴亡の迹を見ず。又、魏の明帝の太和二年、蜀の諸葛亮、天水・南安・安定の三郡を攻む。魏、曹眞・張郃を遣はして、大に之を街亭に破る。魏紀に固より已に大書し特書す。是年冬、亮、又、陳倉を圍み、魏の將王雙を斬るは、則ち書せず。三年、亮、陳式を遣はして攻めて武都・陰平の二郡に克つことも、亦、書せず。以て四年、蜀の將魏延、大に魏の雍州の刺史郭淮を陽谿に破り、五年、亮、軍を祁山に出し、司馬懿、張郃を遣はして來り救はしめ、郃殺さるるに及ぶまで、亦、皆、書せず。并に郭淮の傳にも、亦、魏延と交戦するの事無し。此れ其書法専ら敗を諱み勝を誇るを以て體を得たりと爲すことを見る可きなり。乃至蜀の後主の傳にも、街亭の敗は、亦、書せず。但だ、「亮、祁山を攻む。克たず」と云ふのみ。豈に壽、史を作るの法を以て、必ず應に是の如く迴護すべしとするか。又、抑、壽の據る所の各國の原史、本已に諱みて書せず、遂に其舊に仍り、而して復た訂正せざるか。又、魏武紀及び袁紹の傳に、官渡の戦に、紹、淳于瓊を遣はし、萬人を率ゐて糧を迎へしむ。操自ら兵を率ゐて破りて瓊を斬る。未だ營に還らざるに、紹の將高覽・張郃來り降る。紹の衆遂に大に潰ゆ。是れ郃・覽等が降るに因

【六】 郭淮の傳は三國志第二十六卷魏書に載す。

【七】 張郃の傳は三國志第十七

りて、紹の軍潰ゆるなり。張郃の傳には則ち謂はく、「郃、紹に告げて、將を遣はして急に瓊を救はしむ。郭圖曰はく、「先づ其本營を攻むるに如かず。操必ず還り救はん」と。紹果して輕騎を遣はして瓊を救はしめ、自ら大兵を以て操の營を攻む。下す能はず。而して操已に瓊を破る。紹の軍潰ゆ。郭圖、郃を諍して曰はく、「郃、軍の敗を快とし、言を出すこと不遜なり」と。郃懼れ、乃ち操に歸す」と。是れ、郃、紹の軍潰えて後郭圖の諍を懼るるに因りて、操に降るなり。紀・傳、皆、陳壽の一手の作る所にして、而も岐互することは是の如し。蓋し壽、郃が魏の名將たるを以て、故に其の袁に背き曹に降るの事に於て、必ず先づ其の已むを得ざるの故を著はし、之が爲めに解説するなり。又、華歆、曹操の令を奉じ、宮に入りて伏后を收む。后、壁中に藏る。歆就きて后を牽きて出で、遂に后を將ゐて暴室に下す。暴に崩す。而して歆の傳には絶えて載せず。劉放・孫資、中書に在り、久しく機密を掌る。夏侯獻・曹肇等、之を惡み、殿中の雞棲樹を指して曰はく、「此れ亦久し。其れ復た能く幾ばくぞ」と。此れ猶ほ忌者の口に出づ。蔣濟に至りては魏の名臣たり。而して疏して言はく、「左右の人、未だ必ずしも大臣よりも賢ならず。今、外の言ふ所は、輒ち云はく、「中書は、恭愼にして敢て外交せずと雖も、而も實に事要を握り、日に目前に在り。倘し疲倦の間に因りて、割制する所有らば、衆臣、其の能く事に推移するを見、即ち亦因りて之に向はん」と。是れ、放・資二人の竊に威福を弄するを見る可し。

【八】華歆の傳は三國志第十三卷魏書に載す。

其後、明帝の危きに臨むに乗じ、司馬懿を以て政を輔けしめんと請ひ、遂に、權移り祚易るに至る。故に當時、二人の奸邪にして國を誤るを病まざるは無し。晉書の荀勗の傳に、論者、勗が國を傾け時を害するを以て、孫資・劉放の亞と爲す。知る可し、二人の名、晉の時に至るまで、猶ほ世の詬罵する所と爲りしことを。而して壽、二人の合傳を作り、其身、近密に在り、毎に羣臣の諫に放・資を以て正人と爲し、當時の物議と大に相反するなり。蓋し二人、魏に忠ならずと雖も、而も晉に功有り、晉人、之を徳とす。故に壽爲めに佳傳を作る。是れ惟だ本紀に於て諱む所多きのみならず、并に列傳の中にも亦諱む所多きなり。

【九】荀勗の傳は晉書第三十九卷に載す。

三國志、事を書するに實を得たる處

三國志は、迴護多しと雖も、而も其の翦裁し斟酌する處、亦自ら筆を下すに苟くもせざる者有り。他書を參訂して、而る後、其の矜慎なるを知るなり。袁宏の漢紀に、曹操薨じ、子丕、位を襲ぐとす。漢帝の、嗣丞相魏王に命する一詔有り、壽志には之れ無し。獻帝の傳に、禪代の時、李伏・劉虞・許芝等の勸進表十一道有り。丕、令を下して固辭すること、亦十餘道あり。壽志には亦盡く之を

三國志、事を書するに實を得たる處

刪り、惟だ九錫文一篇・禪位策一通を存するのみ。故に壽書は、宋・齊・梁・陳諸書に比して、較や簡淨と爲す。董卓の亂に、曹操尙ほ未だ政を輔けず。故に魏紀の内に、詳敘する能はず。而も其事、又、記せざる可からず。則ち卓の傳の内に於て之を詳かにす。此れ事を敘するに位置に善きなり。甄後の死に至りては、本紀には、其の暴に亡するを言はずと雖も、而も後の傳の中に、尙ほ明かに、文帝踐阼し、郭后・李陰貴人竝に愛幸せられ、甄志を失ひ、怨言を出し、帝怒り、遂に死を賜ふことを言ふ。是れ之を紀に諱むと雖も、猶ほ之を傳に載するなり。郭後の死は、漢晉春秋には、「文帝、郭を寵し、而して甄に死を賜ひ、即ち郭をして其子明帝を母養せしむ。明帝、之を知り、位に即きて後、數、郭后に向つて母の死状を問ふ。后曰はく、「先帝自ら殺せり。何ぞ我を責問する」と。帝怒り、遂に之を逼殺し、甄後の故事の如くにして以て斂せしむ」と謂ふ。魏略には、則ち「甄、歿するに臨みて、明帝を以て李夫人に託す。郭太后崩するに及びて、李夫人始めて、甄が諧せられて慘死し、大斂を得ざるの状を説く。帝、哀感して涕を流し、郭太后を殯すること一に甄の法の如くせしむ」と謂ふ。前の説に由れば、則ち郭、明帝に逼られて死するなり。後の説に由れば、則ち郭死して後、明帝始めて舊事を知り、而して惡殯を以てするなり。案するに、明帝、位に即き、郭、皇太后と爲り、凡そ九年にして始めて崩す。若し明帝、怨に報いんと欲せば、豈に如許の久しきに至らんや。則ち逼殺の説は、當に是れ訛傳なるべし。或は死後、李夫人の言に因りて、而して斂するに禮を

以てせず、或は生前、明帝、之を恨むと雖も、而も先帝の立つる所なるを以て、猶ほ崇ぶに虚名を以てし、之を許昌に徙し、而して未だ嘗て逼り殺さざるなり。魏、文帝已に洛陽に都せしより、明帝更に大に洛陽の宮室を營む。何を以て帝は洛陽に居り、而して太后は許に居る。此れ當日の情事を見る可し。壽志、明帝紀に於て、「皇太后崩す」と書し、郭后傳に、亦但だ「太后、許昌に崩す。首陽陵の西に葬る」と云ひ、絶えて其の害せらるるの迹を見ず。蓋し甄の、死を賜ふは、實事に係る、故に傳に之を書す。郭の逼殺は訛傳に係る、故に傳に書せず。亦、事を記するの慎めるを見るに足るなり。而して「許昌に崩す」の四字を以て、略ぼ其の宮闈に在らざるを見はす。此れ又、史を作るの微意なり。〔一〕正元二年、母邱儉反するや、世語には「司馬師、天子を奉じて儉を征す。儉既に破れ、天子先づ歸る」と謂ふ。裴松之、遍く諸書を考ふるに、惟だ諸葛誕の反する時のみ、司馬昭、太后及び常道郷公を挾みて之を征す。故に詔に云へる有り、「今宜しく太后と朕と暫く戎に臨むべきなり」と。母邱儉を征する時は、則ち常道郷公、竝に未だ親ら行かず。壽志には但だ「司馬景王、儉を征し、其首を斬る」と云ひ、而して「帝親征す」と言はず。亦、其考訂の核なるを見るなり。魚豢の魏略に、「劉備、小沛に在り、子禪を生む。後、曹公來り伐つに因りて出で奔る。禪時に年數歳、人に隨つて漢中に入る。劉括といふ者有り、養うて以て子と爲す。已に妻を娶り子を生む。禪、

- 〔一〕 情事。眞實の事情なり。
- 〔二〕 正元。魏主芳の年號。皇紀九一四一九一五。西紀二五四一五。

其父の字は玄徳なるを記す。比隣に、又、簡姓の者有り。會、備、益州を得、簡雍をして漢中に到らしむ。禪、簡を見る。簡、之を訊ふ。符驗あり。以て張魯に告ぐ。魯乃ち禪を備に送る」と謂ふ。案するに後主、荊州に生れ、長坂の敗に當りて、方に襁褓に在り。趙雲、抱きて奔り、免るを得たり。其後、位に即く。時に年十七なり。位に即くの明年、諸葛亮、益州の牧を領し、主簿杜微に書を與へて曰はく、「朝廷今年十八」と。此れ證とす可きなり。若し小沛に生るる時は、則ち已に三十餘歳なり。陳壽、諸葛集に據り、「位に即く時年十七」と書し、而して竝に、奔りて漢中に入り、人の養子と爲るの事無し。魏略には「諸葛亮、先づ、劉備に見ゆ。備、其の年少なるを以て之を輕んず。亮説くに、「荊州は人少し。當に令して客戸をば皆藉に著けしめて以て衆を益すべし」と。備、此に由りて亮を知る」と謂ふ。然れども亮の出師表に「先帝、臣が卑鄙なるを以てせず、三たび臣を草廬の中に顧みる」と謂ふ。是れ備先づ亮を見、亮先づ備を見るに非ざるなり。壽志の「亮の本傳に、「徐庶、先主に謂ひて曰はく、「諸葛孔明は臥龍なり。就きて見る可し。屈致す可からず」と。是に由りて先主、遂に亮に詣る。凡そ三たび往きて乃ち見る」と。此の如きの類、壽が史を作る時異説に惑はされざるを見る可し。又、孫策出行し、許貢の客の射中つる所と爲り、創つきて死す。江表傳・志林・搜神記、皆、以て策が道士于吉を殺すの報と爲す。壽、策の傳を作り、獨り以て妖妄と爲し、削りて書せず。

- 【四】 諸葛亮の傳は三國志第三十五卷蜀書に載す。
- 【五】 孫策の傳は三國志第四十六卷吳書に載す。

亦、其の識有るを見る。

三國志、傳を立つるに繁簡同じからざる處

陳壽、三國の諸臣の傳を立つるに、舊史に較べて増有り刪有り。魏略の賈逵の傳の如き、尙ほ李孚・楊沛二人有りて卷を同じうす。壽志には此二人無し。魏武故事に、屯田の策、棗祗に起り、任峻に成ることを載す。壽志には則ち峻有りて祗無し。又、吳の黃武四年、丞相孫邵卒す。顧雍を以て丞相と爲す。是れ邵が相と爲ること、雍の前に在り。乃ち雍は傳有りて而して邵は傳無し。志林に謂はく、「邵、張惠恕と睦しからず。史を作る者は章躍にして、乃ち惠恕の黨なり。故に爲めに傳を立てず。而して壽志も亦之を遺る」と。然れば則ち壽志に傳を立てるは、悉く舊史に本づく。舊史の無き所の者は、概ね書せざるなり。然れども孚沛祗等の如き、舊史の有る所の者は、何ぞ又之を刪れる。或は其の事蹟の紀す可き無きを以てなるか。蜀の後主將に出で降らんとするに至りて、其子北地王禪怒りて曰はく、「若し理窮まり力屈きなば、便ち當に父子君臣、城を背にして一戦し、同じく社稷に死すべし」と。禪聽かず。諶、昭烈の廟に哭し、先づ妻子を殺し、而して後自殺す。事、漢晉春秋に見ゆ。此れ豈に傳無きを得んや。乃ち壽志には、僅に後主の傳の内に於て、其の節に死するを附

- 【一】 倉慈の傳は三國志第十六卷魏書に載す。
- 【二】 楊戲の傳は三國志第四十五卷蜀書に載す。
- 【三】 王嗣等の傳は三國志第四

見す。而して王子の傳の内には、專傳を立てず。未だ太だ略なるを免れざるなり。亦、附傳を以て其詳を見はす者有り。倉慈の傳の後に、吳璣・任煥・顔斐・令狐邵・孔父等を歴敘するが如きは、其の皆良吏なるを以てして、之を類敘するなり。蜀の楊戲に季漢輔臣贊有り、竝に戲の傳の後に載す。其中、壽が未だ傳を立てざる所の者有り、則ち各人の下に於て、其歴官行事を註し、以て人人に傳を立つるの煩を省く。又、益部耆舊傳を採り、内に王嗣・常播・衛繼の三人を増す。是に由りて、蜀の臣略ぼ遺す無し。吳志の陸凱の傳に、其の孫皓を諫むる二十事一疏を増す。本、之を傳聞に得たり。故に云ふ、『予、荆揚より來り、此疏を得、之を吳人に問ふ。多くは「凱に此有るを聞かず」と云ふ。且つ其文切直にして、恐らくは皓の肯て受くる所に非ざらん。或は以爲へらく、「凱、之を篋笥に藏し、未だ敢て上らず。病篤きに及びて、皓、董朝を遣はし來りて疾を視しむ。因つて以て之に付せしならん」と。虛實明かにし難し。然れども其の皓の事を指摘し、後の戒と爲すに足るを以て、故に凱の傳の後に列すと云ふ』と。是れ其編纂、亦多く詳慎なるなり。方伎傳の内、華佗は則ち其の一證を治すれば即ち一證に效あるを敘し、管輅は則ち其の一事を占すれば即ち一事に驗有るを敘し、獨り朱建平の傳に於ては、其の相する所の者若干人を總敘し、而して又各人の徵驗を後に總敘するが如きに至りては、此れ又、傳を作るの變體にして、亦別に一法門を開けるなり。

- 【一】 十五卷蜀書楊戲の傳に附載す。
- 【四】 陸凱の傳は三國志第六十卷吳書に載す。
- 【五】 華佗等の傳は三國志第三十九卷魏書に載す。

を開けるなり。

三國志の誤處

魏武紀に、建安二年、汝南の黃巾の賊何儀・劉辟・黃邵・何曼等、衆各數萬。操、軍を進めて討ちて之を破り、辟・邵等を斬る。是れ辟已に戮に就きしなり。而して建安五年、操、袁紹と、官渡に相拒ぐ。汝南の降賊劉辟等、叛きて紹に應じ、許下を略す。紹、劉備をして辟を助けしむ。是れ辟初め未だ嘗て死せず、但だ操に降りしのみにして、此に至りて又叛きて紹に應ずるなり。一紀の中に已に岐互すること此の若し。而して

【一】 建安。後漢の獻帝の年號。皇紀八五六―八八〇。西紀一九六一―二〇。

【二】 于禁の傳は三國志第十七卷魏書に載す。

【三】 高堂隆の傳は三國志第二十五卷魏書に載す。

して于禁の傳に、禁、黃巾を征するに従ふ。劉辟・黃邵等、夜、操の營を襲ふ。禁撃ちて之を破り、辟・邵等を斬る。此事、敘して、從つて官渡に戦ふの前に在り。即ち建安二年の事なり。則ち辟實に已に死せるなり。蜀の先主の傳に、操、紹と官渡に相拒ぐ。汝南の黃巾劉辟等、曹に叛きて紹に應ず。紹、先主を遣はし、辟等と與に許下を略せしむ。則ち又、是れ建安五年の事にして、而して辟尙は在るなり。何を以て紀傳又適相符するか。豈に其時、兩りの劉辟有るか。高堂隆の傳に、魏の明帝、大に宮室を營む。隆、疏して諫めて曰はく、『今、吳蜀の二賊、帝と稱す。人有り來り告ぐるが若くんば、權・備竝に德

政を修む。陛下、之を聞き、豈に惕然たらざらんや」と。案するに、蜀の先主は、魏の文帝の黃初四年に崩す。何ぞ明帝の時に於て尙ほ權・備と稱するを得んや。此れ必ず誤字有るならん。吳の孫輔の傳に、其子松、射聲校尉都鄉侯たり。黃龍三年、卒す。蜀の丞相諸葛亮、兄瑾に書を與へて曰はく、「既に東朝の厚遇を受け、子弟に依依たり。又子喬は良器なり、之が爲めに惻愴す。其の亮に與ふる所の器物、感じて用つて流涕す」と。其の松を悼むこと此の如し。亮の養子喬の述に由ると云ふ。此段の文字、最も解す可からず。子喬は乃ち瑾の子、出でて亮に繼ぎて後と爲る者にして、蓋し子喬嘗て亮の爲めに松の人と爲りを述ぶるなり。然れども謂はゆる『子弟に依依たり』及び『亮に與ふる器物』とは、果して何の謂ぞや。豈に亮、前に使を奉じて吳に至る時、松と相識り、其後、松又喬に託して器物を亮に附致せるか。然れども文義究めて明晰ならず。陸抗の傳に、抗、西陵を都督し、關羽より白帝に至ると。白帝は夔州城なり。關羽も或は亦地名ならん。蓋し羽、荊州を守り、後人遂に其名を以て其地に名づくるならんのみ。此れ尙ほ誤有るに非ず。(六)夏侯惇の傳に、建安二十一年、孫權を征するに從ふ。二十四年、曹操、呂布の軍を摩陂に撃ち破り、惇を召して同じく載せ、以て之を寵異すと。案するに、操、布を擒にするは、建安二年に在り。建安二十四年を距ること、已に二十餘載なり。何ぞ尙ほ布を破るの事有るを得ん。考ふるに、是時、關羽、

【四】孫輔の傳は三國志第五十一卷吳書に載す。
 【五】陸抗の傳は三國志第五十八卷吳書に載す。
 【六】夏侯惇の傳は三國志第九卷魏書に載す。

曹仁を圍む。操、徐晃を遣はして之を救はしめ、操、洛陽より、親ら往きて應接す。未だ至らざるに、晃、羽を破り、羽已に走る。操遂に摩陂に軍す。則ち惇の傳に云ふ所の呂布は、必ず關羽の訛ならん。又、吳志の孫壹の傳に、孫琳、朱異を遣はして兵を潛めて壹を襲はしむ。壹、魏に奔る。魏、以て車騎將軍と爲し、吳侯に封す。故主齊王芳の貴人邢氏を以て之に妻はす。魏の黃初三年、死すと。案するに、黃初は魏の文帝の年號に係る。文帝より、齊王芳廢せらるるに至るまで、已に二十餘年、何ぞ芳の妃を妻とし、後又黃初に死するを得んや。魏志には、壹の來り降るは、高貴郷公の甘露二年に在り。則ち其の死するは當に景元・咸熙の間に在るべし。今『黃初三年死す』と曰ふは、亦必ず誤ならん。

荀彧の傳

荀彧の傳は、後漢書には、孔融等と卷を同じうす。則ち固に以て漢の臣と爲すなり。陳壽の魏志には、則ち夏侯惇・曹仁等の後に列し、荀攸・賈詡と卷を同じうす。則ち以て魏の臣と爲すなり。案するに董昭等、曹操の功高きを以て、議して、魏公に封じて九錫を加へんと欲す。彧以爲へらく、操、本、義兵を起し、漢室を匡し、忠貞の節を秉る。君子は人を愛するに徳を以てす。宜しく是の如くなるべか

荀彧の傳

【七】孫壹の傳は三國志第五十九卷孫權傳に附載す。
 【八】甘露。皇紀九一六―九一九。西紀二五六―二五九。
 【九】景元。魏の文帝の年號。皇紀九二〇―九二三。西紀二六〇―二六三。
 【一〇】咸熙。魏の元帝の年號。皇紀九二四。西紀二六四。

らすと。是を以て操の意に拂る。會孫權を征す。乃ち表して或が軍を勞はんことを請ふ。或病みて壽春に留まる。操、人を遣はして食を饋る。之を發けば空器なり。遂に藥を飲みて卒す。明年、操乃ち魏公と爲る。是れ或の、漢の爲めにするに心あること、知る可きなり。論者或は謂へらく、『末路、操の意を失ふを以てして死すと雖も、而も其の初め袁紹を去りて操に就く時に當りて、呂布が兗州を攻むるに値ひ、或、操の爲めに堅く鄆城及び范・東河を守り、以て操を待ち、謂へらく、昔、漢高先づ關中を定め、光武先づ河内を取りて以て基と爲せり。此三城は即ち操の關中・河内なりと。復又操に天子を迎へんことを勧め、謂へらく、(一) 晉文、襄王を納れて而して霸を定め、漢高、義帝の喪を發して而して諸侯を得たりと。是れ早く帝王創業の事を以て操に勧むるなり。何ぞ之を忠を漢に盡すと謂ふを得ん』と。知らず、

【一】 晉の文公、周の襄王を復すること、春秋左傳僖公二十五年に見ゆ。

獻帝、董卓の大亂の後に遭ひ、四海鼎沸し、強藩悍鎮、四分五裂し、或計るに、諸臣の中、操に非ざれば、羣雄を削りて以て漢室を匡す能はずと、則ち心を操に歸して之が爲めに力を盡さざるを得ず、操の爲めにするは、即ち漢の爲めにする所以なることを。其の初め操に天子を迎へんことを勧むるや、操に謂ひて曰はく、『將軍、難を外に禦くと雖も、乃ち心は王室に在らざる無し。是れ將軍が天下を匡すの素志なり。誠に此時に因りて主上を奉じて以て民望に従ふは、大順なり。至公を秉りて以て雄傑を服するは、大略なり。宏義に扶りて以て英俊を致すは、大徳なり』と。是れ或が操に藉りて以て

漢を匡さんと欲するの本懐を知る可きなり。且つ是時、操も亦未だ遽に神器を覬覦するの心有らざるなり。功績日に高く、權勢已に極まるに及びて、董卓等が加ふるに上公・九錫を以てせんと欲するは、則ち復た人臣の事に非ず。或も亦明かに操の心已に僭妄を懷くを知る。而も終に肯て附和せず、姑く名義を以て之を折く。之を卒ふるに操に忌まれ、而して藥を飲みて以て殉す。其の劉の爲めにするの心、亦、共に天下に白かにす可し。陳壽已に魏の臣の内に入る。范蔚宗獨り提出して後漢書の傳に列し、論に『其の正に歸するを取るのみ。亦、身を殺して以て仁を成すの義なり』と明言す。此れ實に平心の論なり。壽、傳末に於て、亦云はく、『或死するの明年、操遂に魏公と爲る』と。則ち亦、或死せざりせば操尙ほ未だ敢て此と爲らざりしならんことを見る。則ち又、公道自ら人心に在り、而して誣讒を容れざる者なり。

【二】 臧洪の傳は三國志第七卷魏書に載す。後漢書には第十八卷に載す。

又案するに、臧洪は自ら是れ漢末の義士にして、其の張超と交を結び、後、袁紹と兵を交ふるの處、皆、曹操に關する無きなり。則ち魏紀の内、本、必ずしも傳を立てざる可し。而して壽、之を張邈の次に列す。蓋し其氣節之を没するに忍びざるを以てなるのみ。蔚宗特に後漢書の内に傳し、壽志に已に洪の傳有るを以てして遂に之を遺れざるなり。亦、其編訂の正を見る。

荀彧・郭嘉の二傳の附會の處

左傳に、卜筮の奇中を載する處、陳敬仲が齊に奔るとき、繇詞に、「五世にして其れ昌えん。有嬌の後、將に姜に育せられんとす」等の語有り、其後、一字として驗あらざるは無きが如き、繇詞は専ら此一字の爲めにして設くる者に似たり。固より文人、奇を好みて撰造し、以て人聽を動かすなり。陳壽の三國志にも、亦、此に似たる者有り。荀彧の傳に謂はく、「或、袁紹の諸臣を料るらく、田豐は剛にして上を犯し、許攸は貪にして治めず、審配は專にして謀無く、逢紀は果にして自ら用ふ。此二人、留まりて後事を知る。若し攸の家、法を犯さば、配縦さざらん。攸を縦さずんば必ず變を爲さん」と。後、審配果して攸の家の不法を以て、其妻子を録す。攸怒り、遂に紹に背きて操に降る」と。又、郭嘉の傳に、「操、紹と、官渡に相持す。或は傳ふ孫策將に許を襲はんとすと。嘉曰はく、「策は勇にして備無し。若し刺客あり伏起らば、一人の敵なるのみ」と。策果して許貢の客の殺す所と爲る」と。此二事、或、嘉の逆め料ること、神と謂ふ可し。然れども豈に能く攸の必ず犯し、配の必ず變を激し、策の必ず匹夫の手に死することを知らんや。而るに操ること左券の若きは、乃ち亦左傳の穿鑿附會の如き母からんや。

- 【一】 陳敬仲、齊に奔ること。左傳莊公二十二年に見ゆ。
- 【二】 郭嘉の傳は三國志第十四卷蜀書に載す。

陳壽、諸葛亮を論ず

(一) 陳壽の傳に、「壽の父、馬謖の參軍と爲り、謖、諸葛亮の誅する所と爲り、壽の父も亦免せらる。故に壽、(二) 亮の傳を爲り、「將、略は長ずる所に非ず」と謂ふ」と。此れ眞に無識の論なり。亮の及ぶ可からざる處は、原、必ずしも兵を用ふるを以て長を見ず。壽が諸葛集を校定する表を觀るに、言はく、「亮、科教嚴明に、賞罰必信に、惡として懲らさざる無く、善として顯さざる無く、吏、奸を容れず。人、自ら勵まんとことを懷ふに至る。今に至るまで、梁益の民、甘棠の・召公を詠じ、鄭人の・子産を歌ふと雖も、以て過ぐる無きなり」と。又、亮の傳の後評に曰はく、「亮の、治を爲すや、誠心を開き、公道を布き、善は微として賞せざる無く、惡は織として貶せざる無く、邦域の内咸畏れて而も之を愛し、刑政、峻なりと雖も而も怨む者無きに終る。其の心を用ふること平かにして勸戒明かなるを以てなり」と。其の孔明を頌する、獨り其大を見ると謂ふ可し。又、(三) 楊洪の傳に、「亮、立を廢して民と爲す。亮卒するに及びて、立泣いて、「吾終に左衽と爲らん」と曰へり」と謂ひ、(四) 李平の傳にも、

- 【一】 陳壽の傳は晉書第八十二卷に載す。
- 【二】 諸葛亮の傳は三國志第三十五卷蜀書に載す。
- 【三】 楊洪の傳は三國志第四十一卷蜀書に載す。
- 【四】 廖立の傳は三國志第四十卷蜀書に載す。
- 【五】 李平の傳は三國志第四十卷蜀書に載す。

亦、『平、亮の廢する所と爲る。亮卒するに及びて、平遂に病を發して死す。平常に、亮在らば當に自ら補復すべからんことを冀ふ。後人は能はざることを策るが故なり』と謂ふ。壽、又、孟子の言を引き、以爲へらく、(さいつげう) 侯道をもて民を使へば、勞すと雖も怨みず、生道をもて民を殺せば、死すと雖も殺す者を怨みずと。此れ眞に能く王佐の心事を述ぶ。兵を用ふるに克捷する能はざるに至りても、亦明言すらく、『與に對敵する所、或は人傑に値ひ、加ふるに衆寡倅しからず、攻守、體を異にするを以てす。又、時に名將無し。故に功業をして陵遲せしむ。且つ天命、歸する有り、智力を以て争ふ可からざるなり』と。壽、司馬氏に於て、最も迴護多し。故に亮、懿に巾幗を遺り、及び死せる諸葛、生ける仲達を走らす等の事、傳中、皆、敢て書せず。而して持論獨り此の如し。固に其の諸葛に折服すること深きを知る。而るに其の父が兇せらるるの故を以て此を以て貶を寓すと謂ふは、眞に輕重を識らざる者なり。

【六】侯道云云。孟子盡心上篇の語。

裴松之の三國志註

宋の文帝、裴松之に命じて、三國の異同を采り、以て陳壽の三國志を註せしむ。松之、鴻に傳記を集め、異聞を増廣し、書成りて奏進す。帝覽て之を善みして曰はく、『此れ不朽と謂ふ可し』と。其表に云はく、『壽の書、銓敘、觀る可し。然れども失、略に在り、時に脱漏する所有り。臣、旨を奉じて

尋詳し、務めて、周悉するに在り。其の壽の載せざる所にして、而も事、宜しく存録すべき者は、畢く取らざるは罔し。或は同じく一事を説き、而して辭、乖雜する有り、或は事を出すこと本異なり、疑うて判する能はざる者は、竝に皆鈔内し、以て異聞に備ふ』と。此れ松之が註を作る大旨、搜輯の博くして以て壽の闕を補ふに在るなり。其の訛謬乖違する者有れば、則ち己の意を出して辨正し、以て註内に附す。今案するに、松之が引く所の書、凡そ五十餘種、謝承の後漢書、司馬彪の續漢書、九州春秋、戰略序傳、張璠の漢紀、袁暉の獻帝春秋、孫思光の獻帝春秋、袁宏の漢紀、習鑿齒の漢晉春秋、孔衍の漢魏春秋、華嶠の漢書、靈帝紀、獻帝紀、獻帝起居注、山陽公載記、三輔決錄、獻帝傳、漢書地理志、續漢書郡國志、蔡邕の明堂論、漢末名士錄、先賢行狀、汝南先賢傳、陳留耆舊傳、零陵先賢傳、楚國先賢傳、荀綽の冀州記、襄陽記、英雄記、王沈の魏書、夏侯湛の魏書、隱潛の魏紀、魏の文帝の典論、孫盛の魏世籍、孫盛の魏氏春秋、魏略、魏世譜、魏武故事、魏名臣奏、魏末傳、吳人の曹瞞傳、魚氏典略、王隱の蜀記、益都耆舊傳、益都耆舊雜紀、華陽國志、蜀本紀、注隱の蜀紀、郭仲記、諸葛五事、郭頌の魏晉世語、孫盛の蜀世譜、韋曜の吳書、胡沖の吳歷、張勃の吳錄、虞溥の江表傳、吳志、環氏の吳紀、虞預の會稽典錄、王隱の交廣記、王隱の晉書、虞預の晉書、干寶の晉紀、晉陽秋、傅暢の晉諸公贊、陸機の晉惠帝起居注、晉泰始起居注、晉百官表、晉百官名、太康三年地理記、帝王世紀、河圖括地象、皇甫謐の逸士傳、列女傳、張隱の文士傳、虞喜の志林、陸氏の異林、荀

易の文章敍録、文章志、異物志、博物記、列異傳、高士傳、文士傳、孫盛の雜語、孫盛の雜記、孫盛の同異評、徐衆の三國評、袁子、傅子、干寶の搜神記、葛洪の抱朴子、葛洪の神仙傳、衛恆の書勢序、張儼の默記、殷基の通語、顧禮の通語、摯虞の決疑、曹公集、孔融集、傅咸集、嵇康集、高貴鄉公集、諸葛亮集、王朗集、庾闡の揚都賦、孔氏譜、庾氏譜、孫氏譜、嵇氏譜、劉氏譜、王氏譜、郭氏譜、陳氏譜、諸葛氏譜、崔氏譜、華嶠譜、袁氏世紀、鄭元別傳、荀彧別傳、禰衡傳、荀氏家傳、邴原別傳、程曉別傳、王弼傳、孫資別傳、曹志別傳、陳思王傳、王朗家傳、何氏家傳、裴氏家記、劉廙別傳、昭別傳、鍾會別傳、虞翻別傳、趙雲別傳、費禕別傳、華佗別傳、管輅別傳、諸葛恪別傳、何邵作の王弼傳、繆襲撰の仲長統の昌言表、傅元撰の馬先生序、會稽邵氏家傳、陸機作の顧譚傳、陸氏世頌、陸氏祠堂像贊、陸機の作る所の陸遜銘、機雲別傳、蔣濟の萬機論、陸機の辨亡論なり。凡そ此の引く所の書、皆、書名を註出す。其の採輯の博きを見る可し。范蔚宗、後漢書を作る時、想ふに松之が引く所の各書、尙ほ俱に世に在りしならん。故に壽志の載せざる所を補ふ者有り。今、各書間、流傳する有ること、已に十の一に及ばず。壽及び松之・蔚宗等、當時已に皆閱過せしなり。其の取らざる者は、必ず自ら説有らん。今轉じて、此の偶然流傳するの一二本に據りて以て壽等の書を駁せんと欲するは、多く其の量を知らざるを見るなり。

卷の七

漢、古の九州に復す

後漢書に、「建安十八年、禹貢の九州に復す」と。魏志にも亦稱す、「是年、詔書して、十四州を并せて九州と爲す」と。獻帝春秋に謂はく、「幽・并州を省きて冀州に入れ、司隸校尉及び涼州を省きて雍州に入る。是に於て、兗・豫・青・徐・荆・揚・冀・益・雍の九州有り」と。按ずるに、荀彧の傳に、「建安九年、或るひと曹操に説く、「宜しく古の九州に復すべし。則ち冀州の制する所の者廣からん」と。或曰はく、「是の若くせば、則ち冀州は當に河東・馮翊・扶風・西河・幽・并の地を得べく、奪ふ所の者衆からん。關右の諸將、必ず、次を以て奪はれんと謂ひ、將に人人自ら保せんとす。恐らくは天下未だ圖り易からざらん」と。操乃ち九州の議を寢む。是に至りて乃ち重ねて之を復す」と。蓋し是時、幽・并及び關中の諸郡國、皆已に削平せらる。操自ら張本を爲し、盡く以て將來王畿の地と爲さんと欲するが故なり。是年の前に於て、已に蕩陰・朝歌・林慮・衛國・頓邱・東武陽・發干・瘦陶・曲周・南和・任城・襄國・邯鄲・易陽を割きて、以て魏郡を益し、是年、又、冀州の河東・河内・魏郡・趙國・中山・常山・鉅鹿・安平・甘陵・平原の十郡を以て、操を封じて魏公と爲すを觀れば、九州を復するは正に禪代の地を爲すを見

漢、古の九州に復す

る可きなり。

關張の勇

漢以後、勇を稱する者は、必ず關張を推す。其の(一)二公の本傳に見ゆる者は、袁紹、顏良を遣はして劉延を白馬に攻めしむ。曹操、張遼、關羽をして延を救はしむ。羽、良の麾蓋を望見し、即ち馬に策うちて良を萬人の中に刺し、其首を斬りて還る。紹の將、能く當る者莫し。當陽の役に、先主、妻子を棄てて走り、張飛をして二十騎を以て後を拒がしむ。飛、水に據り橋を斷ち、目を瞋らし矛を横たへて曰はく、「身は是れ張益徳なり。來りて共に死を決して戦ふべし」と。皆、敢て近づく者無し。二公の勇、傳記に見ゆる者、止だ此のみ。而して其時に當りて、其威名を震れざる者有る無し。魏の(二)程昱曰はく、「劉備は英名有り、關羽・張飛は皆萬人の敵なり」と。

- 【一】 關羽・張飛の傳は三國志第三十六卷蜀書に載す。
- 【二】 程昱の傳は三國志第十四卷魏書に載す。
- 【三】 周瑜の傳は三國志第五十四卷吳書に載す。

(魏志) 劉奕、曹操に漢中を取るの勢に乗じて進んで蜀を取らんことを勸めて曰はく、「若し小しく之を緩くせば、諸葛亮は、國を治むるに明かにして、而して相と爲り、關羽・張飛は、勇、三軍に冠たり、而して將と爲れば、則ち犯す可からざらん」と。(魏志) 此れ魏人の、其勇に服するなり。(三)周瑜、密に孫權に疏して曰はく、「劉備、梟雄の姿を以てし、而して關羽・張飛の熊虎の將有り、必ず久しく屈し

て人の用を爲す者に非ず」と。(吳志) 此れ吳人の、其勇に服するなり。特に此のみならざるなり。晉の劉遐、賊を撃つ毎に、堅を陥れ鋒を摧く。冀方、之を關羽・張飛に比す。(晉書) 苻秦、閻負殊を遣はして張元靚に使せしめ、其本國の將帥を誇る、「王飛・鄧羌といふ者有り、關張の流、萬人の敵なり」と。

【四】 劉遐の傳は晉書第八十一卷に載す。

【五】 檀道濟の傳は宋書第四十三卷に載す。

【六】 薛安都の傳は南史第四十卷に載す。

【七】 文惠太子之傳は南齊書第二十一卷に載す。

【八】 楊大眼の傳は魏書第七十三卷に載す。

【九】 崔延伯の傳は魏書第七十三卷に載す。

【一〇】 蕭摩訶傳は陳書第三十一卷に載す。

秃髮儁檀、人才を宋敵に求む。敵曰はく、「梁松・趙昌は、武、飛羽に同じ」と。李庠、膂力、人に過ぐ。趙嶽、之を器として曰はく、「李元序は一時の關張なり」と。(晉書) 宋の檀道濟、勇力有り、時に以て關羽・張飛に比す。(宋書) 魯爽反す。沈慶之、薛安都をして之を攻めしむ。安都、爽を望見し、即ち馬を躍らし大呼して直に之を刺す。手に應じて倒る。時人謂へらく、關羽の、顏良を斬るも、是に過ぎざるなりと。(南史) 齊の垣廙生、拳勇獨出す。時人、以て關羽・張飛に比す。(齊書) 魏の楊大眼、驍果なり。世以爲へらく、關張も之に過ぎざるなりと。(魏書) 崔延伯、莫折念生を討ち、既に勝つや、蕭寶寅曰はく、「崔公は古の關張なり」と。(魏書) 陳の吳明徹、北のかた高齊を伐つ。尉破胡等十萬の衆來り拒ぐ。西域の人有り、矢、虚發無し。明徹、蕭摩訶に謂ひて曰はく、「若し此胡を殲さば、則ち彼の軍、氣を奪はれん。君、關張の名有り、顏良を斬る可し」と。摩訶即ち陣を出で、銑を擲ちて之を

殺す。(陳書)以上は皆各史に見ゆる者なり。見る可し、二公の名、惟だ同時の人望みて之を畏るのみならず、身後數百年、亦、人の震れて之に驚かざる無きことを。威聲の垂るる所、今に至るまで朽ちず。天生の神勇、固に虚しからざるなり。

荊州を借すの非

荊州を借すの説、吳人の事後の論より出づ。而して當日の情事に非ざるなり。江表傳に謂はく、「曹操を破りて後、周瑜、南郡の太守と爲り、南岸の地を分ちて以て劉備に給す。而して劉表の舊の吏士、北軍より脱れ歸る者、皆、備に投ず。備、給する所の地、供するに足らざるを以て、孫權に從つて荊州の數郡を借る」と。(魯肅の傳にも亦謂はく、

【一】魯肅の傳は三國志第五十四卷吳書に載す。

「備、京に詣りて權を見、荊州を都督せんことを求む。肅、權に勸めて之を借して共に操を拒がしむ。操、「權、地を以て備に資す」と聞き、方に書を作り、筆を地に落す。後、肅、關羽を邀へて荊州を索め、羽に謂ひて曰はく、「我が國、土地を以て卿の家に借ししは、卿の家、軍敗れて遠く來り、以て資と爲す無かりしが故なり」と。權も亦論ず、「肅、二長有り。惟だ吾に勸めて元德に地を借さしめしは、是れ其一短なり」と。此れ荊州を借すの説の由來する所にして、而して皆吳人の語に出づるなり。夫れ借すとは、本、我の有する所の物にして、而して人に假與するなり。荊州は本劉表の地にして、

孫氏の故物に非ず。操が南下する時に當りて、孫氏の江東の六郡、方に、自ら保つ能はざらんことを恐る。諸將、咸、權に操を迎へんことを勸む。權獨り、願はず。會、備、諸葛亮を遣はして來りて好を結ばしむ。權、遂に、備に藉りて共に操を拒がんと欲す。其時、但だ、操に敵せんことを求む。未だ敢て荊州を得んことを冀はざるなり。亮、權に説くや、權即ち曰はく、「劉豫州に非ざれば、操に敵す可き者莫し」と。乃ち周瑜、程普等を遣はして、亮に隨つて備に詣り、力を并せて操を拒がしむ。(亮傳)是れ且く備を以て操を拒ぐの主と爲さんと欲し、而して己、從と爲るなり。亮又曰はく、「將軍能く豫州と心を同じくして操を破らば、則ち荆吳の勢強くして、而して鼎足の形成らん」と。是れ此時早く三分の説有り、而して權に荊州を取りて之を借らんことを乞ふに

【二】備、同等の人。

非ざるなり。赤壁の戰に、瑜、備と共に操を破る。(吳志)華陽の役に、備獨り操を追ふ。(山陽公)其後、曹仁を南郡に圍むとき、備亦身づから行間に在り。(蜀志)未だ嘗て獨り吳の力を出して、而して備坐して其成を享くるにあらざるなり。曹を破りて後、備、京に詣りて權を見る。權、妹を以て之に妻はす。瑜密に疏して備を京に留めんと請ふ。權納れず、以爲へらく、正に當に英雄を延擧すべしと。是れ權、方に、備が荊州に在りて以て屏蔽と爲らざらんことを恐るるなり。操走りて華容の險を出で、喜んで諸將に謂ひて曰はく、「劉備は吾が儔なり。但だ計を得ること少しく晚きのみ」と。(山陽公)是れ操が指數する所の者は、惟だ備のみ、未だ嘗て權に及ばざるなり。程昱、

荊州を借すの非

魏に在り、『備、吳に入る』と聞き、論者多く以爲へらく、權必ず備を殺さんと。昱曰はく、『曹公は天下に敵無し。權、當る能はざるなり。備は英名有り。權必ず之に資りて以て我を禦がん』と。(昱傳)是れ魏の人、亦、只だ備を指數し、而して未だ嘗て權に及ばざるなり。卽し兵力を以てして論ずれば、亮初めて權を見て曰はく、『今、戰士の還る者、及び關羽の精甲、共に萬人、劉琦の戰士も亦萬人に下らず』と。而して權が遣はす所の周瑜等の水軍、亦、三萬人に過ぎず。(亮傳)則ち亦、備に十倍するに非ざるなり。且つ是時、劉表の長子琦、尙ほ江夏に在り。曹を破りて後、備卽ち琦を表して荊州の刺史と爲す。權未だ嘗て(三)異詞有らず。荊州は本琦の地なるを以てなり。時に又南して四郡を征す。武陵・長沙・桂陽・零陵皆降る。琦死するや、羣下、備を推して荊州の牧と爲す。(蜀の先)備卽ち亮を遣はして零陵・桂陽・長沙の三郡を督し、其租賦を收め、以て軍實に供せしむ。(亮傳)又、關羽を以て襄陽の太守・漢寇將軍と爲し、江北に駐まらしむ。(羽傳)張飛を宜都の太守・征虜將軍と爲し、南郡に在り。(飛傳)趙雲を偏將軍と爲し、桂陽の太守を領せしむ。(雲傳)將を遣はして分駐せしむること、惟だ備の指揮する所のままにして、初めより孫氏に關白せず。本權の地に非ざるを以て、故に備必ずしも權に白さず、權も亦來りて備を阻まざるなり。其後三分の勢、已に定まるに迫りて、吳人、赤壁の役は實に吳の兵力に藉りしことを追思し、遂に謂へらく、荊州は當に吳の有と爲るべし、而るに備、之に據ると。始めて、荊州を借

【三】異詞。異論なり。
【四】趙雲の傳は三國志第三十六卷蜀書に載す。

すの説有り。抑、力を合はせて操を拒がんことを思ふ時、備は固より權に資する有り、權も亦備に資する有らずや。權、是時、但だ自ら危亡を救ふのみ。豈に早く、荊州を取るの志有らんや。羽の、魯肅に對へて、『烏林の役に、左將軍、寝ぬるに介を脱せず、力を戮せて曹を破れり。豈に徒らに勞して一塊の土無きを得んや』と曰へるは、(肅傳)此れ不易の論なり。其後、吳・蜀、三郡を争ひ、旋た卽ち和を議し、湘水を以て界と爲し、長沙・江夏・桂陽を分ちて吳に屬し、南郡・零陵・武陵を蜀に屬す。最も平允と爲す。而して吳の君臣、羽の北伐するを伺ひ、荊州を襲うて而して之を有し、反つて一たび荊州を借すの説を、捏して、以て其の應に得べき所を取るを見はす。此れ則ち吳の君臣の狡詞詭説なり。而して荊州を借すの名、遂に流傳して今に至り、并せて一談と爲り、牢として抜く可からず、轉た其曲・蜀に在る者に似たり。此れ耳食の論なり。

【五】捏。捏造する也。
【六】狡詞。狡猾なる詞。

三國の主、人を用ふること各同じからず

人才は三國よりも盛なるは莫く、亦惟れ三國の主、各能く人を用ふ。故に衆力相扶くるを得、以て鼎足の勢を成す。而して其の人を用ふること、亦、各同じからざる者有り。大概、曹操は權術を以て相馭し、劉備は性情を以て相契し、孫氏兄弟は意氣を以て相投す。後世、尙ほ、其心迹を推見す

三國の主、人を用ふること各同じからず

可きなり。荀彧・程昱、操の爲めに畫策し、人の知らざる所、操、一一之を表明し、絶えて攘みて以て己の有と爲さず。此れ固に已に人心をして死せしむるに足る。劉備、呂布の襲ふ所と爲り、操に奔る。程昱、備が雄才有るを以て、操に之を圖らんことを勸む。操曰はく、『今、英雄を收攬する時なり。一人を殺して而して天下の心を失ふは、不可なり』と。然れども此れ猶ほ操と怨有る者に非ず。(二)臧覇、先に陶謙に従ひ、後、呂布を助く。布、操の擒にする所と爲るや、覇、藏匿す。操募りて之を得、即ち覇を以て琅邪の相と爲し、青・徐二州悉く之に委ぬ。是より先、操、兗州に在るとき、徐翁・毛暉を以て將と爲す。兗州亂るるや、翁・暉皆叛く。後、操、兗州を定むるや、翁・暉、覇に投ず。是に至りて操、覇をして二人を出さしむ。覇曰はく、『覇が能く自ら立つ所以は、此を爲さざるを以てなり』と。操、其賢を嘆じ、并に翁・暉を以て郡守と爲す。(覇傳)操、畢諶を以て兗州の別駕と爲す。張邈の叛くや、諶の母妻を劫して去る。操、諶を遣りて往かしむ。諶、頓首して二無し。既に出で、又亡げ歸りて呂布に従ふ。布破るるや、操、諶を生得す。衆、之が爲めに懼る。操曰はく、『人能く親に孝なる者は、豈に君に忠ならざらんや。吾が求むる所なり』と。以て魯の相と爲す。操初め魏種を擧げて孝廉と爲す。兗州の叛くや、操謂へらく、種は必ず我を棄てじと。種走ると聞くに及びて、怒りて曰はく、『種、南のかた越に走り北のかた胡に走らずんば、汝を置かざるなり』と。種が擒にせらるるに及びて、操曰はく、『惟れ其れ才なり』と。

【一】臧覇の傳は三國志第十八卷魏書に載す。

釋して之を用ふ。(本紀)此等は先づ臣たり後に叛くの人なり。既に已に生擒せらる、誰か敢て復た其命を貸さん。乃ち一一、嫌を棄てて録用す。蓋し操、初めて起る時に當りて、方に衆力を藉りて以て事を成さんと欲す。故に此を以て天下に奔走す。(三)楊阜の謂はゆる『曹公能く度外の人を用ふる』なり。其の羣雄を削平し、勢位已に定まるに及びては、則ち孔融・許攸・婁圭等、皆、嫌忌を以て之を殺す。荀彧は素操の謀主たり、亦、其の九錫を阻むを以てして、之を脅して死せしむ。甚だしきは、楊修は素操の賞拔する所の者たるに、陳思王に厚きを以てして之を殺し、崔琰は素操の倚信する所の者たるに、亦、疑似の言を以て之を殺すに至る。然る後、其雄猜の性、久しうして自ら露はれ、而して従前の度外に人を用ふるは、特に矯僞に出で、以て一時の用を濟すなることを知る。謂はゆる權術を以て相馭するなり。劉備に至りては、一たび事を起せば、即ち人心の嚮ふ所と爲る。少時、交を豪傑に結べば、已に多く之に附く。中山の大商張世平・蘇雙等、早く資するに財を以てし、徒衆を糾合するの用と爲す。平原の相を領するや、劉平、刺客を遣はして之を刺さしむ。客反つて情を以て告ぐ。陶謙を救ふや、謙即ち表して豫州の刺史と爲す。謙、病篤きや、命じて徐州を以て備に與へしむ。備、敢て當らず。陳登・孔融、俱に敢く勸めて之を受く。後、呂布の攻むる所と爲り、操に投奔するや、操も亦表して左將軍と爲し、之を禮すること甚だ重し。嗣いで徐州の敗を以て、袁譚に奔るや、譚、歩騎を將りて之を迎ふ。袁紹、備至ると聞き、鄴を出づ

【二】楊阜の傳は三國志第二十卷魏書に載す。

ること二百里にして來り逐ふ。紹敗るるに及びて、備、劉表に奔るや、表又郊迎し、待つに上賓の禮を以てす。荆州の豪傑多く之に歸す。曹の兵來り討ち、備、江陵に奔るや、荆州の人士、之に隨ふ者十餘萬。是時、身、尺寸の柄無し。而して至る所人をして傾倒せしむること此の如し。程昱謂はく、「備甚だ人心を得たり」と。諸葛亮、孫權に對して、亦謂はく、「劉豫州、衆士の慕仰する所と爲ること、水の・海に歸するが若し」と。此れ當時の實事なり。乃ち其の人心を得る所以の故は、史策に見えず。第だ其の諸葛を三顧して咨るに大計を以てするを觀るに、獨り（三）傳巖爰立の風有り。（四）關張・趙雲は、少より結契し、終身奉じて以て周旋す。即ち羈旅奔逃し、人の籬下に寄り、寸土の以て業を立つ可き無きも、而も數人の者は、患難相隨ひ、別に貳志無し。此れ固より數人の者の忠義なり。而も備も亦必ず、深く其隱微を結びて而して解く可からざる者有りしならん。其の吳を征するや、黃權、先づ身を以て寇を嘗みんと請ふ。備、許さず、江北に駐まりて以て魏の師を防がしむ。魏帝の敗退に及びて、道路隔絶し、權、路の歸る可き無し。乃ち魏に降る。有司、權の妻子を收めんと請ふ。備曰はく、「我、權に負く。權、我に負かざるなり」と。權、魏に在り、或るひと言はく、蜀已に其孥を收むと。權も亦、信せず。君臣の相與すること此の如し。孤を亮に託して、「嗣子輔く可くんば之を輔けよ。輔く可からざるは、則ち君自ら之を取

【三】傳巖爰立。書經說命上に見ゆ。殷の高宗、夢に良弼を得、其像を圖し、旁く天下に求む。說、傳巖の野に築き、其像に似たり、爰に立てて相と爲し、左右に置く。

【四】關張。關羽、張飛。

れ」と曰ふに至りては、千載の下、猶ほ其肝膈本懐を見る。豈に眞の性情の流露に非ずや。設し操をして亮を得しめば、肯て此の如く心を委して相任せんや。亮も亦豈に肯て操の用を爲さんや。惜しむらくは是時の人才、已に魏・吳二國に收め盡さる。故に人を得ること較や少し。然れども亮は第一流の人、二國俱に、得る能はず、備獨り能く之を得たり。亦、誠を以て人を待つ効を見る可し。孫氏兄弟の・人を用ふるに至りては、亦自ら、及ぶ可からざる者有り。孫策、太史慈を生擒し、即ち其縛を解きて曰はく、（五）「子義は青州の名士なり。但だ託する所人に非ざるのみ。孤は是れ卿の知己なり。意の如くならざるを憂ふる勿れ」と。張昭を以て長史と爲す。北方の士大夫の書來り、多く美を昭に歸す。策、之を聞きて曰はく、「管仲、齊に相たるや、一には則ち仲父、二には則ち仲父、而して桓公、霸者の宗と爲りき。

【五】子義。太史慈の字。

【六】子布。張昭の字。

【七】子瑜。諸葛瑾の字。

今、（六）子布賢なり。我能く之を用ふ。其功名、我に在らずや」と。此れ策の・士を得るなり。周瑜、魯肅を薦む。權即ち肅を用ひて瑜に繼ぐ。權、甘寧の粗暴なるを怒る。呂蒙謂はく、「鬪將は得難し」と。權即ち厚く寧を待つ。劉備が吳を伐つや、或るひと謂はく、「諸葛瑾已に人を遣はして蜀に往かしむ」と。權曰はく、「孤と子瑜と、生死易らざるの操有り。子瑜の・孤に負かざるは、猶ほ孤の子瑜に負かざるがごときなり」と。吳・蜀、和を通するや、陸遜、西寧に鎮す。權、印を刻して遜の所に置き、劉禪・諸葛亮に書を與ふる毎に、常に遜に過示し、安んせざる者有れば、便ち、改定して印

三國の主、人を用ふること各、同じからず

を以て封じて之を行はしむ。委任すること此の如し。臣下、知遇に感じて心力を竭さざる者有らんや。權、又、自ら其非を護せず。權、張彌・許晏を遣はして海に浮んで遼東に至り公孫淵を封せしめんと欲す。張昭、力諫すれども聽かず。彌、晏果して淵の殺す所と爲る。權慚ぢて昭に謝す。昭起たす。權因つて出でて其門に過りて昭を呼ぶ。昭猶ほ疾と辭す。權、其門を燒きて以て之を恐す。昭更に戸を閉ず。權乃ち火を滅す。門に駐まること良久しく、昭を載せて宮に還り、深く自ら刻責す。倘し袁紹が沮授の言を用ひずして以て敗に至るが如きは、則ち笑ふ所と爲らんことを恐れて之を殺す。權、呂壹を用ひて事敗れ、又、咎を引きて自ら責め、人をして諸大將に告謝せしめて曰はく、「諸君と與に事に從ひ、少より長に至り、髮に二色有り、以謂へらく、表裏、以て明露するに足ると。言を盡して直諫するは、諸君に望む所なり。諸君豈に從容たるのみなるを得んや。凡百の事要、當に損益すべき所、幸に速ばざる所を匡せ」と。陸遜、晩年、楊竺等の諧する所と爲り、憤鬱して死す。權、後、其子抗を見て泣きて曰はく、「吾、前に讒言を聽き、汝が父と大義篤からず。此を以て汝に負く」と。人主を以てして自ら其過を悔い、誠を開きて告語すること此の如し。其れ誰か感泣せざらん。操をして此に當らしめば、早く一の「寧ろ我、人に負くとも、人の、我に負く無からん」のを見を抉み、而して老羞して怒を成さん。此れ孫氏兄弟の、人を用ふる、謂はゆる意氣を以て相感するなり。

禪代

古來、只だ禪讓・征誅の二局有り。其權臣、國を奪ふは、則ち篡弒と名づけ、常に相戒めて敢て犯さず。王莽、已むを得ず、周公の成王を輔くるに託して、以て政を攝し阡を踐む。然れども周公は未だ嘗て天下を有たざるなり。曹魏に至りては則ち既に漢の天下を移さんと欲し、又、肯て篡弒の名に居らず。是に於て、禪讓を假りて攘奪を爲す。此例一たび開けてよりして、晉・宋・齊・梁・北齊・後周より、以て陳・隋に及ぶまで、皆之に倣ふ。此外、尙ほ司馬倫・桓元の徒有り、亦援きて以て例と爲す。甚だしきは、唐の高祖、本、征誅を以て起り、而して亦、代王の禪を假り、朱溫更に盜賊を以て起り、而して亦、哀帝の禪を假るに至る。曹魏が此一局を創めしよりして、奉じて成式と爲す者、且に十數代ならんとし、七八百年を歴たり。眞に謂はゆる奸人の雄にして、能く非常の原を建つる者なり。然れども、其間、亦、同じからざる者有り。曹操、功を漢朝に立て、已に九錫を加へ、二十郡に封じ、魏王に爵せられ、天子の旌旗を建て、出づるに警し入るに蹕す。然れども身に及びて猶ほ敢て帝と稱せず。子丕に至りて始めて禪代を行ふ。(操嘗て云はく、「若し天命、吾に在らば、吾其れ周の文王たらんか」と。此れ其本志を獨り夏侯惇尙ほ漢の臣たり。惇上疏し、敢て不臣の禮に當らず。操曰はく、「區區の魏にし。司馬氏、三世、魏に相たり。是れ操、魏王たる時、猶ほ漢の臣と同列たるなり。司馬氏、三世、魏に相たり。懿已に丞相に拜し、九錫を加へらる。敢て受けず。師更に黃鉞を加へ、劍履して殿に上らしめらる。

亦、敢て受けず。昭、位を相國に進め、九錫を加へ、十郡に封じ、晉公に爵せらる。亦辭すること十餘次に至る。晩に始めて晉王の命を受け、天子の旌旗を建つること、操の故事の如し。然れども身に及びて亦未だ帝と稱せず。其子炎に至りて、始めて禪代を行ふ。劉裕に及びては則ち身、晉の輔と爲り、而して即ち晉の祚を移す。自後、齊・梁以下の諸君、皆然らざるは莫し。此れ又一の變局なり。

丕、漢に代り、獻帝を封じて山陽公と爲し、未だ嘗て害を加へず。直に明帝の(一)青龍二年に至りて始めて薨す。炎、魏に代り、帝奐を封じて陳留王と爲し、亦未だ嘗て害を加へず。直に惠帝の(二)大安元年に至りて始めて薨す。特に此のみならざるなり。司馬師、齊王芳を廢して邵陵公と爲す。亦、晉の(三)泰始中に至りて始めて薨す。司馬倫、惠帝を廢し、猶ほ號して太上皇と爲し、之を金墉城に居く。桓元、安帝を廢して平固王と爲し、之を尋陽に遷し、又、劫して江陵に至る。亦皆未だ嘗て害を加へず。故に久しからずして、皆、正に返るを得たり。劉裕が大位を篡ひて、而して即ち故君を戕せしより、以後、齊・梁・陳・隋・北齊・後周、亦、皆然らざるは無し。此れ又一の變局なり。古を去ること日遠く、名義、以て相維ぐに足らず。曹魏假に禪讓と稱して以て國統を移すに當りては、猶ほ唐虞の盛事に倣ひ、以て其奸を文る。此例一たび開きしより、後人即ち此例を以て例と爲し、而して并せて此例の由つて做ふ所を忘れ、但だ、此れ乃ち權臣

- 【一】青龍。皇紀八九三―八九六。西紀二三三―二三六。
- 【二】大安。皇紀九六二―九六六。西紀三〇二―三〇三。
- 【三】泰始。晉の武帝の年號。皇紀九二五―九三四。西紀二六五―二七四。

の易代の法なりと謂ひ、益、本を變じて厲を加ふ。此れ固に世運人心の愈、趨り愈、險なる者なり。
(按するに、劉裕の後、亦尙ほ、魏晉の故事に循ふ者有り。高歡、東魏に在り、渤海王に封じ、中外の諸軍事を都督し、位を相國に贈する者なり。宇文泰、西魏に在り、累加して左丞相・都督中外諸軍事・太師・大冢宰に至り、安定王に封ぜらる。受けず。安定公を以て其身を終ふ。是れ尙ほ能く臣節を守る者なり。又、曹操、獻帝を奉じて許に都せしめ、而して身は常に鄴に在り。高歡、亦、孝靜帝を奉じて鄴に都せしめ、而して身は常に晉陽に在り。曹操と相似たり。司馬懿父子、常に) 今、各朝の禪代の故事を後に撮敘す。

案するに、裴松之の三國志註に、魏略を引く。曹丕、禪を受くる時、漢帝、禪詔及び冊書を下すと凡そ三、丕、皆、拜表し、璽綬を讓り還す。李伏等勸進する者一、許芝等勸進する者一、司馬懿等勸進する者一、桓楷等勸進する者一、尙書令等、詞を合はせて勸進する者一、劉廙等勸進する者一、劉廙等勸進する者一、輔國將軍等百二十人勸進する者一、博士蘇林等勸進する者一、劉廙等又勸進する者一、丕皆命を下して之を辭す。最後に華歆及び公卿、奏して日を擇びて壇を設け、始めて位に即く。此れ、一切、虛僞に出づと雖も、然も猶ほ、其の名を顧み義を思ひ、敢て遽に受けず、揖讓の遺風有るを見る。司馬炎既に禪を受くるに至りて、陳留王遷りて鄴に居り、事を以て上表す。炎猶ほ詔を下して曰はく、『陳留王、志、謙冲を尙ぶ。事毎に上表するは、之を優崇する所以に非ざるなり。自後、大事に非ざるは、皆、王官をして之を表上せしめん』と。元帝南渡し、宮室を營繕するに及びて、尙書の符下り、陳留王、夫を出す。荀奕奏して曰はく、『陳留王は、位、三公の上に

在り、坐、太子の右に在り、表に答ふるを書と曰ひ、物を賜ふを與と曰ふ。豈に夫役を出さしむ可けんや」と。前朝の殘裔を以てして、而も臣下猶ほ敢て之が爲めに執奏す。是時尚ほ虞賓の意有るを見る可し。案するに、山陽公、河内に居り、晉の時に至りて始めて督軍を罷め、其禁制を除く。又、漢の宗室の禁錮を除く。是れ位を遜りて後、魏仍ほ人有りて之を監するなり。(案するに、後漢書に、平王蒼の後、魏・禪を受くるに至りて、)陳留王、位を遜りて後、晉、山濤をして護送して鄴に至らしむ。琅邪王、嘗て鄴城を監守す。是れ晉、陳留王に於て、亦、監制の法有り、然れども皆、未だ嘗て害を加へざるなり。劉裕、禪代に急にして、讖文に「昌明の後、又二王有り」の語有るを以て、遂に安帝を酖して恭帝を立て、未だ幾ばくならずして即ち位を遜らしむ。有司、詔草を以て帝に呈す。帝曰はく、「桓元の時、天命已に改まる。重ねて劉公の延ぶる所と爲り、將に二十載ならんとす。今日

【四】 殘裔。残りたる末孫。

【五】 虞賓。舜、堯の天下を受け、堯の子丹朱を待つに賓の禮を以てせしむ。

日の事、固より甘心する所なり」と。乃ち出でて秣陵宮に居る。裕、帝を封じて零陵王と爲す。帝常に禍を懼れ、褚妃と與に自ら食を牀前に煮る。裕、妃の兄褚淡之をして往きて妃を視しむ。妃出でて與に相見る。兵士即ち垣を踰えて入り、藥を帝に進む。帝肯て飲まず、曰はく、「佛教に自殺する者は、復た人身と爲るを得ず」と。乃ち被を以て掩うて之を殺す。蕭道成、宋の廢帝の無道なるを以て、王敬則をして楊玉夫等に結びて之を弑せしめ、順帝を迎へて

位に即かしむ。甫めて三年、即ち禪代す。順帝を封じて汝陰王と爲す。丹徒宮に居る。人をして之を衛らしむ。順帝、外に馳馬の聲有るを聞き、甚だ懼る。監者、之を殺し、而して疾を以て告ぐ。齊人、之を賞するに邑を以てす。

蕭衍、齊の東昏の無道なるを以て、兵を擧げて入討し、和帝を奉じて以て號令す。既に京師を圍む。東昏、黃泰平等の弑する所と爲る。衍、京に入り、和帝を迎へ、姑熟に至る。人をして帝の命を假りて禪詔を以て來らしめ、遂に位に即き、和帝を封じて巴陵王と爲す。初め、南海郡を以て巴陵國と爲し、帝をして之に居らしめんと欲す。沈約が「虚名を慕うて實禍を受く可からず」と言ふに因りて、乃ち鄭伯禽を遣はして進むるに生金を以てせしむ。和帝曰はく、「我死するに金を須ひず、醇酒にて足れり」と。乃ち引きて飲むこと一升、伯禽就きて之を摺殺す。

陳霸先、既に禪代し、沈恪をして兵を勸して宮に入り、梁の敬帝を害せしむ。恪辭して曰はく、「身、蕭家に事ふるを經來る。今日、如許事を見るに忍びず」と。霸先乃ち劉師知をして入らしむ。帝を許り、宮を出でしむ。帝、之を覺り、牀を繞りて走りて曰はく、「師知、我を賣る。陳霸先反す。我、本、天子と作るを須ひず。何の意ぞ殺さる」と。師知、帝の衣を執る。事を行ふ者、刃を加ふ。既にして霸先に報じて曰はく、「事已に了せり」と。

高洋將に禪代せんとし、襄城王昶等をして魏の孝靜帝に奏せしめて曰はく、「五行の運、迭に盛衰

有り。請ふ陛下、堯の舜に禪りしに法れ」と。帝曰はく、「此事、推挹すること已に久し。謹んで當に位を遜るべし」と。又曰はく、「若し爾らば須く詔書を作るべし」と。崔劼等曰はく、「詔は已に作り訖れり」と。即ち帝に進めて之を書せしむ。帝乃ち御座を下り、後宮に入り、泣きて別る。皇后以下皆哭す。帝曰はく、「今日、漢の獻帝・常道郷公に滅せじ」と。遂に司馬子如の宅に遷さる。洋行幸するるとき、常に帝を以て自ら隨ふ。竟に酖に遇うて崩す。

宇文泰、西魏に在り、孝武帝の宮闈・禮無きを以て、人をして之を酖せしめ、而して文帝を立つ。文帝崩じ、廢帝を立つ。帝、泰が元烈を殺ししに因り、怨言有り。泰遂に之を廢す。出でて雍州の麻舍に居る。亦、酖を以て崩す。(北史に載せず。事通鑑に見ゆ。)泰復た恭帝を立つ。位に即きて三年、泰死し、其從子護、國に當り、帝をして位を泰の子覺に禪らしむ。覺、帝を封じて宋公と爲す。出でて大司馬府に居る。尋いで崩す。(諸書に、皆、其死狀を載せず。然れども正月封ぜられ、而して二月即ち殂す。蓋し亦、善終に非ざるなり。)

楊堅、周の宣帝崩するに因り、鄭譯等、詔を矯め、堅をして遺を受けて、政を輔けしめ、靜帝を立つ。年八歳。堅即ち宇文氏を誅戮す。未だ幾ばくならずして、亦、靜帝の禪詔を假り、其位を奪ひ、帝を封じて介國公と爲し、邑萬戶、上書するに表と稱せず、表に答ふるに、詔と稱せず。北史に、「其文有れども、畢竟に行はれず」と謂ふ。是年二月、位を遜り、五月即ち殂す。周書に、「隋の志なり」と云ふ。則ち亦、其死を得ざるなり。

唐の高祖の兵、長安に入り、恭帝を立つ。次年、亦、恭帝の詔を以て位を禪る。恭帝を封じて鄜國公と爲す。明年五月に至りて始めて殂す。隋書・北史・通鑑、俱に、其死狀を言はず。

朱溫、唐の昭宗に逼りて洛陽に遷し、蔣元暉をして之を弑せしめ、而して哀帝を立つ。帝、溫を封じて魏王に爵し、二十一軍を以て魏國と爲し、九錫を備ふ。溫怒りて受けず。人をして「蔣元暉、何太后と通す」と告げしめ、遂に元暉を殺し、太后を弑す。哀帝、宰相張文蔚等をして、傳國璽・玉冊・金寶・儀仗・法物を押し、汴に至りて勸進せしむ。溫遂に位に即き、哀帝を封じて濟陰王と爲す。次年正月、之を弑す。

魏晉の禪代同じからず

【一】 沖主。幼少の天子。

曹の漢に代り、司馬氏の魏に代るは、其迹は同じと雖も、而も勢力は尙ほ、同じからざる者有り。曹操、袁尙に克ちてより後、即ち鄴に居り、天子の都する所の許昌には、僅に長史國淵・王必等を留め、先後、丞相府の事を掌らしむ。其時、獻帝已に三四十歳、(一) 沖主の顧慮無かる可きが如きに非ざるなり。然れども一切、人を用ひ、政を行ひ、師を興し討伐すること、皆、鄴より出で、敢て異志有る莫からしむ。司馬氏が魏を輔くるは、則ち身常に相府に在り、魏帝と共に洛陽に在り。懿が政を専らにするを論する無く、未だ久しからずして、即ち師・昭兄弟、大權已に手に在り、且つ齊王芳・高

魏晉の禪代同じからず

貴郷公髦・常道郷公奐、皆、幼年にして位を繼ぎ、必ずしも戒心せざる可きに似たり。然るに師、母邱儉を討つや、昭を留めて洛陽に鎮せしむ。病篤きに及びて、昭始めて軍に赴く。師既に卒し、魏帝、昭に命じて兵を統べて許昌に鎮せしむ。昭仍ほ兵を率ゐて洛に歸り、敢て遠く許下に在らざるなり。諸葛誕の兵起るや、昭、將を遣はさんと欲すれば、則ち其の信す可からざらんことを恐れ、而して親ら行けば、又、都下に變有らんことを恐れ、遂に皇太后及び高貴郷公を奉じて、同じく往きて軍を督す。是れ其の一日も敢て城社を離れざるを見る可きなり。嘗て其故を推すに、操は漢室大に壞るるの後に當りて、義兵を起し、暴亂を誅し、漢の臣、袁紹・呂布・劉表・陶謙等の如く、能く操と敵を爲す者は、多くは手自ら削平し、或は死し或は誅し、其の朝に在る者は、楊彪・孔融等の如き數文臣に過ぎず、亦廢し且つ殺し、其餘の列侯・將帥は、皆、操の擢用する所にして、前には董承・王子服・吳子蘭・種輯・吳碩有り、後には韋晃・耿紀・金祿有りて、漢を匡し操を害せんと欲すと雖も、而も皆、兵權無く、動けば輒ち撲滅せらる。故に鄴城に安坐し、而して朝政悉く己より出づ。司馬氏は、則ち文帝・明帝の國勢方に隆なるの日に當り、猝に、幼主・位を嗣ぐに遇ひ、威權を竊むを得たり。其時、中外の巨工は、尙ほ皆魏帝の用ふる所の人にして、内には張緝・蘇鑠・樂敦・劉賢等有り、隙を伺ひて相圖り、外には王陵・母邱儉・諸葛誕等有り、相繼いで兵を起し、司馬氏を討たんとす。聲す。惟だ天子を挾むを恃みて以て其好を肆にす。一たび京輦を離る

【一】聲。聲言する也。

れば、則ち禍測る可からず。故に父子三人、國柄を執り、終に敢て國門を出づること一步だにせず。亦、時勢然らしむるなり。然れども、操は兵を漢祚の絶ゆるに垂なんとするの後に起し、力征經營し、漢祚を延ぶること二十餘年、然る後之に代る。司馬氏は、魏室の未だ衰へざるに當り、機に乗じて權を竊み、一帝を廢し、一帝を弑し、而して其位を奪ふ。之を操に比すれば、其功罪、日と同じうして語る可からず。

九錫の文

每朝禪代の前に、必ず先づ九錫の文有り、其人の功績を總敘し、爵を進め國に封じ、賜ふに殊禮を以てすること、亦、曹操より始まる。(案するに、王

- 【一】 衛覬の傳は三國志第二十卷魏書に載す。
- 【二】 阮籍の傳は晉書第四十九卷に載す。

と、已に先づ九錫を受く。然れども其文、五百餘字に過ぎず。潘勗が曹操の爲めに撰せる文の格式の如きに非ざるなり。其後、勗の撰する所は、乃ち張璠が莽の功德を頌するの奏に仿ひ、逐件鋪張し、三五千字に至る。勗の文の體裁正に相同じ。其後、晉・宋・齊・梁・北齊・陳・隋、皆、之を用ふ。其文、皆、鋪張典麗にして、一時の大著作と爲す。故に各朝の正史、及び南北史、俱に全く之を載す。今、作者の姓名、尙ほ、考ふ可き者有り。操の九錫の文は、裴松之の三國志註に據れば、乃ち後漢の尙書左丞潘勗の詞なり。(以後、各朝の九錫の文、皆、曹丕、禪を受くる時、父已に九錫を受けたるを以て、故に復た用ひず。其一切の詔誥は、皆、衛覬の作なり。(觀傳) 晉の司馬昭の九錫の文は、未だ何人の作る所なるかを知らず。其の九錫を讓る表は、則ち阮籍の詞

なり。(見傳)劉裕の九錫の文は、亦、何人の作る所なるかを詳かにせず。(三)傳亮の傳に「裕、廣固を征する以後、受命に至るまで、表冊文詔、皆、亮の作る所なり」と謂ふに據れば、則ち九錫の文は必ず是れ亮の筆ならん。蕭道成の九錫の文は、(四)王儉の傳に「齊高、太尉と爲るより、以て受禪に至るまで、詔冊、皆、儉の作る所なり」といふに據れば、則ち九錫の文は、是れ儉の筆なり。蕭衍の九錫の文は、(五)任昉の傳に「梁臺建ち、禪讓の文詔、昉の作る所多し」といひ、又、(六)沈約の傳に「武帝、約と、禪代を謀り、約に命じて其事を草せしむ。約即ち懷中の詔書を出す。帝初めより改むる所無し」といひ、又、(七)邱遲の傳に「梁初の勸進及び殊禮は、皆、遲の文なり」といふに據れば、則ち九錫の文は、總て此三人に外ならざるなり。陳霸先の九錫の文は、(八)徐陵の傳に「陳の受禪の詔策は、皆陵の爲る所にして、而して九錫の文尤も美なり」といふに據れば、是れ陵、九錫の文を作ること、更に疑無きなり。高洋の九錫の文は、(九)魏收の傳に據れば、則ち收の作る所なり。他、司馬倫の如きも、亦、九錫の文有り。倫既に敗るるや、齊王冏、傳祇に出づと疑ひ、將に之を罪せんとす。後、文章を檢するに、祇の爲る所に非ず。乃ち免す。(祇傳)又、(一〇)陸機が中書に在るを以

- 【三】 傳亮の傳は宋書第四十三卷、南史第十五卷に載す。
- 【四】 王儉の傳は南齊書第二十三卷に載す。南史には第二十二卷王曇首傳に附載す。
- 【五】 任昉の傳は梁書第十四卷に載す。
- 【六】 沈約は字は休文、梁の武帝に事へ、官、侍中に至る。
- 【七】 邱遲の傳は梁書第四十九卷に載す。
- 【八】 徐陵の傳は陳書第二十六卷に載す。
- 【九】 魏收の傳は北齊書第三十七卷、北史第五十六卷に載す。
- 【一〇】 陸機の傳は晉書第五十四卷に載す。

て、九錫の文・禪位の詔は皆機の作る所なりと疑ひ、遂に機を救ひ、免るを得たり。(機傳)而して(二)鄒湛の傳に「趙王倫、篡逆し、湛の子捷、機と共に禪文を作る」と謂へば、則ち九錫の文は必ず是れ機の筆ならん。桓温病みて、九錫の文を求む。朝廷、袁宏に命じて文を爲らしめ、以て(三)王彪之に示す。彪之、其美を歎じ、而して戒めて人に示す勿からしむ。謝安、又、屢之を改めしむ。遂に時日を延引す。温死するに及びて乃ち止む。(彪之)桓元、位を篡ふ。(三)下範之及び殷仲文、詔策を撰するに預る。其の禪位の詔は、範之の詞なり。九錫の文は、則ち仲文の詞なり。(範之・仲文)此れ皆、各史の列傳に見ゆる者なり。曹丕が孫權に九錫を授け、孫權が公孫淵に九錫を加へ、劉曜が石勒に九錫を授け、石宏が石虎に九錫を授け、石世が石遵に九錫を授け、苻登が乞伏乾歸に九錫を授け、姚興が焦縱に九錫を授くるに至りては、其文と作者と俱に考ふ可からず。然れども亦、當時篡亂相仍り、動もすれば殊禮を用ひ、僭越冒濫すること、此よりも甚だしと爲すは莫きことを見る可し。

漢書の武帝紀に、諸侯、士を貢して人を得たる者、之を有功と謂ひ、乃ち九錫を加ふ。張晏の註に曰はく、「九錫は經に明文無し。周禮は以て九命と爲す。春秋說に之れ有り」と。臣瓚曰はく、「九錫備物は、霸者の成禮なり」と。然れども皆、九錫の出處を言はず。後漢書の章懷の註に據れば、

謂はく、『九錫は本緯書の禮含文嘉に出づ。一に曰はく車馬、二に曰はく衣服、三に曰はく樂器、四に曰はく朱戶、五に曰はく納陛、六に曰はく虎賁、七に曰はく斧鉞、八に曰はく弓矢、九に曰はく和鬯』と。案するに、周の制、本、錫命の禮有り。詩・左傳に載する所の『爾に圭瓚・和鬯一卣・彤弓矢千を釐ふ』の如き、是れなり。緯書、之に仿ひ、而して演べて九と爲すのみ。

一人二史に各傳す

一人にして兩史に傳すること、後漢の董卓・公孫瓚・陶謙・袁紹・劉表・袁術・呂布等の如きは、陳壽が三國志を撰する時に當りて、諸人皆曹操と竝立し、且つ事多く操と相渉るを以て、故に必ず傳を魏志に立て、而して敘事始めて明かなり。劉焉は乃ち劉璋の父にして、其地は則ち昭烈の因る所なり。昭烈を紀せんと欲せば、必ず先づ璋を傳し、璋を傳せんと欲せば必ず先づ焉を傳すべし。故に亦其傳を蜀志の首に立つ。范蔚宗が後漢書を修むるに及びては、則ち董卓等は、皆漢末の臣、苟或は操の爲めに畫策すと雖も、而も心猶ほ漢の爲めにす。皆、三國志に傳有るに因りて遂に刪削に従ふを得ず。一人にして兩史に各傳有る所以なり。此事惟だ晉・宋の二書、界限尤も清し。沈約が宋書を修むるに、劉毅・何無忌・諸葛長民・魏詠之・檀憑之等は、劉裕と同じく義を起すと雖も、而も志、晉を匡すに在り、初めより宋の臣に非ざるを以て、故に宋書に入れざるに緣りて、唐初に晉書を修むるに及びて、

遂に(二) 毅等の爲めに傳を立つ。自ら復出の病無きなり。(三) 陶潛、隱居して節を完くし、宋代に卒す。

故に宋書、以て隱逸の首と爲す。然れども潛、家世晉の臣なるを以て、復た宋に仕へず、始終、晉の完人たり、自ら應に晉書の内に入るべし、故に晉書を修むるには、特に晉の隱逸の末に傳す。二史遂に竝に傳有り。此れ宋書の借りたるにして、晉書の奪へるに非ざるなり。李延壽が南北史を作るに至りて、一手の編纂に係る。則ち南人、北に歸し、北人、南に歸する者は、自ら、各其の功を立てること最も多き處に就きて之を傳し、而して其の先に某國に仕ふるは、則ち傳内に附見し、必ずしも再び一傳を某國に立てざる可きなり。乃ち(四) 毛修之は、宋より流轉して魏に入り、後魏に卒す。則ち但だ傳を北史に立てて可なり。而るに南史に又之を傳す。(五) 朱修之は、宋より魏に入り、後又逃れ歸り、功を以て南昌縣侯に封せらる。則ち但だ傳を南史に立てて可なり。而るに北史に又之を傳す。以て(六) 裴矩の傳は隋書第六十七卷、新唐書第百卷、舊唐書第百三十三卷に載す。薛安都・裴叔業等に及ぶまで、皆然らざる莫し。何ぞ其れ漫にして裁制無きや。又、裴矩、隋朝に在り、事蹟甚だ多く、且つ隋書の矩の傳の内に、已に其の唐に入りて仕宦するの處を敘す。則ち唐書には必ずしも再び傳せざるべし。而るに又之を傳

【一】 劉毅の傳は晉書第四十五卷に載す。何無忌、諸葛長民、魏詠之、檀憑之の傳は第八十五卷に載す。

【二】 陶潛の傳は宋書第九十三卷隱逸傳、晉書第九十四卷隱逸傳に載す。

【三】 毛修之の傳は南史第十六卷、北史第二十七卷に載す。

【四】 朱修之の傳は南史第十六卷、北史第二十七卷に載す。

【五】 薛安都の傳は南史第四十卷、北史第三十九卷、裴叔業の傳は北史第四十五卷に載す。

【六】 裴矩の傳は隋書第六十七卷、新唐書第百卷、舊唐書第百三十三卷に載す。

晉書

唐初、晉書を修むるに、臧榮緒の本を以て主と爲し、而して諸家を兼ね考へて之を成す。今、晉・宋等の書に據れば、列傳の載する所の諸家の・晉書を爲る者、無慮數十種。其の晉の時に作られたる者は、武帝の時、晉書の限斷を立てんことを議す。荀勗は、「宜しく魏の正始を以て年を起すべし」と謂ひ、王瓚は、「嘉平以下の朝臣を引き盡く晉に入れんと欲し、賈謐は、泰始を以て斷と爲さんと請ふ。事、尙書に下して議せしむ。張華等、「宜しく正始を用ふべし」と謂ふ。之に従ふ。(四)武帝詔して、泰始より以來、大事は、皆、祕書の寫副を撰録し、後、事有れば即ち類に依りて綴緝せしむ。(武帝)此れ晉書の權輿なり。自後、華嶠、魏晉紀傳を草し、張載と同じく史官に在り。永嘉の亂に、晉書の存する者、五十餘卷。(嵇傳)干寶、晉紀を著はす。宣帝より愍帝に迄るまで、凡て二十卷。良史と稱せらる。(寶傳)謝沈、晉書三十餘卷を著はす。(沈傳)傅暢、晉諸公傳、二十二卷を作り、又、

- 【一】 正始。魏の廢帝の年號。皇紀九〇〇—九〇八。西紀二四〇—二四八。
- 【二】 嘉平。魏の廢帝の年號。皇紀九〇九—九一三。西紀二四九—二五三。
- 【三】 泰始。晉の武帝の年號。皇紀九二五—九三四。西紀二六五—二七四。
- 【四】 賈謐の傳は晉書第四十卷に載す。
- 【五】 華嶠の傳は晉書第四十卷に載す。
- 【六】 干寶の傳は晉書第八十二卷に載す。
- 【七】 謝沈の傳は晉書第八十卷に載す。
- 【八】 傅暢の傳は晉書第四十七卷傳支傳に附載す。

公卿故事九卷を爲る。(暢傳)荀綽、晉後書十五篇を作る。(綽傳)東晉、晉書帝紀十志を作る。(二〇)孫盛、晉陽秋を作る。詞直に理正し。桓溫、之を見、其子に謂ひて曰はく、「枋頭は誠に利を失ふと爲せども、何ぞ尊公の説く所の如きに至らん。若し此史遂に行はれば、自らはれ君の門戸の事に關せん」と。其子、禍を懼れ、乃ち私に之を改む。而して盛の著はす所、已に二本あり。其一を以て慕容儁に寄す。後、孝武博く異聞を求め、又、之を得たり。中國の本と、多く同じからず。(盛傳)王銍、私に晉の事を録す。(二二)其子隱遂に西晉の舊事を諳悉す。後、郭璞と同じく著作郎と爲り、晉史を撰す。時に虞預も亦私に晉書を撰す。而して東南に生長し、中朝の故事を知らず、隱の書を借りて竊に之を寫す。庾亮、隱に紙筆を資し、乃ち書を成す。隱、文鄙拙なり。其文の觀る可き者は、乃ち其父の撰する所、解す可からざる者は、隱の詞なり。(王隱傳)習鑿齒、漢晉春秋を作り、漢の光武に起り、晉の愍帝に終り、三國の時に於ては、則ち蜀を以て正統と爲す。魏武、漢の禪を受くと雖も、而も其時、孫劉鼎立し、未だ天下を一統する能はざるなり。尙ほ篡逆と爲す。司馬昭が蜀を平ぐるに至りて、乃ち、漢亡びて晉始めて興ると爲す。(鑿齒傳)其の晉以後の作る所の者は、宋の(二二)徐廣、晉紀十六卷を撰す。(廣傳)沈約、晉一代に全書無きを以て、宋の

- 【九】 荀綽の傳は晉書第三十九卷荀勗傳に附載す。
- 【一〇】 孫盛の傳は晉書第八十二卷に載す。
- 【一一】 王隱の傳は晉書第八十三卷に載す。
- 【一二】 徐廣の傳は晉書第八十二卷、宋書第五十五卷、南史第三十三卷に載す。
- 【一三】 泰始。宋の明帝の年號。皇紀一一二五—一一三一。西紀四六五—四七一。

を奏して撰述せしむ。凡そ二十年、一百十卷を成す。(約傳) 謝靈運も亦救を奉じて晉書を撰す。粗ぼ條流を立つ。書竟に就らず。(靈運) 王韶之、私に晉安帝春秋を撰す。既に成るや、人謂はく、「宜しく史職に居るべし」と。即ち著作郎に除し、後事を續成せしむ。(五) 義熙九年に訖る。其の王珣が貨殖し、王嶽が亂を作す事を序するや、後、珣の子和貴く、韶之嘗て害する所と爲らんことを懼る。(韶之) 荀伯子も亦、晉史を撰するを助く。(伯子) 張緬、晉鈔三十卷を著はす。(緬傳) 臧榮緒、東西晉を括して一書と爲す。紀錄志傳、共に一百十卷。(榮緒傳) 劉彤、衆家の晉書を集め、干寶の晉紀を註して四十卷と爲す。(劉彤傳) 蕭子雲、晉書一百十卷を著はす。(子雲傳) 此れ皆、各傳に見ゆる者なり。又、唐書藝文志に載する所の晉朝の史事は、尙ほ陸機の晉帝紀・劉協の注晉紀・劉謙の晉紀・曹嘉の晉紀・鄧粲の晉紀及び晉陽秋・檀道鸞の晉春秋・蕭景陽の晉史草・郭季產の晉續紀・晉錄の類有り。唐初に史を修むる時に當りて、尙ほ俱に在り、必ず皆兼綜互訂し、専ら榮緒の一書に據らざるならん。

- 【一】 謝靈運の傳は宋書第六十七卷、南史第十九卷に載す。
- 【二】 王韶之の傳は宋書第六十卷、南史第二十四卷に載す。
- 【三】 義熙の晉の安帝の年號。皇紀一〇六五—一〇七八。西紀四〇五一—四一八。
- 【四】 荀伯子の傳は宋書第六十卷、南史第三十三卷に載す。
- 【五】 張緬の傳は梁書第三十四卷、南史第五十六卷に載す。
- 【六】 臧榮緒の傳は南齊書第五十四卷、南史第七十六卷に載す。
- 【七】 劉彤の傳は南齊書第五十四卷に載す。
- 【八】 蕭子雲の傳は梁書第三十五卷に載す。

晉書 二

晉書を論する者、「當時の修史の諸人、皆、文詠の士にして、好んで詭譎碎事を採り、以て異聞を廣め、又、史論は競うて豔體を爲す。此れ其の短なる所なり」と謂ふ。然れども當時の史官、令狐德棻等の如き、皆、文學に老い、其紀傳の敘事、皆、爽潔老勁にして、適に魏・宋の二書の比す可きに非ず。而して諸の僭偽の載記、尤も簡にして而も漏らさず、詳にして而も蕪ならず、十六國春秋に視ぶれば、日を同じくして語る可からざるなり。其列傳の編訂も、亦、斟酌有り。陶潛の如き、已に宋書の隱逸の首に在れども、而も潛は本晉の完節の臣にして、應に晉史に入るべし。故に仍ほ其傳を晉の隱逸の内に列す。愍懷太子妃は、王衍の女、宛を抱きて以て死す。而して太子妃は、便ち后妃傳の内に附入せず、則ち之を列女傳に入る。此れ皆、位置、當を得たる者なり。各傳の載する所の表疏賦頌の類、亦皆、關係有り。劉實の傳の如き、崇讓論を載するは、當時の營競の風を見るなり。(三) 裴頠の傳に、崇有論を載するは、當時の虛を談するの習を見るなり。劉毅の傳に、九品の制に八損有るを論するを載せ、李重の傳にも亦、九品の害を論するを載するは、當時の選舉の弊を見るなり。陸機傳に、辨亡論を載するは、孫皓の國を失へる所以を見るなり。豪

- 【一】 劉實の傳は晉書第四十一卷に載す。
- 【二】 裴頠の傳は晉書第三十五卷に載す。
- 【三】 李重の傳は晉書第四十六卷に載す。

士傳は、齊王問の專恣を見るなり。五等論は、當時の封建の未だ善からざるを見るなり。傳元の傳に、學校を興し農功を務むる等の疏を載するは、固に時政に切なるなり。段灼の傳に、鄧艾を申理する一疏を載せ、閻纘の傳に、愍懷太子を申理する一疏を載するは、二人皆冤死するを以てなり。江統の傳に、徙戎論を載するは、固に預め劉石の亂を知り、尤も先見有るなり。皇甫謐の傳に、釋勸論を載するは、其の恬退に安んずるを見るなり。篤終論は、厚葬の禍を見るなり。攀虞の傳に、思游賦を載するは、其の命に安んずるを見るなり。今尺は古尺よりも長き論は、古今の尺度の同じからざるを見るなり。東哲の傳に、元居釋を載するは、其の榮進に淡なるを見るなり。潘尼の傳に、安身論を載するは、其靜退を見るなり。釋奠頌は、儲宮の毓德に關する有り、乘輿箴は、帝王の保治に關する有るなり。潘岳の傳に、閒居賦を載するは、其の跡は恬靜にして心は躁競なるを見るなり。郭璞の傳に、江賦・南郊賦を載せず、而して獨り刑獄の一疏を載するは、當時の刑罰の濫なるを見るなり。左貴嬪の傳に、愁思文・楊皇后誄・繼室楊后を納るる頌を載するは、左芬本才を以て著はるるを以てなり。張載の傳に、七命一篇を載するは、亦、其の文人にして其才を

二二六

著はすを以てなり。(三) 衛恆の傳に、書勢一篇を載するは、恆本書に工にして、且つ書法の源流を備ふるを以てなり。惟だ(三) 劉頌の傳に、其の上る所の封事を載すること、七八千字に至るは、殊に太だ冗なるを覺ゆ。(四) 張華の傳に、鶴鶴賦を載するは、殊に謂無きを覺ゆ。華は(五) 相業有り、必ずしも此を以て長を見はさざるなり。元帝紀の後に、其父恭王の妃夏侯氏が小吏半金に通じて帝を生むことを敘し、而して夏侯太妃の傳の内には載せず、其醜を傳に諱み、而して轉た其惡を紀に著はすは、亦、兩失に屬す。苻堅載記に、後に王猛・苻融の二人を附するは、其の堅の功臣たるを以てなり。苻朗は一の達士に過ぎず、亦、一傳を附す。苻登載記に、後に又、一の索泮を附す。泮の傳に據れば、又、未だ嘗て堅と登とに仕へざるなり。此二傳は殊に贅なり。姚興載記に、忽ち、西胡の梁國兒、壽冢を作り、毎に妻妾を將ゐて冢に入りて讌飲し、靈牀に升りて歌ふことを敘するは、此れ興に於て何の關係有らん。而るに拉雜して之に及ぶ。毛德祖は宋の功臣たり。宋書に已に傳を立つ。唐、晉書を修むるに、自ら必ずしも宋の臣を以て晉の臣の内附せざるべきなり。乃ち(二) 毛寶の傳の後、又、德祖の事を敘すること甚だ詳かなり。蓋し本毛氏の家傳にして、之を鈔入し、而して未だ刪節するに及ばざるなり。隱逸の中の(二) 夏統の一傳は、正史の記事の體に非ず。蓋し當時の人、別に

- 【四】 傳元。傳玄なり。清の聖祖の諱を忌みて玄を改めて元と爲す。
- 【五】 段灼の傳は晉書第四十八卷に載す。
- 【六】 閻纘の傳は晉書第四十八卷に載す。
- 【七】 江統の傳は晉書第五十六卷に載す。
- 【八】 攀虞の傳は晉書第五十一卷に載す。
- 【九】 東哲の傳は晉書第五十一卷に載す。
- 【一〇】 潘尼・潘岳の傳は晉書第五十五卷に載す。
- 【一一】 張載の傳は晉書第五十五卷に載す。

晉書二

二二七

夏統の別傳を作ること、(二)五柳先生傳の類の如く、晉書遂に全く之を録し、復た増増せざるなり。史を閱する者、靜に觀ば、自ら之を別たん。

王導・陶侃の二傳、褒貶、當を失す

晉書には、惟だ(一)王導・陶侃の二傳、褒貶頗る中を失ふと爲す。導は元帝の佐命の功臣たり、三朝に歴事し、宏厚を以て物を鎮し、固に賢相と稱せらる。元帝の初政の時に當り、其從弟敦、帝の賢明なるを憚り、更に立つる所を議せんと欲す。導固く争うて乃ち止む。其後、敦、刁協・劉隗・戴若思を討つを以て名と爲し、兵を稱げて闕に向ふ。導、(三)羣從を率ゐて罪を闕下に待つ。帝も亦導の心を諒とし、曰はく、「導、大義、親を滅す。吾が安東の時の節を以て之に假す可し」と。(導傳)是れ其心固より君に信せらるるなり。(三)孔愉、帝の前に在り、導が忠賢にして佐命の勳有ることを極言す。(愉傳)周顛も亦導の忠誠を極言し、申救すること甚だ力む。(顛傳)是れ其心又友に信せらるるなり。然れども敦が石頭に入り、王師戦ひ敗るるに當りて、敦、導に問うて曰はく、「周顛・戴若思は、當に三司に登るべきか」と。導答へず。又曰はく、「若し三司ならずんば、便ち應に令僕とすべきか」と。導、亦、答へず。敦

【一】五柳先生傳。陶潛の作る所なり。

【二】王導の傳は晉書第六十五卷に載す。陶侃の傳は晉書第六十六卷に載す。

【三】羣從。多くの從兄弟なり。孔愉の傳は晉書第七十八卷に載す。

【四】周顛の傳は晉書第六十九卷に載す。

曰はく、「若し爾らずんば、正に應に誅すべきのみ」と。導、亦、言無し。敦遂に周顛を誅す。(顛傳)又、王彬、敦を數めて曰はく、「兄、旌に抗し順を犯す。將に禍、門戸に及ばんとす」と。敦大に怒り、之を殺さんと欲す。導、坐に在り、彬に勸めて謝せしむ。彬竟に拜せず。是れ導が敦に於ける、情好甚だ密に、既に其の兵を稱ぐるを阻まず、反つて敦を借りて以て己に異なるものを誅除せんと欲するなり。蓋し江を渡るの初め、王氏兄弟、中外に布列し、其勢甚だ大なり。當時、「王と馬と天下を共にす」の謠有り。帝、心に之を忌む。特に(五)劉隗・刁協・戴若思等を用ひて腹心と爲し、豪強を排抑し、王氏を疏忌す。刁劉等、帝に親信を出して以て方隅を鎮せんことを勸む。乃ち譙王丞を用ひて湘州と爲し、隗及び若思を都督と爲す。隗・協并に盡く王氏を誅せんと請ふ。(隗傳)是を以て、惟だ敦のみ之を惡むにあらず、即ち導も亦之を惡む。而して是時、敦も亦未だ敢て遽に篡奪の舉有らず。其の導の枉を申雪する一疏を觀るに、全く刁劉等を以て詞と爲す。(六)甘卓、襄陽より、將に敦を襲はんとす。敦、之を聞きて曰はく、「甘侯、吾が朝廷を危くするを慮るか。吾は但だ姦凶を除くのみ」と。(卓傳)此れ敦が初次に兵を起すは、専ら刁劉戴數人を除かんと欲し、正に導の意と相合す。其後、敦が再び兵を起す時、病已に危篤にして、兄舎と偕に行く。導、舎に書を與へて曰はく、「兄の此舉、往年の大將軍の如くなる可しと謂ふか。往年は姦人、朝を亂り、人、不寧を懷く。導の徒の如

【五】劉隗・刁協・戴若思の傳は晉書第六十九卷に載す。

【六】甘卓の傳は晉書第七十卷に載す。

き、心に外濟を思へり」と。(三) (敦傳) 此れ直に自ら衷懷を吐き、敦が刁劉を誅するは、己の意と同じきを謂ふなり。又、敦が初次に兵を起す時、兵、石頭に至る。(四) 周札、石頭を守り、即ち門を開きて之を納る。是を以て敦の兵勢盛にして、王師敗る。敦、後、又、札の宗強きを忌みて之を殺す。敦死して後、札の家、雪がんと請ふ。下壺等以へらく、札、門を開きて賊を延く、宜しく雪ぐべからずと。導獨り曰はく、「札、石頭に在り、隗協が政を亂るを知り、敦が匡救するを信じ、門を開きて之を延く。正に社稷に忠なるを以てなり」と。

(札傳) 是れ更に敦が兵を稱ぐるを以て、朝廷の失を匡救すと爲すなり。見

る可し、是時、導、敦が國祚を移さんことを欲せずと雖も、而も敦が刁劉等を誅せんことを欲するは、則ち其肝膈本懐なることを。夫れ帝は即ち刁劉を偏信し、王氏を疏外す。豈に遂に其威脅を肆にす可けんや。顛之論じて曰はく、「人主、堯舜に非ず。豈に能く失無からんや。人臣、遂に、兵を擧げて其失を正す可けんや」と。此論最も嚴正と爲す。則ち導の、敦が兵を擧げて以て己に異なるものを除くを幸とするは、安んぞ尙ほ純臣と稱するを得んや。且つ導の議す可き者は、更に此に止まらず。導、政を輔け、羣小・趙允・賈宣等に委任す。陶侃嘗て兵を起して之を廢せんと欲す。(五) 庾亮も亦、兵を擧げて之を黜けんと欲す。(六) 桓景、導に諂ふ。導、之を昵む。(七) 陶侃謂はく、「景は正人に非ず。宜しく親狎す

- 【七】 王敦の傳は晉書第九十八卷に載す。
- 【八】 周札の傳は晉書第五十八卷に載す。
- 【九】 庾亮の傳は晉書第七十三卷に載す。
- 【一〇】 陶侃の傳は晉書第七十八卷に載す。

べからず」と。(八) (回傳) 成帝、導の第に幸する毎に、猶ほ導の妻曹氏を拜す。(九) 孔坦甚だ之を非とす。(坦傳) 蘇峻の賊黨匡術、嘗て(一〇) 孔羣を殺さんと欲す。或るひと之を救うて免るを得たり。後、術既に降り、羣と同じく導の坐に在り。導、術をして羣に酒を勸めしめ、以て前憾を解かんとす。羣答へて曰はく、「羣は孔子に非ず、厄は匡人に同じ。陽和、氣を布き、鷹化して鳩と爲ると雖も、而も識者猶ほ其目を憎む」と。導、愧色有り。(羣傳) 此れ亦皆導の弛縱の處なり。而るに晉書の導の論には、之を管仲・孔明に比し、「管仲は能く小國に相たり、孔明は善く新邦を撫す。事を撫し情を論ずれば、抑、斯の類なり。提挈すること三世、始終一心、稱して仲父と爲すは、蓋し其宜なり」と謂ふに至り、又、劉隗・刁協の傳の論に於て、「其專行刻薄にして、賢宰をして疏んせられしめ、以て物情の解體するを致す」と謂ふ。是れ轉た激變の罪を以て劉刁を坐し、而して導は譏る無し。殊えて未だ平允と爲さざるなり。陶侃の生平に至りては、惟だ蘇峻・祖約の反するや、侃、顧命に與らざるを以て、肯て勤王せず、溫嶠等が再三邀へ説くを經、始めて兵を率ゐて東下す。此は是れ其の小を見て、大義に達せざるの處なり。其他は則ち心を國に盡し、老いて彌篤し。朝廷加ふるに殊禮を以てす。侃、固辭す。又、病に因りて上表して位を去りて曰はく、「臣少にして孤寒に長じ、始願、限有り云云」と。未だ没せざる前一年、己に位を遜りて國に歸る。佐吏苦ろに之を留めて果さず。病篤

王導・陶侃の二傳、褒貶、當を失す

二四一

きに及びて、將に歸らんとし、後事を以て右司馬王愷期に付し、府門を出でて船に就き、顧みて愷期に謂ひて曰はく、(三)『老子婆娑たるは、正に諸君輩に坐す』と。(侃傳)是れ亦、其の權勢に超然たるを見る可し。本傳にも亦云はく、『侃、季年、常に止足の分を懷き、朝權に與らず』と。而して傳末に乃ち云はく、『侃、嘗て夢に、八翼を生じて天門に上り、九重に至りて、翼を折りて墜つと。後、八州を督し、上流に據り、強兵を握り、覬覦の志有り。毎に翼を折るの祥を思ひ、自ら抑へて止む』と。傳論にも亦、其の潛に包藏の志有り、翼を折るの祥を願思するを謂ふは、悖れり。是れ直に、其の素より不臣の心有り、一夢に因りて敢てせざるを謂ふなり。導に於ては則ち其疵累を略して、之を管葛に比し、侃に於ては則ち其一夢に因りて、懸坐するに(四)無將の罪を以てす。豈に褒貶、當を失ふに非ずや。

【三】 老子は老人、陶侃自ら謂ふ。婆娑は歩行のたしかならざる貌。
【四】 無將。將に亂を爲す有らんとするの意も無きなり。公羊傳に「君親には將する無し、將すればこれを誅す」とあるに本づく。

卷の八

八王の亂

惠帝の時の八王の亂、晉書には彙敘して一卷に在り。通鑑紀事本末にも、亦、另に一條と爲す。然れども頭緒繁多にして、覽る者、了り易からず。今、此に撮敘す。武帝、崩するに臨みて、汝南王亮(司馬懿の子、武帝の叔父)を以て皇后の父楊駿と同じく政を輔けしめんと欲す。駿、其詔を匿し、矯めて亮をして出でて許昌に鎮せしむ。惠帝既に立ち、賈后、權を擅にし、楊駿を殺し、楊太后を廢し、亮を徴して入り、衛瓘と同じく政を輔けしむ。亮、楚王瑋(武帝の第五子)と協はす。瑋、賈后に諂ひ、『亮・瓘を矯殺するの罪を以てし、即日、瑋を殺す。后益淫恣を肆にし、太子適(惠帝の長子、賈を廢し、楊太后を弑す。時に趙王倫、京師に在り。)素より賈后に諂ふ。其嬖人孫秀説くに、『太子の廢せらるるや、人言ふ、「公、實に謀に與る」と。宜しく后を廢して以て其聲を雪ぐべし』といふを以てす。倫、之に従ふ。秀、又、太子聰明にして、終に倫に疑有らんことを恐れ、『后が太子を殺すを待ちて后を廢して太子の爲めに讐を報ゆるに如かず。以て功を立つ可し』と。乃ち后の黨

をして后を諷せしむ。后果して太子を殺す。倫遂に詔を矯めて、齊王問(齊王攸の子)と與に、兵を率ゐて宮に入り、后を廢して金墉城に幽し、尋いで之を害す。倫自ら相國・侍中・都督中外諸軍事と爲る。孫秀等、勢を恃みて肆横なり。問、内に不平を懷く。秀、之を覺り、問を出して許昌に鎮せしむ。倫、位を僭し、惠帝を以て太上皇と爲し、金墉に遷す。是に於て、問及び河間王容(司馬孚の孫、惠帝の從弟、時に長安に鎮す)、成都王穎(武帝の第十六子、惠帝の弟、時に鄴中に鎮す)、共に兵を起して倫を討つ。倫の兵敗る。其將王與、倫を廢し秀を斬り、惠帝を迎へて位に復す。倫、尋いで誅に伏す。穎遂に鄴に還る。問、京に入る。帝、問を大司馬に拜すること、宣景の魏を輔くる故事の如し。問、大權、握に在り、酒色に沈溺し、朝に入らず、坐して百官を召し、恣に非法を行ふ。校尉李含有り、長安に奔り、詐りて詔有りと稱し、河間王容をして問を討たしむ。容遂に上表して、問を廢して成都王を以て政を輔けしめんと請ひ、并に長沙王父に檄して内主と爲す。(武帝の第六子)、問、兵を遣はして父を襲ふ。父徑に宮に入り、帝を奉じて討ちて問を斬る。容、本、父は弱く問は強きを以て、父が問の殺す所と爲り、而して父を殺すの罪を以て之を討ち、因つて帝を廢して穎を立て、己、宰相と爲り、以て政を専らにす可からんことを冀ふ。父が先づ問を殺すに及びて、其計遂げず。穎も亦、父が内に在るを以て、己、遂に朝權を執るを得ず。是に於て、容、將張方を遣はし、兵を率ゐて、穎と同じく京師に向はしむ。帝、又、父に詔して大都督と爲し、方等を拒がしむ。連戦し、先づ勝ち後敗る。東海王越、京に在り、(司馬泰の子、惠)

事の濟らざらんことを慮り、殿中將と與に父を收めて金墉に送る。父、張方の殺す所と爲る。穎、京に入り、尋いで鄴に還る。容、穎を表して皇太弟と爲し、相國に位せしむ。乘輿服御、及び宿衛の兵、皆、鄴に遷る。朝政は悉く穎、之を主る。左將軍陳旆平かならず、帝を奉じて穎を討つ。穎、將石超を遣はして帝を蕩陰に敗る。超遂に帝を以て鄴に入る。平北將軍王浚、兵を起して穎を討つ。穎、戰ひ敗れ、仍ほ帝を擁して洛陽に還る。時に容、張方を遣はして穎を救ふ。方遂に帝及び穎を挾みて長安に歸る。容、穎を廢して、豫章王熾(武帝の第二十五子、惠帝の弟、是を懷帝と爲す)を立てて、皇太弟と爲す。東海王越、徐州より、兵を起して大駕を迎ふ。容、又、穎に命じて兵を統べて之を河橋に拒がしむ。戰敗る。越の兵、關に入り、惠帝を奉じて洛陽に還る。穎、武關・新野の間に竄る。詔有りて之を捕へしむ。劉輿の害する所と爲る。容も亦單騎にて太白山に逃る。其故將迎へて長安に入る。詔有りて容を徵して司徒と爲す。容、京に入る。途次、南陽王模の殺す所と爲る。惠帝崩じ、懷帝、位に即く。越出でて石勒を討ちて卒す。此れ八王の始末なり。

趙王倫、將に篡はんとする時、淮南王允(武帝の子)、京師に在りて兵を擧げ、倫を誅せんと欲し、倫の殺す所と爲る。又、吳王晏(亦武帝の子)、亦、淮南王允を助けて倫を攻む。兵敗れて廢せらる。後、長沙王父及び成都王穎相攻むる時、晏、又、前鋒都督と爲る。此二王は俱に八王の内に在らず。

晉書の記する所の怪異

異聞を採りて史傳に入るは、惟だ晉書及び南北史最も多く、而して晉書の中、僭偽の諸國、尤も甚なりしと爲す。劉聰の時、星有り、忽ち平陽に隕つ。之を視れば則ち肉なり。長さ三十歩、廣さ二十七歩、臭、數里に聞ゆ。肉の旁に哭聲有り。聰の後劉氏、適一蛇一虎を産す。各一人を害して走る。之を尋ぬれば乃ち隕肉の旁に在り。哭聲乃ち止む。又、豕と犬と、相國府の門に交はる。豕は進賢冠を著け、犬は武冠を冠り綬を帶ぶ。豕犬竝に御座に升り、俄にして鬪うて死す。聰の子約死し、一指猶ほ暖かなり。遂に殞せず。甦るに及びて言はく、「劉淵を不周山に見る。諸王將相、皆在り。號して蒙珠離國と曰ふ。淵謂ひて曰はく、「東北に遮須夷國有り、主無し。汝の父が之と爲るを待つ。三年にして當に来るべし。汝且く歸れ」と。既に出で、道に一國を過ぐ。猗尼渠餘國と曰ふ。約を引きて宮に入れ、一皮囊を與へて曰はく、「我が爲めに漢の皇帝劉郎に寄せよ。後來當に小女を以て相妻はすべし」と。約歸り、皮囊を几に置く。俄にして甦る。几上に果して皮囊有り、中に白玉一方を置き、題して曰はく、「猗尼渠餘國の天王、敬んで遮須夷國の天王に寄す。歲攝提當に相見るべし」と。聰、之を聞きて曰はく、「此の如くならば、吾、死を懼れざるなり」と。期に至りて聰果して死す。劉曜の時、西明門、風吹きて大樹を折る。一宿にして變じて人の形と爲り、髮の長さ一尺、鬚眉の長さ二寸、

手を斂むるの狀有り、亦、兩脚有り、惟だ目鼻無し。毎夜、聲有り。十日にして柯條遂に大樹と成る。石虎の時、太武殿に畫く所の古賢の像、忽ち變じて胡と爲る。旬餘にして頭皆縮みて肩の中に入る。此數事、尤も駭異す可し。而して皆、劉石の亂に出づ。其れ實事なりや、抑傳聞なりや。劉石の凶暴、本、非常なり、故に非常の變異有りて以て之に應ず。理或は然らん。他、干寶の父死す、其母妬にして、父の寵する所の婢を以て墓中に推し入る、後十餘年、寶の母死し、墓を開きて合葬す、而して婢、棺に伏して、生けるが如し、日を経て甦り、「其父常に飲食を取りて之に與ふ。地中に在るも亦惡しからず」と言ふ、既にして之を嫁し子を生むことの如き、此事殊えて信す可からず。然れども實、此に因りて搜神記を作り、自ら其事を敘すること此の如し。若し果して眞に非ずんば、豈に肯て自ら其父の隱及び母の妬を誣かんや。則ち天地の大なる、何の有らざる所あらんや。晉書の載する所の怪異に至りては尙ほ多し。固より必ずしも一一之が爲めに辨せず。

東晉には幼主多し

晉南渡の後、惟だ元帝、年四十二にして位に即き、簡文帝、年五十一にして位に即く。其餘は則ち踐阼の時、多くは幼弱なり。明帝は二十四歳、成帝は五歳、康帝は二十一歳、穆帝は二歳、哀帝は二十三歳、廢帝は二十一歳、孝武帝は十二歳、安帝は二十二歳、恭帝に至りては、位に即くとき、年三十

晉書の記する所の怪異 東晉には幼主多し

二、而して國已に劉宋に歸せり。蓋し運會方に隆なれば、則ち國を享くること久長にして、子を生むことも亦早し。故に繼體に壯年多し。謂はゆる「國に長君有るは、社稷の福」なり。其の衰ふるに及びては、人主既に短祚にして、嗣子自ら多くは幼冲なり。固より人力の能く爲す所に非ず。然れども東晉は猶ほ能く國を享くること八九十年なるは、則ち猶ほ大臣の輔相の力に頼る。明帝・成帝の時、王導・庾亮・郗鑒等有り、康帝・穆帝の時、褚裒・庾氷・蔡謨・王彪之等有り、孝武の時、謝安・謝元・桓冲等有り、主、孱弱なりと雖も、臣、尙ほ公忠なり。是を以て、國脈、以て屢延ぶるを得たり。一の桓温出でて、而して宗社幾ど移らんとす。會稽王道子が昏庸にして國に當り、元顯が狂愚を以て、政を亂るに迫りて、淪胥して溺に及ぶ。國家の貴ぶ所は、人を樹つるの計有るなり。

- 【一】謝元。即ち謝玄なり。
- 【二】淪胥。相率る也。

晉帝、兄終り弟及ぶこと多し

晉の司馬師・司馬昭、相繼ぎて魏の政を専らにす。是れ開國の時、已に兄弟相繼ぐなり。後、惠帝、太子・太孫俱に薨するを以て、弟豫章王熾を立てて皇太弟と爲す。位に即く。是を懷帝と爲す。成帝崩じ、母弟岳立つ。是を康帝と爲す。(皆、庾)哀帝崩じ、母弟奕立つ。是を廢帝海西公と爲す。(太妃の)出)安帝崩じ、母弟德文立つ。是を恭帝と爲す。(皆、陳太)以後、惟だ北齊の文宣・孝昭・孝成、亦、兄弟遞に帝位を襲ぐ。然れども孝昭は濟南王を廢して自立し、武成は樂陵王を廢して自立す。晉の次に依りて立つに非ざるなり。

愍・元・二帝の即位

晉の懷帝、(三)永嘉五年、劉曜の擄にする所と爲る。次年、賈疋等、已に秦王鄴を奉じて皇太子と爲し、長安に都す。然れども猶ほ未だ尊位に即かず。直に永嘉七年に至りて、懷帝の崩問至り、始めて帝と稱す。是を愍帝と爲す。愍帝、(三)建興四年、劉曜に降る。次年、元帝、晉王と建康に稱す。亦未だ尊位に即かず。又明年、愍帝の崩問至り、始めて帝と稱す。流離傾覆の中、尙ほ、其君に忍びざるの意有り。禮の變に合ふ者と謂ふ可きなり。

- 【一】永嘉。皇紀九六七—九七二。
- 【二】建興。皇紀九七三—九七六。
- 【三】西紀三一三—三一六。

僭偽の諸君、文學有り

晉の載記に、諸の僭偽の君、中國の人に非ずと雖も、亦、多く文學有り。劉淵は少きとき學を好み、毛詩・京氏易・馬氏尙書を習ひ、尤も左氏春秋・孫吳の兵法を好み、史漢諸子、綜覽せざる無し。嘗て、隋陸が武無く、絳灌が文無きを鄙み、一物知らざれば、以て君子の恥づる所と爲す。其子劉和も亦學

晉帝、兄終り弟及ぶこと多し 愍・元・二帝の即位 僭偽の諸君、文學有り

を好み、毛詩・左氏春秋・鄭氏易を習ふ。和の弟宣、孫炎に師事し、精を沈め思を積み、晝夜を捨てず。嘗て漢書を讀み、蕭何・鄧禹の傳に至れば、未だ嘗て反覆して之を詠せずんばあらず。劉聰、幼にして聰悟なり。博士朱奇、大に之を奇とす。年十四にして、經史に究通し、兼ねて百家の言を綜べ、草隸に工に、善く文を屬し、述懐の詩百餘篇・賦頌五十餘篇を著す。劉曜、書を讀み、廣覽に志し、章句を精思せず、亦善く文を屬し、草隸に工なり。小時、難を避け、崔岳に從つて凝滯を質通す。既に位に即き、太學を長樂宮に立て、小學を未央宮に立て、民間の俊秀千五百人を簡び、朝廷の宿儒を東庠を舊宮に立て、大臣の子弟の官學生たるものに賜ひ、親しく自ら臨みて考す。自ら太上章を造り、以て急就に代へ、又、典誡十五篇を著し、以て胄子に教ふ。慕容儁も亦、博く圖書を觀る。後、慕容寶も亦善く文を屬し、儒學を崇ぶ。苻堅は八歳にして、其祖洪に向つて師を請ひ學に就く。洪曰く、「汝は氏人なるに、乃ち學を求むるか」と。長ずるに及びて、博學にして才藝多し。既に位に即き、一月に三たび太學に臨む。謂へらく、躬自ら獎勵す。庶はくは周孔の微言墜ちざらんと。諸の正道に非ざる者は悉く之を屏く。永嘉の亂より、庠序、聞ゆる無し。是に至りて學校漸く興る。苻登、長じて節を折り、博く書傳を覽る。姚興、太子たる時、范昂等と經籍を講す。兵難を以て業を廢せず。時に姜龕・淳于岐等、皆、善儒碩

【一】質通。質問して通曉するなり。

【二】微言。精微なる言。

徳にして、門徒各數百人あり。興、政を聽くの暇、輒龕等を引きて講論す。姚泓は博學にして談論を善くし、尤も詩詠を好む。王尙・段章は儒術を以て、胡義周・夏侯雅は文學を以て、皆嘗て游集す。淳于岐疾むや、興親ら往きて疾を問ひ、牀下に拜す。李流は少きとき學を好み、李庠は、才、文武を兼ね、曾て秀異の科に擧げらる。沮渠蒙遜は、博く羣史に涉り、天文を曉る。赫連勃勃は、劉裕が使を遣はして來らしむと聞き、預め皇甫微に命じて答書を爲らしめ、默して之を誦し、裕の使を召して前に至らしめ、口授し、舍人、書を爲る。裕、其文を見て曰はく、「吾、如かざるなり」と。此れ皆、戎羌に生れ、武を用ふるを以て急と爲す。而るに仍ほ文學を兼ねること此の如し。人、亦、何ぞ輕しく量る可けんや。

【一】秀異の科。秀才異等の科。選舉の科目の名。

【二】何夔の傳は三國志第十二卷魏書に載す。

【三】杜恕の傳は三國志第十六卷魏書に載す。

九品中正

魏の文帝、初めて九品中正の法を定む。郡邑に小中正を設け、州に大中正を設く。小中正に由りて人才を品第し、以て大中正に上る。大中正核實し、以て司徒に上る。司徒再び核し、然る後尙書に付して選用す。此れ陳羣の建白する所なり。然れども魏武の時、何夔疏して言はく、「今、草創の際、人を用ふること未だ其本を詳かにせず、是を以て各其類を引く。宜しく先づ之を郷閭に核すべし。長幼の順序をして相踰越する無からしめば、則ち賢不肖先づ分れん」と。(夔傳) 杜恕も亦疏して言はく、

九品中正

「宜しく州郡をして士を考するに、必ず四科に由らしめ、皆、事効有り、然る後察舉し、試に公府に辟すべし」と。(愨傳) 此れ又陳羣の前に在り。蓋し漢以來、本、孝廉に察舉せらるるを以て、士人入仕の路と爲す。日久しく弊生じ、勢利に資縁し、猥濫益甚たしきに迫る。故に夔等、先づ其源を清くせんと欲し、専ら重きを郷評に歸し、以て其素行を核す。羣、又、其法を密にして之を差等す。固に官才を論定するの法なり。然れども之を行ふこと未だ久しからず、

夏侯元巳に謂ふ、「中正、詮衡の權を干す」と。(元傳) 而して晉の衛瓘も亦言はく、「魏、喪亂の後に因り、人士流移し、考詳するに地無し、故に此法を立て、粗ぼ一時の選用に具ふ。其始め郷邑の清議、爵位に拘はらず、喪貶の加ふる所、勸勵を爲すに足り、猶ほ郷論の餘風有り。其後、遂に資を計り品を定め、惟だ位に居るを以て重しと爲す」と。是れ、法立ち弊生じ、而して九品の升降、尤も淆亂し易きを見る可きなり。今、各史を以て參考するに、郷邑の清議、亦、時に、公道を主持する者有り。陳壽の如き、父の喪に遭うて疾有り、婢をして藥を丸せしむ。客、之を見る。郷黨以て貶議を爲す。是に由りて沈滯すること累年。張華、之を申理し、始めて孝廉に擧げらる。(壽傳) 閻又も亦西州の名士なり。清議を被り、壽と皆廢棄せらる。(何攀傳) 下粹、弟哀が門内の私有るに因り、粹、遂に、訓へざるを以て譏られ廢せらる。(十愨傳) 并に、巳に官に服して而も仍ほ

- 【三】 郷評。郷里の批評。
- 【四】 夏侯元の傳は三國志第九卷魏書に載す。
- 【五】 何攀の傳は晉書第四十五卷に載す。
- 【六】 下粹の傳は晉書第七十卷に載す。

清議を以て升黜せらるる者有り。長史韓預、強ひて楊欣の女を聘して妻と爲す。時に欣、姊の喪有り、未だ旬を経ず。(三) 張輔、中正と爲り、遂に預を貶して以て風俗を清む。(輔傳) 陳壽、張華の奏に因り、巳に治書侍御史に官す。母を洛陽に葬り、蜀に歸喪せざるを以て、又、貶議せらる。此に由りて遂に廢す。(壽傳) 劉頌、女を陳嶠に嫁す。嶠は本劉氏の子、出でて姑に養はれ、遂に陳氏を姓とす。中正劉友、之を譏る。(頌傳) 李含、秦王の郎中令と爲る。王薨す。含、葬訖るを俟ちて喪を除く。本州の大中正、名義を以て含を貶す。傅咸、之を申理す。詔して許さず。遂に割きて五品と爲す。(含傳) 淮南の小中正王式、父没し、其繼母終るや、喪は前夫の子に歸し、後遂に前夫に合葬す。下壺、之を劾し、以て禮を犯し義を害すと爲し、并に司徒及び揚州の大中正、淮南の大中正の、含宏、徇隱を劾す。詔して式を以て郷邑の清議に付し、廢すること終身。(壺傳) 溫嶠、巳に丹陽の尹と爲り、蘇峻を平げて大功有り。司徒の長史、嶠の母亡するに亂に遭うて葬らざるを以て、乃ち其品を下す。(嶠傳) 是れ、巳に入仕する者、尚ほ須く時に品定を加ふべし。其法、密ならざるに非ざるなり。且つ石虎の詔に云はく、「魏、九品の制を立て、三年に一たび之を清定す。亦、人倫の明鏡なり。先帝黃紙再び定め、以て選舉を爲す。今、又、三年を閱す。主者更に之を銓論せよ」と。是れ魏以來、尚ほ三年更定の例有り、

- 【七】 張輔の傳は晉書第六十卷に載す。
- 【八】 劉頌の傳は晉書第四十六卷に載す。
- 【九】 李含の傳は晉書第六十卷に載す。
- 【一〇】 含宏、徇隱。罪過を大目に見、私情に徇ひて之を隱匿すること。

初め、一たび品定を経れば即ち終身改易せざるに非ず。其法、更に未だ嘗て詳慎せずんばあらざるなり。且つ中正の内に、亦多く矜慎なる者有り。劉毅の如き、老を告ぐるや、司徒擧げて青州の大中正と爲す。尙書謂はく、「毅既に致仕す。宜しく煩はすに、碎務を以てすべからず」と。石鑿等力争す。乃ち毅を以て之と爲す。人流を銓正し、清濁區別し、其の彈貶する所、親貴の者より始む。(毅傳)司徒王渾奏す、「周覆、理識清正にして、九品を主定し、檢括精詳に、褒貶允當なり」と。(覆傳)燕國の中正劉沈、霍原を擧げて二品と爲す。司徒(三)過ごさす。沈上書して謂はく、「原、隱居して志を求め、行成り名立つ」と。張華等、又特に之を奏す。乃ち上品と爲す。(李重傳)張華、素より張軌を重んず。安定の中正、其善を蔽ふ。華爲めに譽を延べ、二品に居るを得たり。(軌傳)王濟、太原の大中正と爲る。訪問する者、邑人の品狀を論ず。(二)孫楚に至りては則ち曰はく、「此人は卿が能く目する所に非ず。吾自ら之を爲さん」と。乃ち狀して曰はく、「天才英博にして、亮拔不羣なり」と。(楚傳)華恆、州の中正と爲る。郷人任讓、輕薄にして行無く、恆の黜くる所と爲る。(恆傳)韓康伯、中正と爲り、周勰が喪に居りて禮を廢し、名教を脱落するを以て、

- 【一】 碎務。繁瑣なる事務。
- 【二】 周覆の傳は晉書第六十一卷に載す。
- 【三】 過ごさす。劉沈の言ふ所を用ひざる也。
- 【四】 李重の傳は晉書第四十六卷に載す。霍原の傳は晉書第九十四卷に載す。
- 【五】 張軌の傳は晉書第八十六卷に載す。
- 【六】 孫楚の傳は晉書第五十六卷に載す。
- 【七】 目。品評するなり。
- 【八】 華恆の傳は晉書第四十卷に載す。
- 【九】 韓康伯の傳は晉書第四十五卷に載す。

其議を通せず。(康伯傳)陳慶之の子暄、落魄にして酒を嗜むを以て、中正の品する所と爲らず、久しく調せらるるを得ず。(慶之傳)此れ皆中正の、公を乗りて撓まざる者なり。然れども人才を進退するの權、之を下に寄せば、豈に能く日久しくして弊無からんや。晉武、公子たる時、相國の子を以て品に當る。郷里、敢て與に輩を爲す莫し。十二郡の中正、共に(三)鄭默を擧げて以て之に輩す。(默傳)劉卞初め太學に入りて經を試みられ、當に四品と爲るべし。臺吏訪問(中正を助けて探訪するの)人、黃紙一鹿車を寫さしめんと欲す。卞、肯んせず。訪問怒りて中正に言ふ。乃ち退けて尙書令史と爲す。(卞傳)孫秀、初め郡吏と爲り、品を郷議に求む。王衍將に許さざらんとす。(三)衍の從兄戎、之を品せんことを勸む。秀が志を得るに及びて、朝士の宿怨有る者皆誅せらる。而して戎、衍、濟はるるを獲たり。(戎傳)何劭初めて亡するや、袁粲(晉の臣、宋の)來り弔す。其子岐辭するに疾を以てす。粲獨り哭して出でて曰はく、「今年、決して婢子の品を下さん」と。王詮曰はく、「岐が前に罪多き時、爾何ぞ下さざりし。其父新に亡し、便ち岐の品を下さば、人、強を畏れ弱を易ると謂はんと。」(何劭傳)見る可し、是時、中正の品する所の高下は、全く意を以て輕重を爲すことを。故に段灼疏して言はく、「九品、人を訪ふに、惟だ中正に問ふ。上品に據る者は、公侯の子孫に非ざれば、即ち(三)當

- 【一】 陳慶之の傳は梁書第三十卷、南史第六十一卷に載す。
- 【二】 鄭默の傳は晉書第四十四卷に載す。
- 【三】 劉卞の傳は晉書第三十六卷に載す。
- 【四】 王戎の傳は晉書第四十三卷に載す。
- 【五】 何劭の傳は晉書第三十三卷に載す。
- 【六】 當途。要路に當る人、即ち權官なり。

途の昆弟なり」と。(灼傳)劉毅も亦疏して言はく、「高下、意に任せ、榮辱、手に在り。心を用ふること百態、求むる者萬端なり」と。(毅傳)此れ九品の流弊の、章疏に見ゆる者なり。眞に謂はゆる上品には寒門無く、下品には世族無く、高門華閥は、(三)世及の榮有り、庶姓寒人は、寸進の路無きなり。選舉の弊、此に至りて極まれり。然れども魏晉より南北朝に及ぶまで、三四百年、能く之を改むる者有る莫し。蓋し當時、權を執る者は、即ち中正の上品の人にして、各自其門戸を顧み、固より肯て法を變せず。且つ習俗已に久しく、帝王より以て士庶に及ぶまで、皆視て固然と爲し、而して如何ともす可き無きなり。

六朝の清談の習

清談は魏の(二)正始中に起る。何晏・王弼、老莊を祖述し、謂へらく、「天地萬物は、皆、無を以て本と爲す。無は物を開き務を成し、往くとして存せざる無き者なり」と。(王衍)是時、阮籍も亦素より高名有り、口に浮虚を談じ、禮法に遵はず。(裴頠)籍嘗て大人先生傳を作り、謂はく、「世の禮法の君子は、蝨の禪に處るが如し」と。(阮籍)其後、王衍・樂廣、之を慕ひ、俱に心を事外に宅き、名、時に重し。天下の風流を言ふ者、王樂を以て稱首と爲す。(樂廣)後進、競うて浮誕を爲さざるは莫く、遂に風俗を成す。(王衍)學者、老莊を以て宗と爲し、而して六經を擯け、

- 【二六】世及・世襲といふが如し。
- 【二七】正始。魏の廢帝の年號。皇紀九〇〇—九〇八。西紀二四〇—二四八。
- 【二八】王衍の傳は晉書第四十三卷に載す。
- 【二九】樂廣の傳は晉書第四十三卷に載す。

談者、虚蕩を以て辨と爲し、而して名檢を賤し、身を行ふ者、放濁を以て通と爲し、而して節信を狭とし、仕進する者、苟くも得るを以て貴しと爲し、而して正に居るを鄙し、官に當る者、望空を以て高しと爲し、而して勤恪を笑ふ。(紀論)其時未だ嘗て其非を斥する者無きにあらず。劉頌が屢治道を言ひ、傅咸が毎に邪正を糾するが如きは、世反つて之を俗吏と謂ふ。裴頠、又、崇有論を著はして以て之を正す。(顧傳)江惇も亦、通道崇檢論を著はして以て之を矯む。(惇傳)下壺、王澄・謝鯤を斥し、謂はく「禮に悖り教を傷る。中朝傾覆するは、實に此に由る」と。(壺傳)范甯も亦謂はく、「王弼・何晏、二人の罪、桀紂よりも深し」と。(甯傳)應詹謂はく、「元康以來、經を賤しみ道を尙ぶ。永嘉の弊は此に由る」と。(詹傳)熊遠・陳頤、各、疏論有り、大聲疾呼して、頹俗を挽回せんと欲せざるは莫し。而れども習俗已に成り、江河日に下り、卒に能く變ずるもの莫きなり。今、各傳に散見する者は、(毛)裴遐、善く(元)元理を言ひ、言詞清暢にして、冷然として琴瑟の若し。嘗て郭象と談論す。一座盡く服す。(遐傳)衛玠、(二〇)元言を善くし、一語を出す毎に、聞く者、咨嘆して以て微に入ると爲さざる無し。王澄、高名有り、玠の言を聞く毎に、輒ち嘆息絶倒す。後、江を過ぎ、謝鯤と相見、欣然として言論すること終日。王敦、鯤に謂ひて曰はく、「昔、

- 【四〇】江惇の傳は晉書第五十六卷に載す。
- 【四一】范甯の傳は晉書第七十五卷范汪傳に附載す。
- 【四二】應詹の傳は晉書第七十卷に載す。
- 【四三】裴遐の傳は晉書第三十五卷に載す。
- 【四四】元理。玄理なり。
- 【四五】衛玠の傳は晉書第三十六卷に載す。
- 【四六】元言。玄言なり。

王輔嗣、金聲を中朝に吐けり。此子復た江表に玉振す。意はざりき、永嘉の末、復た正始の音を聞かんとは」と。(珍傳) 王衍、當時の談宗と爲す。自ら以へらく易を論ずること略ぼ盡きたり、然れども亦、未だ了せざる有り。毎に曰はく、「此生に當に能く之を通ずる有る者を見るべきや否やを知らず」と。(二) 阮瞻が易を談するに遇ふに及びて、乃ち嘆服す。(修傳) 王戎、(三) 阮瞻に問うて曰はく、「聖人は名教を貴び、老莊は自然を明かにす。其指同じきか異なるか」と。瞻曰はく、「將に同じき母からんとす」と。戎即ち之を辟す。時人、之を三語掾と謂ふ。(曠傳) 郭象、老莊を善くす。時人、以て王弼の亞と爲す。(三) 庾敳、桓温嘗て(四) 劉惔に問ふ、「會稽王は更に進めりや」と。惔曰はく、「極めて進めり。然れども是れ第二流のみ」と。温曰はく、「第一流は是れ誰ぞや」と。惔曰はく、「故に是れ我輩なり」と。(惔傳) 張憑初め劉惔に至る。之を下座に處く。適、王濛來り、清言、通せざる所有れば、憑即ち之を判す。惔驚き服す。(憑傳) 此れ當時の風尚の大概を見る可きなり。其中に未だ嘗て學を好む者無くんばならず。然れども學ぶ所も亦正に以て談資に供す。(五) 向秀、老莊の學を好み、嘗て之を註解す。讀者超然として心悟す。郭象、又從つて之を廣む。儒墨の迹跡しまれ、道家の風遂に盛なり。(秀傳) (六) 潘京、樂廣と談す。

- 【一】 阮瞻の傳は晉書第四十九卷に載す。
- 【二】 阮瞻の傳は晉書第四十九卷に載す。
- 【三】 庾敳の傳は晉書第五十卷に載す。
- 【四】 劉惔の傳は晉書第七十卷に載す。
- 【五】 張憑の傳は晉書第七十五卷に載す。
- 【六】 向秀の傳は晉書第四十九卷に載す。
- 【七】 潘京の傳は晉書第九十卷良吏傳に載す。

廣深く之を嘆じ、謂ひて曰はく、「君、天才、人に過ぐ。若し加ふるに學を以てせば、必ず一代の談宗と爲らん」と。京遂に學を勤めて倦まず。(京傳) (八) 王僧虔、子を戒むる書に曰はく、「汝未だ輔嗣は何の道とする所なるか、平叔は何の説く所なるかを知らず、而して便ち盛に(九) 麈尾に於て、自ら談士と稱す。此れ最も險事なり」と。(僧虔傳) 是れ當時の父兄師友の講求する所、専ら老莊を推究し、以て口舌の助と爲し、五經の中、惟だ易理を崇び、其他は盡く閑束するなり。梁の武帝に至りて、始めて經學を崇尚す。儒術、之に由りて稍振ふ。然れども談義の習已に成り、謂はゆる經學は、亦皆以て談辨の資と爲す。武帝、(一〇) 岑之敬を召して講座に升らしめ、朱异に敕して孝經を執り、士孝章を唱へしめ、帝親ら與に論難す。之敬、割釋縱横、應對、響の如し。(之敬傳) 簡文、太子たる時、士林館に出で、孝經の題を發す。(一一) 張譏、議論往復し、甚だ嗟賞せらる。其後、周宏正、國子監に在り、周易の題を發す。譏、之と論辨す。宏正、人に謂ひて曰はく、「吾、座に登る毎に、張譏が席に在るを見れば、人をして凜然たらしむ」と。(譏傳) 簡文、(一二) 戚衰をして朝聘儀を説かしむ。徐擒與に往復す。衰、精采自若たり。(衰傳) 簡文嘗て自ら座に升りて經を説く。(一三) 張正見、講筵に預り、疑義を決せんと請ふ。(正見傳) 伏曼容の宅は、

- 【八】 王僧虔の傳は南齊書第三十三卷、南史第二十二卷に載す。
- 【九】 麈尾。拂子なり。
- 【一〇】 岑之敬の傳は陳書第二十四卷、南史第七十二卷に載す。
- 【一一】 張譏の傳は陳書第三十三卷、南史第七十一卷に載す。
- 【一二】 戚衰の傳は陳書第三十三卷、南史第七十一卷に載す。
- 【一三】 張正見の傳は陳書第三十四卷、南史第七十二卷に載す。
- 【一四】 伏曼容の傳は梁書第四十八卷、南史第七十一卷に載す。

瓦官寺の東に在り。座に升りて經を講する毎に、生徒常に數十百人。(曼容) 袁憲、岑文豪と、同じく周宏正を候す。宏正將に講座に登らんとす。適憲至る。即ち憲をして義を樹てしむ。時に謝岐、何妥、竝に座に在り。遞に義端を起す。憲、辨論餘り有り。到溉曰はく、

「袁君正、後有り」と。(憲傳) 嚴植之、經學に通じ、館、湖溝に在り。講

說、區段次第有り。登講する毎に、五館の生畢く至り、聽く者千餘。(植之傳)

鮑暉、太學に在り、疾有り、(三) 紀少瑜に請うて代りて講せしむ。少瑜、談

吐を善くし、辨捷、流るるが如し。(少瑜傳) 崔靈恩、魏より梁に歸して博士

と爲る。性拙樸にして文采無し。經義を解析するに及びて、甚だ精致有り。

舊儒咸之を重んず。(靈恩傳) 沈峻、周官に精しく、講を開く時、羣儒劉焯、

沈熊の徒、竝に經を下座に執り、北面して業を受く。(峻傳) 是れ當時、經

義に従事すと雖も、亦皆口耳の學にして、堂を開き座に升り、才辨を以て

勝を相争ふこと、晉人の清談と異なること無く、特に談する所の者同じか

らざるのみ。況んや梁の時、談する所は、専ら五經を講ずるにあらず。武

帝嘗て重雲殿に於て、自ら老子を講ず。徐勉、(三) 顧越を擧げて義を論せしむ。越、

咸之を嘆美す。(越傳) 簡文、東宮に在るととき、元儒の士に置宴す。(咸傳) 邵陵王綸、大

口如經を講じ、(三) 馬

樞をして維摩・老子を講せしめ、同日に題を發す。道俗の聽く者二千人。王、衆に謂ひて曰はく、「馬

學士の論義、必ず屈服せしめん。空しく主客を具ふるを得ず」と。是に於て、各辨端を起す。樞、

轉變窮り無し。論者咸服す。(樞傳) 則ち梁の時、五經の外、仍ほ老莊を廢せず、且つ又佛義を増す。晉

人の虚偽の習、依然として未だ改まらず、且つ又これよりも甚だし。風氣の趨く所、積重して返り難

し。直に、隋の陳を平ぐるの後に至りて、始めて之を掃除す。蓋し關陝は樸厚にして、本、此風無

く、魏周以來、初めより未だ漸染せず。陳人の、長安に遷る者、又已に(三)

衰茶して振はず。故に禁せずして自ら消滅するなり。

案するに、漢の時、本、講經の例有り。宣帝の(三) 甘露三年、諸生に詔

して、五經の異同を講せしむ。蕭望之等、其議を平奏す。上親ら臨みて

決す。又、施讐、五經を石渠閣に論ず。章帝の(三) 建初四年、亦、博士、

議郎・郎官及び諸生・諸儒に詔して、白虎觀に會し、五經の異同を講議せしめ、武官中將魏應をし

て制を承けて問はしめ、侍中淳于恭、帝を奉じて親ら制を稱して臨決し、白虎奏議を作る。今の白

虎通是れなり。然れども此は特に、經義紛繁にして、各家の師說、互に異同有るに因り、故に羣言

を聚めて以て之を折衷するなり。此を以て勝を角ふに非ざるなり。梁の時の、座に升り經を説くに

至りては、則ち但だ以て博を炫かし辯を鬪はすのみ。

- 【五】 袁憲の傳は陳書第四十四卷に載す。
- 【六】 袁君正は袁憲の父、其傳は梁書第三十一卷に載す。
- 【七】 嚴植之の傳は梁書第四十八卷、南史第七十一卷に載す。
- 【八】 紀少瑜の傳は南史第七十二卷に載す。
- 【九】 崔靈恩の傳は梁書第四十八卷、南史第七十一卷に載す。
- 【十】 沈峻の傳は南史第七十一卷に載す。
- 【十一】 顧越の傳は陳書第三十三卷、南史第七十一卷に載す。
- 【十二】 馬樞の傳は陳書第十九卷、南史第七十六卷に載す。

- 【三】 衰茶。衰微するなり。茶は疲るる也。
- 【四】 甘露。皇紀六〇八一六一一。
- 【五】 西紀前五三一一五〇。
- 【六】 建初。皇紀七三六一七四四。
- 【七】 西紀七六一八四。

清談に塵尾を用ふ

六朝の人の清談には、必ず 塵尾を用ふ。晉書に、王衍、(三)元言を善くし、毎に白玉柄の塵尾を捉る。手と同色なり。(衍傳) 孫盛、殷浩と談じ、塵尾を奮ひ、盡く飯中に落つ。(盛傳) 宋書に、王僧虔、子を戒め、其の好んで塵尾を捉り、自ら談士と稱するを謂ふ。(僧虔傳) 齊書に、戴容、三宗論を著はす。智林道人曰はく、『貧道、塵尾を捉ること三十年、此一塗は人の能く解する無し。今始めて之に遇ふ』と。(容傳) 梁書に、盧廣、發講の時、(四)謝舉屢之を折く。廣、愧服し、執る所の塵尾を以て之に贈り、以て 重席を況す。(舉傳) 張孝秀、義を談するに、嘗に手に拊欄皮の塵尾を執る。(孝秀傳) 陳書に、後主、宮僚を宴す。造る所の玉柄の塵尾新に成る。曰はく、『當今、此を捉るに堪ふる者は、惟だ張譏のみ』と。即ち以て譏に賜ふ。又、鍾山の開善寺に幸し、譏をして義を暨てしむ。時に塵尾未だ至らず。命じて松枝を取りて之に代へしむ。(譏傳) 此れ皆清談の塵尾の故事なり。亦、必ずしも談せずして而も亦之を用ふる者有り。王濛、塵尾を以て石勒に遺る。勒僞りて敢て執らざる爲し、壁に懸けて而して之を拜す。(勒載) 何充、

- 【一】 塵尾。拂子なり。
- 【二】 元言。玄言なり。老莊の學をいふ。
- 【三】 孫盛の傳は晉書第八十二卷に載す。
- 【四】 謝舉の傳は梁書第三十七卷に載す。
- 【五】 重席を況す。重席は坐席を二枚又は三枚重ねることにて、尊者に對する禮なり。今、塵尾を贈りて、尊崇の意を表するなり。
- 【六】 張孝秀の傳は梁書第五十一卷、南史第七十六卷に載す。

王濛に詣る。導、塵尾を以て其牀を指し、曰はく、『此は是れ君の坐なり』と。(充傳) 王濛、病篤く、燈下に塵尾を視て而して嘆す。既に没するや、劉惔、犀塵尾を以て之を棺中に納る。(濛傳) 蓋し初め(七)元を談するを以て之を用ひ、相習うて俗を成し、遂に名流の雅器と爲り、談せずと雖も、亦常に執持するのみ。

騶虞幡

晉の制、最も騶虞幡を重んず。危険の時に至る毎に、或は用ひて以て旨を傳へ、或は用ひて以て兵を止む。之を見る者輒ち懼伏して、敢て動かさず。亦、一朝の令甲なり。晉書に、(二)楚王瑋、兵を率ゐて汝南王亮及び宰相楊駿を誅し、徹夜喧鬪す。天明、張華、惠帝に奏し、殿中將軍をして騶虞幡を持って衆を麾かしめて曰はく、『楚王瑋、詔を矯む』と。衆、皆、仗を釋てて走る。瑋遂に擒にせらる。(瑋傳) 淮南王允、兵を擁して趙王倫を誅す。辰より申に至り、鬪解けず。陳准、騶虞幡を遣はして鬪を解かしむ。允、兵散じ、殺さる。(允傳) 倫既に篡ふ。王與、兵を率ゐて其黨孫秀を殺し、倫をして手詔を爲らしめ、惠帝を迎へて位に復す。詔を傳ふる者、騶虞幡を以て將士に敕して兵を解かしむ。文武官皆散じ走る。(倫傳) 長沙王乂、兵を發して 齊王

- 【七】 王濛の傳は晉書第九十三卷に載す。
- 【八】 元。玄なり。
- 【一】 楚王瑋の傳は晉書第五十九卷に載す。
- 【二】 淮南王允の傳は晉書第六十四卷に載す。
- 【三】 司馬倫の傳は晉書第五十九卷に載す。
- 【四】 齊王同の傳は晉書第五十九卷に載す。

岡を攻む。岡、董艾を遣はし兵を率ゐて之を拒がしめ、潛に人をして騶虞幡を盗みて呼んで云はしむ、
 『長沙王、詔を矯む』と。父、又、『齊王、反を謀る』と稱す。岡戦ひ敗れ、擒にせらる。〔岡傳〕南渡
 の後、〔柔之〕桓元の變に、會稽王道子、司馬柔之を遣はし、騶虞幡を以て、荆・江・二州に宣告せしむ。
 〔柔之〕王敦、闕を犯す。〔柔之〕甘卓、襄陽に在り、兵を起して將に其後を襲はんとす。敦懼れ、臺に求め
 て、騶虞幡を以て之を止む。〔卓傳〕桓温の兵東に下る。殷浩、騶虞幡を以て其軍を止めんと欲す。
 〔温傳〕此れ皆騶虞幡の故事なり。他朝には未だ之を用ふる有る者を見ず。

建業に三城有り

六朝の時、建業の地に三城有り。中なるを臺城と爲す。則ち帝居なり。宮殿臺省皆在り。其西は則ち石頭城なり。嘗に兵を宿して以て京師を衛る。王敦、内犯するや、周札、石頭城を守り、門を開きて敦を納る。敦遂に之に據り、以て王師を敗る。後、蘇峻の反するや、劫して成帝を石頭に遷す。峻敗れ、帝始めて出づ。盧循の舟師將に至らんとす。朝臣、分ちて諸津を守らんと欲す。劉裕謂へらく、『兵分るれば則ち勢弱し。兵を石頭に聚むるに如かず。則ち衆力分れざらん』と。乃ち自ら石頭に鎮す。果して賊を敗る。宋末に、袁粲、石頭に據り、蕭道成を誅せんと欲し、道成の殺す所と爲る。當時の諺に曰はく、『憐む可し石頭城、寧ろ袁粲と爲りて死するも、褚淵と作りて生きじ』と。梁末に、王僧辨、石頭に鎮す。陳霸先、侯安都をして往きて之を襲はしむ。石頭甚だ高からず。軍士、安都を捧げて投じて女垣の内に入る。衆随つて入る。遂に僧辨を執ふ。後、徐嗣徽、北齊の兵を引きて石頭に入り、來りて臺城に逼る。安都、臺城より、甲士を以て、東西掖門に突出して之を敗る。賊、石頭に還る。遂に敢て臺城に逼らず。是なり。臺城の東には、則ち東府有り。凡そ宰相・錄尚書事・兼揚州刺史なる者、之に居る。甲を實すること嘗に數千人。晉の時、會稽王道子、之に居る。劉裕、政を乗り、亦此に居る。裕出で征すれば、則ち留府と曰ふ。嘗て劉穆之をして府事を監せしむ。裕、劉毅を討ちて回るや、公卿咸新亭に候す。而して裕已に東府に還る。宋末、後廢帝の弑せらるるや、蕭道成移りて東府に鎮す。順帝紀に、蕭道成、出でて東府に鎮し、政を輔く。後、爵を齊王に進む。卞彬戲れて謂ひて曰はく、『殿下、今、青溪を以て鴻溝と爲し、溪東を齊と爲し、溪西を宋と爲す』と。因つて詩を詠じて曰はく、『誰か宋を遠しと謂ふ。跋てて予之を望む』と。陳の安成王頊、政を輔け、入りて尚書省に居る。劉師知等、之を忌み、詔を矯めて其をして東府に還らしむ。是なり。見る可し、是時、二城、皆要地たることを。宋の後廢帝、狂暴なり。阮佃夫、其の出游するを俟ち、臺城を閉ぢ、人を分ちて東府・石城を守らしめ以て之を拒がんと欲す。會帝出でず、乃ち止む。齊の豫章王巖、東府を守る。竟陵王子良、石頭に鎮す。而して皆、私第を京師の中に造り、遊讌して返るを忘る。范雲が『重地なり、宜しく虚曠すべからず』と謂ふに因りて、巖乃

- 【五】 桓元。桓玄なり。
- 【六】 司馬柔之の傳は晉書第五十九卷に載す。
- 【七】 甘卓の傳は晉書第七十卷に載す。

ち東府に還る。子良乃ち石頭に還る。此二城は、京師を拱衛し、最も要害に居るに縁るが故なり。其時尙ほ冶城有り。徐嗣徽等が北齊の兵を引ききて石頭に據るに當りて、市廛、南路に在り、臺城を去ること稍遠く、賊の乘する所と爲らんことを恐れ、乃ち徐度をして冶城寺に鎮し、壘を築きて以て之を斷たしむ。此れ又臺城の南に在り。

南朝多く寒人を以て機要を掌らしむ

魏の(一)正始、晉の(二)永熙以來、皆大臣、國に當る。晉の元帝、王氏の盛なるを忌み、政己より出でんことを欲し、(三)刁協、劉隗等を用ひて私人と爲し、即ち王敦の禍を召く。自後、幼君に非ざれば即ち辱主、悉く命を柄臣に聽き、八九十年、已に故事と成る。(晉の章華、姚興に謂ひて曰はく、晉主、南政を執り、權、臣下に在り。宋、齊、梁、陳の諸君に至りては、則ち賢否を論ずる無く、皆、威福己よりし、肯て權を大臣に假さず。而して其時、高門大族、門戸已に成り、令僕三司、流に安んじて平進す可く、智を竭し心を盡して以て恩寵を邀むるを屑しとせず、且つ風流相尙び、物務を以て懷に關すること罕に、人主、遂に、藉りて以て事を集す能はず。是に於て、(四)寒人を用ひざるを得ず。人寒なれば則ち榮を希ふこと切にして而して力を宜ふこと勤め、驅策に便にして、覺えず之に倚りて心膂と爲す。南

- 【一】正始。魏の廢帝の年號。
- 【二】永熙。晉の惠帝の年號。
- 【三】刁協、劉隗の傳は晉書第六十九卷に載す。
- 【四】寒人。微賤の人。

史に謂はく、『宋の孝武、大臣に任せず、而も腹心耳目、寄する所無き能はず、是に於て(五)戴法興、巢尚之等、皆委任隆密なり』と。齊の武帝も亦曰はく、『學士輩は但だ書を読むのみ。國を經するに堪へず。國を經するは一の劉係宗にて足れり』と。此れ當時の朝局相沿ひて、位尊く望重き者は、其任轉た軽く、而して機要は多く此輩を任用するなり。然れども地、清切に當り、手に天憲を持し、口に詔命を銜めば、則ち人は寒なりと雖も而も權は自ら重し。權重ければ則ち勢利盡く之に歸す。法興の如き、威、内外に行はれ、江夏王義恭、尙書の事を録すと雖も、而も積みて相畏服し、猶ほ之と抗する能はず。阮佃夫、王道隆等、權、人主に倖しく、其の車を捉る人、虎賁中郎將に官し、馬に傍ふ者、員外郎に官す。茹法亮、權に當る。太尉王儉嘗て曰はく、『我、大位有りと雖も、權寄豈に茹公に及ばんや』と。朱异、權、内外に震ふ。歸りて私第に飲み、日暮れて臺門閉ちんことを慮り、鹵簿をして家より列して城門に至らしむ。門者遂に敢て閉ぢず。此れ威勢の薰灼するを見る可きなり。法亮、中書に在り、嘗て人に語りて曰はく、『何ぞ外祿を覓むるを須ひん。此戸内、歳に百萬を辦す可し』と。佃夫の宅舎園池、諸王の邸第に勝り、女妓數十、藝貌、當時に冠絶す。出で行きて勝流に遇へば、便ち邀へて與に同じく歸る。一時の珍羞、畢く具はらざる莫し。凡そ諸の火劑、竝に皆始めて熟し、數十種に至る。晉の王石と雖も過ぐる能はず。此れ賄賂の盈溢するを見る可きなり。蓋し出身寒賤なれば、則ち小器、盈

- 【五】戴法興の傳は宋書第九十四卷、南史第七十七卷に載す。
- 【六】勝流。名門上流の人。

ち易く、大體を知らず。一時其力用を得と雖も、而も權を招き賄を納れ、復た名檢を顧惜せず。其中、亦、法典の如き有り、廢帝の無道なるに遇ひ、頗る能く禁制す。然れども正を持する者は少く、勢に乗じ姦を作す者は多し。唐寓の反する、説者、『虞玩之に始まり、而して呂文度に成る』と謂ふ。此れ已に國を蠹し民を害するの大概を見る。甚だしきは、佃夫、主を弑し、而して明帝を推戴するに至る。周石珍、侯景が臺城を圍むに當り、輒ち景と相結び、遂に景の佐命と爲る。陳末に至りて、施文慶・沈客卿、事を用ひ、自ら身の榮を取り、國の計を存せず。隋の軍、江に臨む。猶ほ曰はく、『此れ常事なり。邊臣、以て之に當るに足る』と。復た警備せず、以て國を亡ぼすを致す。小人にして而も君子の器に乗る、其害、道ふに勝ふ可けんや。大臣、國を體する能はず、人主の、下僚に委任するを致し、人主、大臣を信せず、而して轉た羣小を以て心膂と爲すは、此れ皆、江左の流弊なり。(按ずる環常に言はく、衣冠の人、皆自ら謂へらく、職として當に富貴なるべし)と。人の惠を謝せず。故に寵する所皆商販庸兒なりと。亦、此見に同じ。)

墓を相す

古人但だ望氣の法有り。秦の始皇の時、氣を望む者、『東南に天子の氣有り』と謂ひ、乃ち南巡して以て之を厭し、又『金陵に王氣有り』と謂ひ、乃ち淮水を鑿ちて以て之を泄らししが如し。光武の未だ貴からざる時、氣を望む者蘇伯阿、南陽を過ぎ、春陵の郭を望み、潜して曰はく、『氣佳なるかな、

鬱鬱葱葱然たり』と。孫皓の時、臨平湖開く。皓、以て陳訓に問ふ。訓曰はく、『臣止だ能く氣を望む。湖の開塞を知らず』と。陳敏反するや、或るひと曰はく、『陳家に王氣無し。久しからずして當に滅ぶべし』と。此れ古來専ら望氣を以て吉凶を占す。未だ嘗て墓を相するの術有らざるなり。墓を相する術は、相傳ふ、『郭璞に始まる』と。然れども後漢書の(一)袁安の傳に、安、地の父を葬るべきを覓む。三書生有り、一處を指して云はく、『此に葬らば、當に世、上公と爲るべし』と。之に従ふ。故に累世隆盛なり。晉書の(二)羊祜の傳に、墓を相する者有り、言はく、『祜の祖の墓、帝王の氣有り』と。祜乃ち之を鑿つ。相者曰はく、『猶ほ當に臂を折りたる三公を出すべし』と。後、祜、馬より墮ちて臂を折り、果して三公に位す。則ち又、璞の前に在り。即ち、璞の本傳に、其卜筮の靈驗を載するの處甚だ多く、『先に郭公といふ者有り、卜筮に精し。璞從つて業を受く。公授くるに青囊書九卷を以てす。遂に五行・天文・卜筮の術を(三)洞く』と謂へども、亦未だ嘗て墓を相するに及ばざるなり。又、璞の著はす所の書、其靈驗の事迹を載する者は、洞林と曰ひ、京費諸家の最要を抄する者は、新林と曰ひ、又、卜韻一篇、注爾雅、三蒼方言、穆天子傳、山海經、楚詞、子虛上林賦、及び作る所の詩賦誄頌、共に數十萬言、亦未だ謂はゆる葬經といふ者有らざるなり。惟だ傳内に稱すらく、『璞、母を暨陽に葬る。水を去ること百歩。或る

- 【一】 袁安の傳は後漢書第七十五卷に載す。
- 【二】 羊祜の傳は晉書第三十四卷に載す。
- 【三】 郭璞の傳は晉書第七十二卷に載す。
- 【四】 洞。精通するなり。

ひと水に近きを以て之を言ふ。璞曰はく、「當に即ち陸と爲るべし」と。其後、果して沙、數十里に漲る。又、璞、人の爲めに墓に葬る。晉の明帝、微服して之を觀、主人に問ふ、「何を以て龍角に葬る」と。主人曰はく、「郭璞、此れ龍耳に葬る。當に天子を致すべし」と云へり」と。帝曰はく、「當に天子を出すべきか」と。主人曰はく、「天子を出すに非ず。能く天子の至るを致すのみ」と。此れ璞、墓を相するを以て名を擅にし、而して後世、皆、以て葬術の始と爲すなり。而して葬術の行はるる、實に即ち是時よりして盛なり。陶侃將に父を葬らんとするとき、家中忽ち牛を失ふ。老父有り、謂ひて曰はく、「前岡に、一牛有るを見る、山汗の中に眠れり。若し之に葬らば、位、人臣を極めん」と。又、一山を指して曰はく、「此れ亦其次なり。當に二千石を出すべし」と。侃尋ねて牛を得、因つて其處に葬る。指す所の別山を以て、周訪に與へて其父を葬らしむ。後、侃果して三公と爲り、訪は刺史と爲る。(晉書周侃傳)宋の武帝の父の墓は、丹徒の侯山に在り。孔恭といふ者有り、古墓を善くし、謂はく「此れ常地に非ず」と。後果して天子と爲る。齊の高帝の舊塋は、武進の彭山に在り、岡阜相屬し、百里絶えず、其上に常に五色の雲有り。宋の明帝、之を惡み、古墓者高靈文を遣はして往きて之を相せしむ。靈文、先に齊高に給事せり。乃ち詭りて曰はく、「方伯に過ぎざるのみ」と。私に齊高に謂ひて曰はく、「貴きこと言ふ可からず」と。後果して極に登れり。(齊書宋高帝紀)齊高の母劉氏、夫と合葬す。時に墓工始めて鋪を下すとき、白兔有り跳

【五】周光の傳は晉書第五十八卷に載す。

び起る。墳成るに及びて、又、其上に止まる。(劉后傳)荀伯玉の家墓、之を相する者有り、謂はく「當に暴貴を出すべし、而も久しからず」と。伯玉の官果して散騎常侍に至り、事に坐して誅せらる。(伯玉傳)柳世隆、術數を曉り、倪塘に於て墓を創め、賓客と往きて遊び、十たび往き五たび往き、常に一處に坐す。卒するに及びて正に其地に葬る。(世隆傳)富陽の人唐寓の祖父、皆、墓を圖するを以て業と爲す。(沈文季傳)梁武の丁貴嬪薨す。昭明太子、善墓地を求め得たり。兪三副に己の地を以て奏せらる。帝買うて之に葬る。道士有り、「此地は長子に利あらず」と謂ひ、教ふるに蠟鵝諸物を用ひて之を厭するを以てす。後、事發はる。昭明、此を以て慚懼して薨す。(昭明太子傳)杜凝、祖父を葬る。梁の元帝、之を忌み、墓工に命じて惡しく之を爲らしむ。年を逾えて凝卒す。(凝傳)吳明徹、父を葬る。伊氏といふ者有り、古墓を善くし、其兄に謂ひて曰はく、「葬日に、必ず、白馬に乗りて鹿を逐ふ者有りて此を過ぎん。此は是れ最小子大に貴きの微なり」と。明徹後果して大に貴し。(明徹傳)此れ皆、各列傳に見ゆる者なり。見る可し、六朝の時、此術已に盛に行はるること。昭明の傳に「長子に利あらず」と曰ひ、明徹の傳に「最小子大に貴し」と曰ふが如きは、則ち術家の云ふ所の長房・小房の説、亦即ち是時に起るなり。

【六】荀伯玉の傳は南齊書第三十一卷、南史第四十七卷に載す。

【七】暴貴。にはかに貴き位に升ること。

【八】柳世隆の傳は南齊書第二十四卷に載す。

【九】昭明太子の傳は梁書第八卷、南史第五十三卷に載す。

【一〇】吳明徹の傳は陳書第五卷に載す。

唐人、諱を避くるの法

唐人、諸史を修むる時、祖諱を避くるの法、三有り。(一) 虎の字・淵の字の如き、或は前人の名、之に同じき者有るときは、字有れば則ち其字を稱す。晉書に公孫淵は公孫文懿と稱し、劉淵は劉元海と稱し、褚淵は褚彥回と稱し、石虎は石季龍と稱するが如き、是なり。否ざれば則ち竟に其の犯す所の字を刪り去る。梁書に蕭淵明・蕭淵藻は但だ蕭明・蕭藻と稱し、陳書に韓擒虎は但だ韓擒と稱するが如き、是なり。否ざれば則ち文義を以て其字を改易す。凡そ虎の字に遇へば、皆、猛獸を稱す。李叔虎は李叔彪と稱し、殷淵源は殷深源と稱し、陶淵明は陶泉明と稱し、魏の廣陽王淵は廣陽王深と稱する、是なり。其後、(二) 世を諱みて代と爲し、民を諱みて人と爲し、(三) 治を諱みて理と爲すの類、皆、文義改換の法に従ふ。

- 【一】 虎は唐の高祖の父の諱。淵は唐の高祖の諱。
- 【二】 唐の太宗の諱は世民。
- 【三】 唐の高宗の諱は治。

卷の九

宋書には徐爰の舊本多し

沈約、齊の(一) 永明五年に於て、敕を奉じて宋書を撰す。大年二月、即ち成を告ぐ。紀志列傳を共せて一百卷。古來、修史の速かなること、未だ此の若き者有らず。今、其自序を案じて、而して之を細推するに、約の書は多く徐爰の舊本を取りて而して之を増刪する者なることを知る。宋の著作郎何承天、已に宋書の紀を撰し、傳は武帝の功臣に止まり、其の諸志は惟だ天文・律歷、此外は悉く山謙之に委ぬ。謙之亡し、蘇寶生に詔して續撰せしめ、遂に(二) 元嘉の諸臣に及ぶ。寶生、誅せられ、又以て徐爰に命ず。爰、蘇何二本に因り、勸して一史と爲し、(三) 義熙の初より起り、(四) 大明の末迄る。其の臧質・魯爽・王僧達の三傳は、皆、孝武の造る所なり。惟だ(五) 永光以後、亡國に至るまで、十餘年は、記載竝に缺く。今、宋書の内、永光以後の紀傳は、蓋し約等の補ふ所なり。(案するに、王智深傳に、「約多く宋の明帝の郎讀の事を載す。武帝謂ひて曰はく我、昔、明帝に事ふるを経たり。卿、惡を諱むの義を思ふ可じと。是に於

宋書には徐爰の舊本多し

- 【一】 永明。齊の武帝の年號。紀四八三―四九三。
- 【二】 元嘉。宋の文帝の年號。紀四一〇―四四一。
- 【三】 義熙。晉の安帝の年號。紀四二四―四五三。
- 【四】 大明。宋の孝武帝の年號。紀四一七―四二四。
- 【五】 永光。宋の廢帝の年號。紀一一二五。西紀四六五。

て、削除する所多し」と。宋の明帝以後の）其の爰の書に於て、稍や去取する有る者は、爰の本には、晉末の諸臣、及び桓元等の諸叛賊、并に劉毅等、宋武と同じく義を起せる者有り、皆、宋書に列す。約以爲へらく、桓元・焦縱・盧循は、身、晉の賊たり、後代に關する無し。吳隱・鄒僧施・謝混は、義、前朝に止まる。宜しく宋に入るべからず。劉毅・何無忌・諸葛長民・魏詠之・檀憑之は、志、晉を匡すに在り、亦、之を宋の臣と謂ふを得ずと。故に概して削除に従ふ。是れ約が刪る所の者、此數傳に止まる。其餘は則ち皆爰書の舊なり。是を以て、書を成すこと、此の若きの易きなり。

【六】桓元。桓玄なり。

【七】徐爰の傳は宋書第九十四卷、南史第七十七卷に載す。

を爲し、義熙に起元し、王業の始と爲し、宣力を載序し、功臣の斷と爲す。是に於て内外博議し、或は謂はく、宜しく義熙元年を以て斷と爲すべしと。或は謂はく、宜しく元興三年を以て斷と爲すべしと。詔して曰はく、項籍・聖公、二漢に編錄す。前史に已に成例有り。桓元の傳は、余向に宜しく宋典に在るべしと。餘は爰の議の如くす。是れ爰の舊本の體例を見る可きなり。余向に疑ふ、約、宋書を修むる、凡そ宋齊の革易の際には、宜しく齊の爲めに諱むべし。晉宋の革易の際には、必ずしも宋の爲めに諱まざるべしと。乃ち宋の爲めに諱む者、反つて齊の爲めに諱むよりも甚だし。然る後知る、宋の爲めに諱む者は、徐爰の舊本なり、齊の爲めに諱む者は、約の補輯する所なることを。人但だ、宋書は沈約の作たることを知りて、而して大半は乃ち徐爰の作なることを知らざるなり。宋書を觀る者、當に此に於てして之を推すべし。

【何尙之は何偃の父なり。乃ち偃の傳は五十九卷に在り。尙之の傳は反つて六十六卷に在り。見る可し、宋書は時日促迫し、倉猝に編排し、前後、亦、審訂に暇あらざることを。）

宋書、晉宋の革易の際を書す

宋書は、齊に作らる。其の晉宋の革易の際に于ける、固より避諱する所無かる可し。乃ち宋武紀に、其の勳高く績茂にして、以て晉の恭帝自ら禪位を願ふを致し、宋武尙は表を奉じて陳讓し、晉帝已に琅邪王の第に遜れ、表、通ずるを獲ず、乃ち位に即き、晉帝を封じて零陵王と爲し、一郡を食ましめ、天子の旌旗を載せ、一に晉典を用ひしむることを歴敘す。斯れ固に儼然たる唐虞揖讓の光景にして、絶えて逼奪の迹有るを見ず。

【一】永初。宋の武帝の年號。皇紀一〇八〇—一〇八二。西紀四二〇—四二二。

天命已に改まる。重ねて劉公の延ぶる所と爲ること、將に二十載ならんとす。今日の事は、零陵王の殂するに至りては、則ち王、廢せられて後、方に禍を慮り、自ら褚妃と與に、食を牀前に煮る。宋武、其妃の兄楮淡之をして往きて妃を視しむ。妃出でて與に相見る。兵士即ち垣を踰えて入り、藥を王に進む。王、肯て飲まず。乃ち被を以て掩うて之を殺す。【南史】此れ其悖逆凶毒、古より未だ有らざる所と爲す。則ち書法自ら應に其罪を明著すべし。乃ち、永初二年に、「零陵王薨す。車駕三たび朝し、百官を率ゐて哀を朝堂に擧ぐることに、一に魏の明帝が山陽公に服する故事に依る」と書し、一に、零陵の壽考にして終を令くし、宋武の恩禮兼ね備はる者の若し。又、文帝、太子劭の弑する所と爲ること、尤も千古の奇變に屬す。而るに本紀には亦只だ「上、合殿

に崩す。年四十七」と書し、絶えて一字の弑せらるるに及ぶ無し。其他、前廢帝、藥酒を以て沈慶之を酖死し、而して本紀には、『新除大尉沈慶之薨す』と書し、明帝、劉道隆に死を賜ひ、而して『新除中護軍劉道隆卒す』と書し、建安王休仁、酖を以て死し、而して『建安王休仁、罪有り、自殺す』と書し、帝、又、巴陵王休若に死を賜ひ、而して『巴陵王休若薨す』と書するが如き、凡そ朝廷の過舉に遇へば、一として深く之が爲めに諱まざる無し。此れ皆徐爰の舊書なり。約、宋書を齊朝に作る。諱む所無かる可し。爰、宋書を宋朝に作る。自ら諱まざるを得ず。之を本紀に諱みて、而して其事を列傳に散見す。當日の國史の體例、本、是の如し。沈約、書を爲すに急にして、遂に全く舊文を抄し、而して訂正するに暇あらざるのみ。南史、零陵王殂するに於ては、則ち書して『宋の志なり』と曰ひ、文帝の崩するに於ては、則ち『元凶劬、逆を構へ、帝、合殿に崩す』と書し、以て沈慶之、建安王、巴陵王之死するに及ぶまで、亦、直書して『死を賜ふ。酖死す』と曰ふ。較や實を得たりと爲す。

宋書、宋・齊の革易の際を書す

沈約、蕭齊に在りて宋書を修む。永光以後は、皆其筆なり。故に宋・齊の革易の際に於て、忌諱する所多からざるを得ず。後廢帝紀に、但だ帝の無道の處を歴敘し、以て其の必ず當に廢殺せらるべきを見はし、順帝紀にも亦但だ、蕭道成の功勳、位を相國に進め、十郡に封じて齊公と爲し、九錫を備へ、

爵を齊王に進め、十郡を増し封せられ、冕十有二旒、天子の旌旗を建つることを敘し、下に『天祿永く終り、位を齊に遜る。帝、遷りて丹陽宮に居る。齊王踐祚し、帝を封じて汝陰王と爲す。』建元元年、丹陽宮に殂す。年十三。諡して順帝と曰ふ』と云ふが如き、絶えて篡奪の迹を見ず。(南史に書す、に遜る。時に王敬則、兵を以て殿庭に陳す。帝、内に在りて之を聞き、佛蓋の下に逃る。太后懼れ、自ら奄豎を帥めて之を索む。黃門或は帝を促す。帝怒りて刀を抽きて之を殺す。帝既に出て丹陽宮に居る。齊の兵、之を衛る。齊の建元元年五月、帝、外に馬を馳する者を開き、亂作るを懼る。監者、王を殺し、而して病を以て計す。齊人、之を德とし、之を賞するに邑を以てす。)其の、諸臣の、忠を宋に效し、蕭道成を討たんと謀る者に於ては、概して『反す』と曰ひ、『罪有り』と曰ふ。(三) 昇明元年に『沈攸之、兵を擧げて反す』と書し、(南史には『兵を擧げ、執頭に據りて反す。』(南史には『攸之、石頭に據り、蕭道成を誅せん』) 吳郡の太守劉暹反す。(南史には『郡に據り、執王宜興、罪有り、誅に伏す。』(南史には『執政に貳あ。兗州の刺史黃回、罪有り、死を賜ふ。』(南史には『執政に貳あ。臨澧侯劉晃、反を謀り、誅に伏す。』(南史には『晃を誅す』)と書するが如き、是なり。其の道成に黨して、而して之が爲めに助力する者は、轉た之を義を起すと謂ふ。『張敬兒等、義兵を起す』の如き、是なり。劉宋本紀を作り、而して劉氏の爲めにする者を以て反と曰ひ、蕭氏の爲めにする者を義と曰ふ。此れ豈に之を書に筆す可けんや。顧ふに已むを得ざる所有ればなり。然れども亦、其の微に實事を露はすを見る可きの處有り。後廢帝紀に『廢帝昱、無道なり。齊王、天人の心に順ひ、潛に廢立を圖り、王敬則と之を謀る。』

宋書、宋・齊の革易の際を書す

- 【一】 建元。齊の高帝の年號。皇紀一一三九一一四二。西紀四七九一四八二。
- 【二】 昇明。宋の順帝の年號。皇紀一一三七一一三九。西紀四七七一四七九。

敬則、昱の左右楊玉夫等二十五人に結び、夜に乗じて昱を弑す。玉夫、昱の首を以て敬則に付す。敬則馳せて領軍府に至り、以て齊王に呈す。王乃ち戎服して宮に入り、太后の命を以て、安成王を迎へて位に即かしむ」と謂ふが如き、是れ道成、君を弑する主謀たること、已に辨を待たざるなり。沈攸之の傳に、敢て其の「甯ろ王凌と爲りて死するも、賈充と作りて生きじ」の語(南史に)を載せずと雖も、然れども猶ほ攸之が武陵王贊に上る一書を存し、以て其の宋室に忠なるの志を見はす。(書に曰はく、下官、位重く諫を分ち、富、金穴を兼ぬ。豈に眉を俯れらす、甘んじて患難を冒す。誠に歷朝の知遇に感じ、宋室に報いんと欲すればなるの) (三) 黄 回の傳にも亦、其の袁粲と約し、御道より直に臺門に向ひて齊王を朝堂に攻めんと欲せしが、粲敗るるに會し、乃ち果さざりしことを載す。(四) 劉乘の傳には、「齊王、政を輔く。四海、心を屬す。乘密に異圖を懷き、袁粲及び黄回等と、亂を作さんと謀る。齊王の誅する所と爲る」と謂ふ。此れ亦各、其の節を宋に盡すを見はす。(五) 袁粲の傳に至りては、敢て當時の諺語「憐む可し石頭城、甯ろ袁粲と爲りて死するも、楮淵と作りて生きじ」の句を載せずと雖も、然れども傳の内に「齊王、功高く徳重く、天命、歸する有り。粲自ら、身願託を受くるを以て、二姓に事ふるを欲せず、乃ち黄回・ト伯興等と謀り、太后の命を矯め、伯興等をして宿衛の兵に據り、齊王を朝堂に攻めしめんとす。事洩る。齊王に石頭を攻破せ

- 【三】 黄回の傳は宋書第八十三卷に載す。
- 【四】 劉乘の傳は宋書第五十一卷に載す。
- 【五】 袁粲の傳は宋書第八十九卷に載す。
- 【六】 願託。遺言の委託。

られ、殺さる」と謂ふ。則ち明かに、其の往を送り居に事へ、濟らざれば則ち死を以て之に繼ぎ、其志節、及ぶ可からずと爲すを著はすなり。又、(六) 明帝諸子傳の如き、隨陽王翽・新興王嵩、皆、先づ「元徽四年、年六歳」と書し、下に「齊、禪を受くるや、反を謀るを以て死を賜ふ」と書す。元徽四年より、昇明三年に齊、禪を受くるに至るまで、僅に三たび歳を閱たり。則ち翽等は僅に九歳なるのみ。九歳の人、豈に能く反を謀らんや。而るに「反を謀るを以て死を賜ふ」と曰ふ。則ち齊の狀、亡國の幼稚に及ぶこと、言はずして知る可きなり。然れば則ち約の、宋・齊の間の事を書する、尙ほ大に實を失ふに至らざるなり。蓋し是非の公は、天下、之を共にす。固に一手を以て萬目を掩ふ能はず。約、宋書を撰し、袁粲の傳を立てんと擬し、以て帝に密かに呈す。帝曰はく、「粲は自ら是れ宋室の忠臣なり」と。(七) 王智 (八) 劉祥、永明中に在り、同じく宋書を修し、禪代の事を譏斥す。王儉、密に之を奏す。上衛みて而も問はず。(南史劉祥傳) 又、詔有り、「袁粲・劉乘、同じく宋室に獎む。沈攸之、(三) 景和の世に於て、特に「乃心有り。歲月彌、往く。宜しく特に優獎すべし。皆爲めに改葬す可し。其諸子の喪柩、西に在る者は、亦符送して舊墓に還せ」

- 【七】 明帝諸子傳は宋書第九十卷に載す。
- 【八】 元徽。宋の後廢帝の年號。皇紀一一三三一一一三六。西紀四七三—四七六。
- 【九】 昇明。宋の順帝の年號。皇紀一一三七—一一三九。西紀四七七—四七九。
- 【一〇】 王智深の傳は南齊書第五十二卷、南史第二十四卷に載す。
- 【一一】 劉祥の傳は南齊書第三十六卷、南史第十五卷に載す。
- 【一二】 景和。宋の廢帝の年號。皇紀一一二五。西紀四六五。
- 【一三】 乃心。勤王の心なをいふ。
- 【一四】 符送。刻符を以て送るなり。

と。則ち帝も亦天下の公論を蔽ふ能はざるのみ。

案するに、沈約、齊の高帝の廢弑の事を諱まざるは、齊の惡を彰はすに非ず、乃ち正に以て蒼梧の當に廢すべきを見はすなり。昏を廢し明を立つるは、本故事有り。晉・宋の間、漢を去ること未だ遠からず、霍光、昌邑を廢するの例、人の耳目の間に在り。故に少帝義符、徳を失ふを以て、徐羨之等の弑する所と爲る。時論も亦但だ廢殺を以て過と爲し、未だ嘗て廢立を以て非と爲さざるなり。前廢帝の子業、無道なり。明帝、阮佃夫等に結びて之を弑す。時論、亦、未だ嘗て明帝を以て非と爲さざるなり。蒼梧の無道なる時に當りて、阮佃夫・申伯宗・朱幼等、已に廢立の謀有り、事洩れて死す。(廢帝)齊高も亦先に袁粲・褚淵と、廢立を謀る。袁緒、敢て承せずして止む。(齊高)是れ當時、朝野内外、本、一として蒼梧を以て當に廢すべしと爲さざるは無し。齊高の擧、固より天下の公に協ふ。其の沈攸之に答ふる書にも亦云はく、『昏を黜け明を樹つるは、實に惟れ前則なり。宗を甯んじ國を靜むる、何ぞ前修に愧ぢん』と。固に已に明目張膽して、自ら認めて理の宜しく然るべき所と爲す。故に約、齊王が天人の心に順ひて、王敬則と廢立を謀ることを明書して諱まざるなり。其後、齊の鬱林、無道にして、齊の明帝、廢して之を弑す。論者、亦、止だ其の廢立を假りて篡奪を爲すを惡み、而して未だ嘗て鬱林を廢するを以て非と爲さざるなり。東昏の無道なるに至りては、内にしては始安王蕭遙光、兵を起し、之を廢せんと欲し、張欣泰・胡松等、又、黨を結び、之を廢せんと欲し、許準、又、宰相徐孝嗣に之を廢せんことを勸め、外にしては陳顯達、兵を起し、之を廢せんと欲し、崔慧景、又、兵を起し、之を廢せんと欲し、最後に梁武、兵を起し、卒に命を殞さしむ。夫れ固に皆、廢立を以て勢の已むを得ざる所と爲すなり。東昏が徐孝嗣・沈昭略に死を賜ふ時に當りて、昭略、孝嗣を罵りて曰はく、『昏を廢し明を立つるは、古今の令典なり。宰相、才無く、今日有るを致せり。下官、龍逢・比干と、欣然として相對せん。霍光若し明府に今日の事を問はば、何の辭か之に答へん』と。又、梁武、城を圍むこと日久し。張稷、王亮等を召して曰はく、『桀、昏徳有り、鼎、商に遷る。商紂暴虐にして、鼎、周に遷る。今、獨夫自ら天に絶つ。斯れ微子、殷を去るの時なり』と。乃ち范雲等を遣はして梁武に詣らしむ。見る可し、當時の人の意中、各、伊霍の故事有り、以て理の當然と爲すことを。約が此を書するは、正に齊高の天に應じ人に順ふを見はすなり。

宋書の本紀の書法

史記に、漢の高祖、初めて事を起せば劉季と稱し、沛公に封せらるれば公と稱し、漢王に封せらるれば王と稱し、位に即くに及びて帝と稱す。此れ(二)虞書の舊法に本づくなり。宋書本紀に、劉裕に於て、事を起せば即ち高祖と稱し、豫章公に封せらるるに及びて乃ち公と稱し、宋王に封せられて後、王と

稱し、登極の後、上と稱す。此れ又、陳壽の魏志の例に仿ふなり。魏志に、曹操初めて事を起せば、即ち太祖と稱し、後乃ち公と稱し、王と稱す。然れども操が公に封せらるるは、建安十八年に在り。而して本紀、建安元年に、方に「天子、太祖を封じて武平侯と爲す」と敍し、下に忽ち改めて公と稱す。殊に兩つながら著く所無きを覺ゆ。宋書には、公に封せらるる後に於て公と稱し、王に封せられて後、王と稱す。尙ほ實を得たりと爲す。南史には則ち事を起す時に於て即ち帝と稱し、以後、公に封せられ、王に封せられ、及び極に登りて、皆、帝と稱す。亦是れ一法なり。宋書、蕭道成の書法に於て、尤も窒碍する者有り。沈約、齊朝に在りて宋書を作る。自ら敢て道成の名を直書せず。故に宋の明帝紀に於て、已に齊王と稱し、順帝紀に、又、錄公齊王・太尉齊王・太傅齊王と稱す。其時、實に未だ嘗て爵を進めて王と爲さざるなり。昇明三年に至りて、始めて爵を進めて齊公と爲す。若し上文を蒙らば、而ち下に應に「齊王の爵を進めて齊公と爲す」と書すべくして、而して文、通す可からず。乃ち「太傅に進め、相國に位し、十郡に封じて齊公と爲す」と書し、下に始めて「齊公の爵を進めて齊王と爲す」と云ふ。是れ齊王と稱すること前に在り、齊王に封せらるること後に在り、終に文・義・順ならざるを覺ゆ。南史には、蕭道成と直書す。蓋し易世の後、避諱する所無し、故に筆を下すに易きなり。

宋齊書の帶敍の法

宋書に帶敍の法有り。其人、必ずしも傳を立てずして、而して其事、某人の傳の内に附見する者有り。即ち某人の傳の内に於て、其履歷を敍して以て之を畢へ、而して下文仍ほ某人の事を敍す。○劉道規の傳に、徐道覆を攻むる時、劉遵をして將と爲らしめ、攻めて道覆を破れば、即ち「遵は淮西の人、官、淮南の太守に至り、義熙十年、卒す」と帶敍し、下文に又重ねて道規の事を敍し、以て本傳を完うするが如き、是れ劉遵、帶敍して劉道規の傳の内に在るなり。○廬陵王義眞の傳に、義眞、關中より逃げ回り、草中に藏匿す。段宏が來り尋ぬるに値ひ、始めて路に就くを得たり。因つて「宏は鮮卑の人、本、慕容超の尙書なり。○元嘉中、青冀二州の刺史と爲る」と帶敍し、下文に又重ねて義眞の事を敍し、以て本傳を完うす。是れ段宏、義眞の傳の内に帶敍するなり。他、○何承天の傳に、謝元を帶敍し、○何尙之の傳に孟顛を帶敍し、○雍・羊璿之・何長瑜の三人を帶敍するが如き、皆是れ此法なり。蓋し人各一傳すれば、則ち傳するに勝へず。而して爲めに傳を立てざれば、則ち其人、又、事の傳ふ可き有り。此帶敍の法有れば、則ち

- 【一】 劉道規の傳は宋書第五十一卷に載す。
- 【二】 廬陵王義眞の傳は宋書第六十一卷に載す。
- 【三】 元嘉。宋の文帝の年號。
- 【四】 何承天の傳は宋書第六十四卷に載す。
- 【五】 謝元。謝玄なり。
- 【六】 何尙之の傳は宋書第六十六卷に載す。
- 【七】 謝靈運の傳は宋書第六十七卷に載す。

既に多く傳を立つるを省き、又、其人を没せず。此れ誠に作史の良法なり。但し他史の、附傳者に於ける、多く本傳の後に在り、方に附傳者の履歴を綴る。此は則ち正に敘事の中に在り、而して忽ち附傳者の履歴を以て之に入る。此例は乃ち宋書の獨創する所なるのみ。劉義慶の傳に、義慶が好んで文士鮑照等を延くことを敘するに因りて、而して即ち「鮑照、字は明遠、文詞瞻逸なり」と敘し、又、照が文詞瞻逸なるに因りて、而して即ち其河清頌一篇二千餘字を載せ、并せて「照、孝武の其才を忌むを懼る、故に鄙言累句を爲りて以て禍を免る」と敘し、而して其下に又重ねて義慶の事を敘し、以て本傳を完うするが如きに至りては、遂に、一傳の中に義慶の事轉た少く、鮑照の事轉た多きを覺ゆ。此れ未だ喧客、主を奪ふを免れず。照は本才士なり。何ぞ文苑傳に入れて其賦頌を本傳の中に載せざる。今乃ち照の傳を立てずして、而して照の頌を以て義慶の傳に附入するは、何の史體を成すか。齊書も亦帶敘の法多し。文惠太子の傳に、文惠が梁州の刺史范柏年を誘執するに因りて、而して柏年が先に梁州に在りて氏賊を平ぐるの績を帶敘し、又、「襄陽に盜有り、冢を發き、竹簡の書を得たり。王僧虔、以て科斗の書考工記の闕文なりと爲す」と帶敘し、文惠が徐文景をして乘輿服御の屬を作らしむるに因りて、而して「文景の父陶仁、文景が作る所を惡みて曰はく、「終に當に門を滅ぼすべし」と。乃ち家を移して之を避く。後、文景果して死を賜はる。陶仁遂に哭せず」と帶敘するが如し。

【八】 劉義慶の傳は宋書第五十一卷に載す。

【九】 文惠太子の傳は南齊書第二十一卷に載す。

し。又、張敬兒の傳に、敬兒は沈攸之の使を斬り、而して姚道和は攸之の使を斬らざるに因りて、遂に「道和は本姚興の孫にして、自ら「祖は天子、父は天子、身は經て皇太子と作る云云」と稱す」と帶敘するが如し。

宋書に魏の事を記すること誤多し

宋書に 索虜傳有り、魏の太武の後、文成帝即位の事を敘し、謂はく、「太武は六子有り。長は名は晃、太子と爲る。次は晉王、太武に死を賜はらる。次は秦王烏奕肝、晃と對して國事を掌る。晃の諧する所と爲り、遣りて枹罕に鎮せしめらる。次は燕王、次は吳王、次は楚王。太武南征し、鹵獲する所甚だ多し。晃私に人を遣はして擇び取らしむ。太武、之を聞き、大に搜檢を加ふ。晃懼れ、弑を行はんと謀る。憲詐り死し、近侍を遣はして晃を召して喪を迎へしむ。至れば則ち之を執へ、單するに鐵籠を以てして之を殺し、秦王を立てて太子と爲す。會 太武死す。時に嬖人宗愛をして吳王博眞を立てしむ。後、宗愛・博眞、烏奕肝の害する所と爲らんことを恐れ、之を殺し、而して自立す。燕王曰はく、「博眞は正嫡に非ず。當に晃の子溶を立つべきのみ」と。乃ち博眞及び宗愛を殺し、而して溶を立つ。即ち文成帝なり」と。案するに、魏書に、「太子晃、極めて令德有り。正平元年、薨

【一】 索虜。索頭虜なり。其の辨髮するを以て、索頭と曰ふ。

【二】 正平。北魏太武帝の年號。皇紀一一一。西紀四五二。

宋書に魏の事を記すること誤多し

す。景穆と諡す。次は秦王翰、改めて東平王に封せらる。即ち宋書の謂はゆる烏奕肝なり。次は燕王譚、改めて臨淮王に封せらる。次は楚王建、改めて廣陽王に封せらる。次は吳王余、改めて南安王に封せらる。正平二年、太武、中常侍宗愛の弑する所と爲る。宗愛、又、皇太后の令を矯め、秦王翰に死を賜ひ、南安王余を迎へて之を立つ。已にして余、宗愛の害する所と爲る。大臣長孫渴侯・陸麗等、皇孫溶を迎へ立つ。是を文成帝と爲す」と。此に據れば則ち太子晃、疾を以て薨す。太武が死を賜へるに非ざるなり。吳王、宗愛の擅に立つる所と爲る。太武の遺命に非ざるなり。繼ぎて又宗愛の害する所と爲る。燕王が之を殺せるに非ざるなり。宋書の云ふ所は、蓋し南北分裂し、徒らに傳聞を以て記載を爲し、故に此誤有るのみ。又、宋書柳元景の傳に、「元景、從弟光世有り、留まりて魏に仕ふ。司徒崔浩は其姊の夫なり。拓跋焘が南寇する時、浩密に異志有り。光世、河北の義士の・浩の爲めにするものを邀へ、浩に應ず。謀泄れ、誅せらる。河東の大姓、連坐する者甚だ衆し。光世、南に奔り、免るを得たり」といふが如き、案するに、魏書に、崔浩の誅せらるるは、國史を修め石を路衢に刊するを以て、衆の嫉む所と爲り、事上聞す、故に族誅に至り、并せて柳氏・盧氏等の族に連及す。是れ浩の死するは、國史を以てし、初めより別に異圖有るに非ざるなり。宋書の云ふ所は、蓋し光世が南に奔る時の詭託の詞にして、後遂に之を記載に筆するのみ。自ら當に魏書を以て正と爲すべし。北史に、太子晃・秦王翰及び南安王余の

事を敘する、俱に魏書に據り、南史の柳元景の傳にも、亦、但だ「從弟光世、郷里に留まり、魏に仕へて河北の太守と爲り、崔浩と親し。浩が誅せらるるや、光世南に奔る」と云ひ、而して「浩、異圖有り、禍を被る」と言はず。固に宋書の記する所憑るに足らざるを以てなり。

宋書・南史、俱に沈林子・沈林子子の傳無し

宋武の開國の武將功臣は、檀道濟・檀韶・檀祗・王鎮惡・朱齡石・朱超石・沈林子・沈林子子を以て最と爲す。田子、武帝に從つて京口に克ち、京邑を平げ、慕容超を滅ぼす。盧循内に逼るや、田子、海道より廣州を襲ひ、其巢穴を傾く。循、歸する所無く、遂に誅戮せらる。武帝北伐するや、田子先づ武關に入り、青泥に據る。姚泓、大衆を率ゐて來り禦ぐ。田子大に之を破り、遂に長安を平ぐ。武帝、諸將を文昌殿に宴し、酒を擧げて田子に屬して曰はく、「咸陽の平ぐは、卿の功なり」と。後、師を旋すや、田子及び王鎮惡・傅宏之・王修等を留め、桂陽公義真を輔けて長安に鎮せしむ。會、赫連勃勃、來寇す。田子、鎮惡と與に、師を出して之を禦ぐ。或るひと言はく、「鎮惡は本北人なり。盡く南人を殺して自ら關中に據らんと欲す」と。田子乃ち武帝の令を矯めて之を誅し、而して自ら義真に歸す。長史王修の殺す所と爲る。是れ其身は死すと雖も、而も勇烈は固に諸將の右に在るなり。林子、武帝に從つて慕容超を滅ぼす。而して盧循、京邑に奄至す。林子、徐赤特と與に、查浦を斷拒す。

宋書・南史、俱に沈林子・沈林子子の傳無し

赤特輕しく戦うて敗る。林子、敗卒を收めて再び戦ひ、之を敗る。徐道覆又至る。林子、復た塘を斷ちて鬪ふ。會、朱齡石至り、林子と力を并す。賊乃ち散じ去る。武帝、征討する毎に、林子皆鋒を擡きて前に居る。夜に至りて輒ち召し還して宿衛せしむ。武帝、北伐するや、林子、先鋒と爲り、董神虎を襄邑に殺し、薛帛を解縣に襲ひ、道濟等と與に蒲坂を攻む。林子以へらく、蒲坂は城池堅深にして、猝に下す可きに非ず。潼關は天險にして、而して王鎮惡、孤軍にして援無し。若し姚紹をして先づ之に據らしめば、則ち圖り難からんと。乃ち亟かに潼關に赴く。而して姚紹已に關中の衆を擧げて來り、長圍を設く。諸將疑沮し、議して河を渡りて其鋒を避けんと欲す。林子、力争して不可とし、麾下を率ゐて其西北を犯す。紹の衆稍や卻く。林子、其の亂るるに乗じて之に薄る。紹乃ち大に潰ゆ。遂に進んで定城を屠り、姚鸞を殺し、河上に屯し、姚瓚を走らす。紹、又、姚伯子等を遣はして、河に憑り險を固め、以て糧援を絶たしむ。武帝、林子を使はず。累戦して大に之を破る。是に於て、糧運、阻無く、遂に長安を平げ、姚泓を擒にす。是れ關中に克つ功、林子又其最なり。沈約、宋書を撰し、列傳に入れざる所以は、此二人の功績、詳かに自序の中に載せ、以て其家世の勳伐を顯はすを以て、故に功臣傳に之を缺く。李延壽、南史を作るは、既に、沈約の如く別に自序有りて其功績を載するに非ざれば、則ち自ら應に此二人を將て傳を作り、道濟・齡石等と、同じく列傳の中に入るべきに、乃ち竟に之を遺れ、而して仍ほ沈約の傳の内に附く。見る可し、延壽、史を作るに、但だ

正史の有る所の者に就きて、之を刪節し之を離合し、復た別に訂正を加へざることを。

齊書の舊本

齊書も亦本づく所有り。建元二年、即ち檀超に詔して、江淹と與に史職を掌らしむ。超等、表して條例を上る。『開元紀號は宋の年を取らず、封爵は各本傳に詳かにし、年表を假る無く、十志を立て、律曆・禮樂・天文・五行・郊祀・刑法・藝文は班固に依り、朝會・輿服は蔡邕・司馬彪に依り、州郡は徐爰に依り、百官は范蔚宗に依らん。日蝕は舊五行に載す。應に改めて天文志に入るべし。帝の女は應に傳を立て以て甥舅の重きを備ふべし。又、處士・列女の傳を立てん』と。内外に詔して詳かに議せしむ。王儉議して以爲はく、『食貨は乃ち國家の本務なり。朝會に至りては、前史、書せず、乃ち伯喈一家の意なり。宜しく食貨を立て朝會を省くべし。日月は應に仍ほ五行に隸すべし。帝の女若し高德絶行有らば、當に列女傳に載すべし。若し常美に止まらば傳を立てざらん』と。詔すらく、『日月の災は天文に隸し、餘は儉の議の如くせん』と。檀超傳に此れ齊の時、國史を修むる體例なり。又、豫章の熊囊有り、齊典を著はし、沈約も亦齊紀二十卷を著はし、江淹は齊史十志を撰し、吳均は齊春秋を撰すること、俱に各本傳に見

- 【一】 建元。齊の高帝の年號。皇紀一三九一一一四二。西紀四七九一四八二。
- 【二】 伯喈。蔡邕の字。
- 【三】 檀超の傳は南齊書第五十二卷文學傳、南史第七十二卷文學傳に載す。

ゆ。今案するに、蕭子顯の齊書は、但だ禮樂・天文・州郡・百官・輿服・祥瑞・五行の七志有り、而して食貨・刑法・藝文は仍ほ缺く。列傳の内にも亦、帝女及び列女無く、其節義の傳ふ可き者は、總て孝義傳に入る。處士を改めて高逸と爲す。又別に伴臣傳を立つ。其體例、超・淹及び儉の議する所と、皆、小しく・同じからざる有り。蓋し超・淹の舊に本づきて、而して小しく之を變するなり。超の傳の内には、謂はく、「超、史功未だ就らずして卒す。淹、之を撰成す。猶ほ未だ備はらざるなり」と。此れ正に、子顯が齊書を修むること、全く前人を襲へるにあらざるを見るなり。

齊書、一卷を缺く

【一】蕭子顯の傳は梁書第三十五卷、南史第四十二卷に載す。

梁書の蕭子顯の傳に、「著はす所の齊書六十卷」と謂ふ。今の齊書は、唯だ五十九卷有り。蓋し子顯、沈約に仿うて自序一卷を作りて後に附せんと欲し、未だ成るに及ばず、或は成りて而も未だ列入せざるか。案するに、南史の子顯の傳に、其自序二百餘字を載す。豈に即ち其の齊書の後に附するの作にして、而して延壽、其略を撮みて本傳に入る者ならんか。

齊書の書法、意を用ふる處

蕭子顯は、本、齊の高帝の孫、豫章王巖の子なり。故に高帝本紀、帝が王敬則をして楊玉夫等に結び

て宋の蒼梧王を弑せしむるの事に於ては、書せず、但だ「玉夫、帝を弑し、首を以て敬則に與へ、高帝に呈送す」と云ふ。此れ尊者の爲めに諱むなり。其の禪を宋の順帝に受くるの處に於ても、亦、宋書の例に仿ひ、九錫の文・禪位の詔を載せ、絶えて篡奪の迹を見ず。然れども順帝が位を遜るる時に於て、「東掖門を出づ。「今日何ぞ鼓吹を奏せざる」と問ふ。左右、答ふる者有る莫し」といふは、則ち亦、微に、禪受の事は皆高帝之を爲し、而して宋帝は知らざることを露はすなり。鬱林王無道にして、蕭鸞(即ち)に廢殺せらるるは、固より隱諱する所無し。海陵王紀に於ては、則ち「宣城王(鸞)政を輔く。帝の起居皆咨うて後行ふ。蒸魚菜を食はんと思ふ。大官答ふるに録公の命無きを以てし、竟に與へず」と書し、明帝の目に幼主無きこと久しく、視て机上の肉と爲すを見はすなり。七月、帝を廢す。十一月、即ち海陵王疾有りと稱し、數御醫を遣はして占視せしめ、乃ち之を殞す。本紀、其事を直書す。尤も深く明帝の悖逆の罪を著はすなり。明帝、高武の子孫を殺して幾ど盡く。子顯は本高帝の孫にして、幸にして死せず、明帝に於て、隱痛有り、故に復た之が爲めに諱まざるなり。子顯が書を修むるは、梁武の時に在り。其の鬱林の失徳を敘するの處は、六七百字に過ぎず。東昏の無道を敘するの處は、則ち二千餘字。東昏の惡を甚たしくするは、正に以て梁武の兵の義を以て擧ぐるを見はす。此れ又、史を作るの微意なり。褚淵の傳に、先づ「其の宋に在る時、宋の明帝、藩に在り、淵と素より善し。位に即くに及びて、深く相委

【二】褚淵の傳は南齊書第二十三卷、南史第二十八卷に載す。

齊書、一卷を缺く 齊書の書法、意を用ふる處

寄す。崩するに臨みて馳せて淵を召し、付するに後事を以てす」と敍し、而して下に即ち「其の蕭道成を見るや、非常の人たるを識る。蒼梧無道なり。道成、淵及び袁粲と、廢立を謀る。粲肯せず、淵獨り之を贊成す。順帝の時、沈攸之の事起る。袁粲、異圖有り。淵、道成に謂ひて曰はく、「西爨は強め易し。公當に先づ其内に備ふべきのみ」と。道成遂に粲を殺す」と敍し、傳末に又「其子賁、淵が節を宋に失ひしを恨み、遂に終身、齊に仕へず。封爵を以て其弟綦に譲る」と敍し、通篇、淵が節を失ふ處に於て、一議を置かず、而して其の恩に負き節を失ふこと自ら見はる。又、(三)王晏の傳の如き、先づ「其の宋に在る時、心を齊高に傾け、常に密議に參す。齊の武帝に至りて、更に位任親重にして、朝夕進見し、朝事を言論す。豫章王より以下、皆、意を降して之に接す。武帝、崩するに臨み、遺詔して尙書の事を以て晏に付し、其職に久しからしむ」と敍す。鬱林無道なるに及びて、明帝、政を輔け、廢立を謀るや、晏即ち響應し、明帝を推奉して位に即かしむ。晏自ら以て佐命の功有りと爲す。又、(三)蕭詵の傳の如き、先づ「其の武帝の時に在るや、帝倚するに心膂を以てし、密事、皆、參掌せしむ。崩するに臨みて、猶ほ謀に救して左右に在りて宿直せしむ。鬱林、位に即き、更に深く委信す。詵、出でて宿する毎に、帝、通夕、寐ねず、詵入れば乃ち安んず。明帝、政を輔け、或は進説するを得ざれば、則ち詵に託して内に入りて之を言はしむ」と敍す。其の親信すること

【一】王晏の傳は南齊書第四十二卷、南史第二十四卷に載す。
 【二】蕭詵の傳は南齊書第四十二卷に載す。

此の如し。而るに詵已に潜在明帝に附く。廢立の際、鬱林猶ほ手書して詵を呼ぶ。而して詵已に明帝の爲めに兵を領して先驅を作すを知らざるなり。又、(四)蕭坦之の傳に、先づ「其の鬱林の時に在りて、親信せられて左右を離れず、内に入りて皇后に見ゆるを得たり」と敍す。其の信せらるること此の如し。乃ち改めて明帝に附き、廢立を謀る。蕭詵猶ほ遲疑し、未だ敢て事を擧げず。坦之曰はく、「天子を廢するは何等の大事ぞ。今、曹道剛等、已に猜疑有り。明日若し事を就さずんば、弟、百歳の老母有り、豈に能く坐ながら禍敗を受けんや、正に應に別計を作すべきのみ」と。詵、違遯し、明日遂に帝を廢す。坦之の力なり。此數傳は皆同一用意にして、一議を著けずして、而して其人品自ら見はる。亦、良史なり。

【四】蕭坦之の傳は南齊書第四十二卷に載す。
 【五】宗室傳は南齊書第四十五卷に載す。

古未だ子孫が祖父の爲めに正史を作る者有らず。獨り子顯、祖の爲めに本紀を作り、父豫章王の爲めに傳を作る。故に豫章の傳に於て、鋪張して九千餘字に至る。繁冗に過ぎたりと雖も、然れども亦、顯揚の孝思たるを失はざるなり。惟だ豫章は乃ち高帝の第二子なれば、則ち應に高帝の諸子の傳の内に入れ、臨川王映等と卷を同じくすべきに、乃ち臨川等を以て高祖十二王と爲し、編して三十五卷に在り、而して豫章は則ち別に一卷と爲し、編して二十二卷に在り、文惠太子と相次ぎ、以て豫章の諸子に同じからざるを見はすは、此れ則ち苟くも其父を尊ばんと欲して、而も義に於て當る無きなり。又、(五)宗室傳に、衡陽王道度・始安王道生は、皆、高帝の兄なれば、自

ら應に編して高武の諸子の前に在るべきに、乃ち高帝の子は三十五卷に在り、武帝の子は四十卷に在り、而して道度等は反つて四十五卷に在り。此れ亦編次の檢を失へるなり。蕭寶寅が梁武の難を避け、逃れて魏に入り、齊王に封せらるるに至りては、此れ豈に其實を没するを得んや。且つ和帝紀に、既に『寶寅、魏に入る』と稱し、而して寶寅の傳には則ち『中興二年、反を謀りて誅せらる』と云ふ。(南史には、「反を謀り」豈に子顯が史を修むる時、寶寅、魏に在り、尙ほ音耗無く、而して誅の字を以て此局を了するか。(汲古閣本、是の如し。或は傳刻の誤に係ら) 魏虜の傳に、『魏の太子晃、太武を殺さんと謀るを以て、遂に殺さる』と謂ふに至りては、此れ蓋し宋書の誤に仍る。又謂はく、『魏の文明太后馮氏は、本、江都の人、太武南侵して之を掠得す。潛、以て妾と爲す』と。案するに、馮后は長樂信都の人に係る。父は西域郡公朗、秦雍二州の刺史と爲り、事に坐して誅せらる。后、没して宮に入り、選を以て后と爲る。初より江都の人に非ざるなり。又云はく、『其先、匈奴の女、名は拓跋、李陵に妻たり。北俗、母の名を以て姓と爲す。故に拓跋は實は李陵の後なり。然れども甚だ之を諱む。』其れ是れ李陵の後」と言ふ者有れば、輒ち殺さる』と。案するに、魏・齊・周の諸書、皆、此説無し。則ち亦、皆、傳聞の譌なり。

- 【六】 蕭寶寅の傳は南齊書第五十卷に載す。
- 【七】 中興、齊の和帝の年號。皇紀一一六一一一六二。西紀五〇一一五〇二。
- 【八】 音耗。音信なり。

齊書の類敘法最も善し

齊書は、宋書に比すれば、較や簡淨と爲す。(一)豫章王嶷及び竟陵王子良の二傳、過ぎて鋪張を爲すは、此れ別に他意有り。他、(二)劉善明の傳に、陳する所の十一事、皆、其語を彙括して、之を載せ、張欣泰の傳に、陳する所の二十事、只だ其一條を載するが如きは、若し宋書ならば則ち必ず全く載せたらん。(三)孝義傳に、類敘法を用ふること、尤も法を得たりと爲す。蓋し人各一傳せば、則ち傳するに勝へず。而して傳を立てずんば、則ち竟に之を遺れん。故に一傳毎に、輒ち數人を類敘す。(四)褚澄の傳に、其の醫に精しきことを敘し、而して因りて徐嗣の醫術更に澄よりも精しきことを敘し、(五)韓靈敏の傳に、其妻卓氏が節を守ることとを敘し、而して因りて吳康の妻趙氏・蔣雋の妻黃氏・倪翼の母丁氏に及ぶが如し。傳多からずして而も人自ら備載す。惟だ張敬兒の傳に、忽ち沈攸之が蕭道成に與ふる絶交書及び蕭道成の答書を載せ、共に三千餘字、敬兒と關涉する者は、攸之、敬兒を反問し、敬兒從はざる數語に過ぎざるのみにして、而して(六)觀縷すること此に至る。未だ喧客、主を奪ふを免れず。又、柳世隆の傳に、沈攸之を

- 【一】 豫章王嶷の傳は南齊書第二十二卷に載せ、竟陵王子良の傳は第四十卷に載す。
- 【二】 劉善明の傳は南齊書第二十八卷に載す。
- 【三】 張欣泰の傳は南齊書第五十一卷に載す。
- 【四】 孝義傳は南齊書第五十五卷に載す。
- 【五】 褚澄の傳は南齊書第二十三卷に載す。
- 【六】 韓靈敏の傳は南齊書第五十五卷に載す。
- 【七】 觀縷。委曲なり。

討つ時、尙書の符檄一篇有り。案するに、宋書の沈攸之の傳にも、亦、尙書の符檄一篇有り。其文、又、相同じからず。此れ解す可からざるなり。

案するに、類敍の法は、本、班固の漢書に起る。(一)鮑宣の傳の後に、當時の清名の士なる紀逵・王思・薛方・郇越・唐林・唐尊・蔣詡・栗融・禽慶・蘇章・曹竟等を歴敍し、(二)貨殖傳の後に、樊嘉・如氏・直氏・王君・房政・樊小翁等を類敍するが如し。其後、范蔚宗の後漢書、董卓の傳に李傕・郭汜・張繡等を敍し、公孫瓚の傳に、閻柔・鮮于輔等を敍し、陳壽の三國志、(三)王粲の傳の後に、一時の文人徐幹・陳琳・阮瑀・應瑒・劉楨及び阮籍・嵇康等を敍し、(四)衛覬の傳の後に、潘勗・王象等を敍し、(五)劉劭の傳の後に、繆襲・仲長統・蘇林・章誕・夏侯惠・孫該・杜摯等を敍す。此れ本古法なり。齊書の後、梁書にも亦此類敍法有り。(三)滕曇恭の傳に、曇恭の孝に因りて、而して并せて徐普濟が火を被りて棺に伏するの事に及び、又、普濟の孝に因りて、而して并せて宛陵の女子が虎を搏ちて母を救ふの事に及び、又、(四)何遜が詩に工なるを敍して、而して因りて會稽の虞騫・孔翁歸・江避等が俱に詩を能くするに及び、如き、皆此法なり。以後、惟だ明史、之を用ふることも最も多し。

- 【八】 鮑宣の傳は漢書第七十二卷に載す。
- 【九】 貨殖傳は漢書第九十一卷に載す。
- 【一〇】 王粲の傳は三國志第二十一卷魏書に載す。
- 【一一】 衛覬の傳は三國志第二十一卷魏書に載す。
- 【一二】 劉劭の傳は三國志第二十一卷魏書に載す。
- 【一三】 滕曇恭の傳は梁書第四十七卷孝行傳に載す。
- 【一四】 何遜の傳は梁書第四十九卷文學傳に載す。

梁書悉く國史に據りて傳を立つ

梁書は、本、(一)姚察の撰する所にして、而して(二)其子思廉、之を續成す。(見前)今、細に全書を閲し、察又之を梁の國史に本づくることを知る。各列傳に、必ず先づ其歴官を敍し、而して後に其事實を載せ、末に又節終の詔を載す。此れ國史の體例なり。美有れば必ず書し、惡有れば必ず之が爲めに諱む。(三)昭明太子の如き、其母丁貴嬪薨じ、武帝、貴嬪を葬るの地、長子に利ならざるを以て、昭明、墓工の言を聽き、蠟鵝等の物を埋めて以て之を厭す。後事發はる。昭明、憂懼を以てして死す。(事、南史及び通鑑に見ゆ)而して本傳には載せず。臨川王宏、軍を統べて北伐す。魏の兵を畏れ、敢て進まず、軍政、和せず、遂に大に潰え、棄甲投戈、山谷に填滿し、十の八九を喪失す。此れ梁朝の第一の敗衄の事と爲す。(南史通鑑に)而して本傳には、但だ『征役久しく、詔有りて師を班さしむ。遂に退き還る』と云ひ、絶えて一字も潰敗の迹に及ぶ無し。他、鄴皇后の妬・徐妃の失徳・永興公主の淫逆の如き、一切、載せず。見る可し、國史本諱みて書せず、察遂に其舊に仍ることを。其の尤も顯然として據る可き者は、簡文の諸子は、大器・大心・大臨・大連・大春・大雅・大莊・大鈞・大威・大球・大昕・大摯の外、尙ほ大款・大

- 【一】 姚察の傳は隋書第二十七卷、南史第六十九卷に載す。
- 【二】 姚思廉の傳は唐書第二百二卷、舊唐書第七十三卷に載す。
- 【三】 昭明太子の傳は梁書第八卷、南史第五十三卷に載す。
- 【四】 臨川王宏の傳は梁書第二十二卷、南史第五十一卷に載す。

成・大封・大訓・大圖有り、而して俱に傳無し。元帝の諸子は、方矩・方等・方諸の外、尙ほ方略有り、亦、傳無し。梁書に謂はく、「其餘の餘子は、本書載せず、故に之を缺く」と。謂はゆる本書とは、即ち梁朝の國史なり。昭明、五子有り、豫章王歡・河東王譽・岳陽王督・武昌王警・義陽王璽なり。武帝、昭明薨じ、其子を立てて統を繼がしめざるを以て、故に各、大郡に封じ、以て其心を慰む。今、梁書、歡等は皆傳無く、惟だ、譽のみ傳有り、而して武陵王紀と卷を同じくす。此れ必ず元帝の時の國史、紀と譽と皆兵を稱げて元帝に抗する者、故に同じく叛逆の内に入るるなり。豫章王歡、子棟有り、侯景の立つる所と爲り、號を建て元を改む。未だ幾ばくならずして位を景に禪る。景敗るるや、元帝、人をして之を殺さしむ。此れ亦當時の一大事なり。而して梁書には傳無し。

【五】河東王譽の傳は梁書第五十五卷に載す。

貞陽侯明、齊に陷る。齊人、之を立て、入りて梁の祀を主らしむ。陳霸先の廢する所と爲る。齊人、微し還す。途に死す。追諡して閔皇帝と曰ふ。又、方等、子莊有り。敬帝の時、齊に質と爲る。陳霸先將に篡はんとす。王琳、齊に請ひ、莊を以て帝と爲す。郢州に即位す。後、兵敗れ、仍りて齊に入る。梁王に封せらる。此れ亦、皆、梁末の餘裔の當に傳すべき者なり。而して梁書、亦、傳無し。王琳は、梁・陳の革命の後に當りて、猶ほ心を蕭氏に盡し、崎嶇として百戦し、卒に死を以て殉す。此れ尤も梁室の第一の忠臣にして、必ず當に傳すべき所の者なり。而るに梁書、亦、之れ無し。蓋し敬帝の時に當り、王室、多故にして、史館を立つるに暇あらず、陳に入りての後に附くべし。梁書の欽の傳、絶えて一字無し。南史の欽の傳にも亦附見せざるは何ぞや。

梁書の編傳、檢を失する處

古、未だ創業の君、其母、皇后傳に編入する者有らず。沈約の宋書より始まる。梁書も亦之に因る。武帝、位に即き、其父順之を追尊して文皇帝と爲し、母張氏を獻皇后と爲す。是に於て、皇后傳の内、首として張后を列す。然れども順之の官職事蹟、已に武帝紀に敘入し、未だ嘗て別に紀傳を作らず。則ち張后、武帝を生み、菖蒲花の祥有るも、亦即ち武帝紀に敘して可なり。乃ち特に一傳を諸后の首に立つ。是れ妻は傳有り、而して夫は傳無し。殊えて史法に非ず。又、武帝の兄弟九人あり、應に立てて宗室傳と爲すべし。宋書の長沙王道憐・臨川王道規の如き、是なり。梁書は乃ち其例を變じ、編して(一)太祖の五王及び嗣王四人と爲す。案ずるに太祖は、本、武帝、其父を追崇するの稱にして、(二)身に及びて帝と爲る者に非ず。而るに其子を以て之に係くるは、已に位置宜しきを失ふに屬す。

梁書の編傳、檢を失する處

【六】蘭欽の傳は梁書第三十二卷、南史第六十一卷に載す。

【一】梁書第二十二卷に太祖五王傳あり。

【二】身に及びて、存命中に。

既に之を太祖に係れば、則ち長沙王懿は太祖の長子なり、自ら應に敍して太祖の諸子の首に在るべし。其餘、衡陽王暢・永陽王敷・桂陽王融も、亦應に次を以て敍入して、總て太祖九王と爲すべし。乃ち其の齊朝に没するを以て、遂に爲めに傳を立てず、而して轉た其子嗣王の傳の内に附見す。其意、臨川王宏・安成王秀・南平王偉・鄱陽王恢・始興王憺は、皆武帝の登極の後、身、王封を受くるを以て、故に列して太祖の五王と爲す。懿・暢・敷・融は、則ち身後追封する者なり。故に但だ其嗣子を傳し、以て生封の五王に別つのみ。然れども此九王は皆太祖の子なり。皆武帝の封する所なり。五人は則ち之を父に係け、四人は則ち之を子に係け、強ひて區別を爲す。究めて謂はれ無きに屬す。既に宗室傳を立てず。而して吳平侯景は武帝の從弟なり。太祖の諸子の内に附くるに便ならず、又、別に位置す可き無し。只だ別に一の蕭景の傳を立てるを得たり。一に同姓にして宗ならざる者に似たり。此れ蓋し皆國史の舊編の次第なり。國史は本武帝の時に修する所にして、諸王は皆武帝の親兄弟なるに、若し列して宗室傳を作らば、轉た推して之を遠ざくるに似たるを以て、故に史を修むる者、創めて此例を爲り、而して轉た窒碍多きを知らざるなり。姚察、梁書を修む。則ち已に時代革易す。自ら應に改め正すべし。乃ち亦原書の體例に仍るは何ぞや。南史、盡く之を宗室傳に入るは、較や得たり。梁書、蕭穎胄を以て(一)其弟穎達の傳の内に附す。此れ却つて位置宜しきを得たり。蓋し穎胄は梁

【三】蕭景の傳は晉書第二十四卷に載す。
 【四】蕭穎達の傳は梁書第十卷に載す。

武と同じく兵を起し、未だ建鄴を平ぐるに及ばずして、先づ卒す。既に梁の臣に非ず、功臣傳の内に入るに便ならず、而して遠族にして、又、宗室傳に入るに便ならず。齊書の蕭赤斧の傳の後に、之を附見すと雖も、然れども梁書には終に缺く可からざるなり。穎達の傳に附するは極めて當れり。南史には則ち亦、赤斧の傳の内に附し、齊の宗室と作す。

梁書には多く節終の詔を載す

梁書の諸王及び功臣の列傳には、必ず其没後に恩を加へ終を飾るの詔を載す。蓋し本國史の體例、是の如し。修めて正史に入るに至りては、自ら應に刪除し、以て繁複を省くべし。乃ち(一)王茂の傳に、詔して曰はく、「德を旌し功を紀するは、哲王の令軌、終を念ひ遠きを追ふは、前典の明誥」と。(二)呂僧珍の傳に、詔して曰はく、「舊を思ひ終を篤くするは、前王の令典、榮を追ひ等を加ふるは、列代の通規」と。(三)南平王偉の傳に、詔して曰はく、「德を旌し功を紀するは、前王の令典、終を慎み遠きを追ふは、列代の通規」と。(四)孔休源の傳に、詔して曰はく、「終を慎み遠きを追ふは、列代の通規、德を褒し庸に酬ゆるは、先王の令典」と。篇篇、此の如きは、殊に嘔噦す可し。其後、史を作る者、亦自ら其の蕪冗なるを知

【五】蕭赤斧の傳は南齊書第三十八卷、南史第四十一卷に載す。
 【一】王茂の傳は梁書第九卷に載す。
 【二】呂僧珍の傳は梁書第十一卷に載す。
 【三】南平王偉の傳は梁書第二十二卷に載す。
 【四】孔休源の傳は梁書第三十六卷に載す。

り、(五)蔡道恭・范雲・馮道根・昌義之・周捨等の傳に至りては、則ち此冒語を去り、但だ詔中に其生平の功績を述ぶるの處を存す。斯れ較や之を得たりと爲す。

梁書には止足傳有り、方伎傳無し

梁書には、必ずしも傳を立てずして而も立つる者有り、又、應に傳を立てべくして而も立てざる者有り。處士の外に、別に(二)知足の一門を立つ。其序に謂はく、「魚豢の魏略に知足傳有り、謝靈運の晉書に知足傳有り、宋書にも亦知足傳有り。(蓋し徐爰の舊本ならん。)故に梁書にも亦此門を存す」と。然れども謂はゆる知足とは、宦成り身退くに過ぎず、稍や鐘鳴り漏盡くれども夜行して休まざる者に異なるのみ。傳中、顧憲の政績の如きは、自ら良吏傳に入る可し。其餘、陶季直・蕭詠素の輩は、之を傳すれば傳するに勝へざるなり。方伎の一門の如きに至りては、累代、廢せざる所なり。梁の時、沙門釋寶誌、佛學に精しく、能く未來を知る。其識記、往往、後世に流傳す。即ち其の各傳に散見する者は、南史の梁武紀の、(三)天監中、寶誌、詩有り、曰はく、「昔年三十八、今年八十三、四中復た四有り、城北火酣酣たり」と。帝、周捨に命じて之を紀せしむ。帝、年三十八、建鄴に尅ち、八十三、同泰寺災あり、

- 【五】 蔡道恭の傳は梁書第四十六卷、馮道根は第十八卷、昌義之は第十八卷、周捨は第二十五卷に載す。
- 【一】 知足は梁書には止足に作る。梁書第五十二卷に載す。
- 【二】 天監。梁の武帝の年號。皇紀一一六二一一七九。西紀五〇二一一五九。

四月十四日は火起るの日なり。其言皆驗あり。(三)王僧辨の傳の、「天監中、寶誌、識有り、云はく、

「太歲龍、將に理無からんとす。蕭霜を經、草應に死るべし。餘人散ず、十八子」と。時人謂へらく、

蕭氏當に滅ぶべく、李氏當に興るべしと。遂に李洪雅有り、兵を湘州に起す。後、僧辨の敗る所と爲

る。徐陵の傳の、「陵、數歲、家人攜へて以て寶誌を見る。寶誌、其頂

を摩でて曰はく、「此れ天上の石麒麟なり」と。の如し。此れ南史に見ゆ

る者なり。即し梁書を以て論すれば、何敬容の傳に、「寶誌、敬容に謂ひ

て曰はく、「君後必ず貴からん。終に是れ何、何を敗らんのみ」と。敬容、

相と爲るに及びて、何姓の者當に其禍を爲すべからんことを恐れ、遂に

宗族を抑没し、仕進する者無し。後、河東王譽に其請囑の私書を發かれ、

遂に敗に及ぶ。此れ何、何を敗るの驗なり」と。(六)劉歊の傳に、「寶誌、歊

に與皇寺に遇ひ、驚きて曰はく、「隱居して道を學び、精淨にして佛に登

る」と。此三説の如き、此れ又、梁書に見ゆる者なり。則ち其生平必ず尙

ほ紀述す可きこと多からん。且つ、王筠の傳に、「筠、敕を奉じて開善寺の寶誌大師碑文を製し、詞甚

だ麗逸なり」と。是れ惟だ時人の敬信する所と爲るのみならず、并に人主も亦之を崇奉す。是れ豈に

傳無きを得んや。乃ち梁書には方伎の一門無く、遂に此傳を少く。南史には、陶宏景の後に附傳す。

梁書には止足傳有り、方伎傳無し

- 【三】 王僧辨の傳は梁書第四十五卷、南史第六十三卷に載す。
- 【四】 徐陵の傳は南史第六十二卷に載す。
- 【五】 何敬容の傳は梁書第三十七卷に載す。
- 【六】 劉歊の傳は梁書第五十一卷に載す。
- 【七】 王筠の傳は梁書第三十三卷に載す。
- 【八】 陶宏景の傳は南史第七十五卷隱逸傳に載す。

梁書の缺を補ふ可し。

古文は姚察より始まる

梁書は、全く國史に據ると雖も、而も行文は則ち自ら鑑鍾を出し、直に遠く班馬を追はんと欲す。蓋し六朝は争うて駢儷を尙び、即ち事を序するの文も、亦、多く四字を句と爲し、散文單行を用ふる者有る罕なり。梁書は則ち多く古文を以て之を行ふ。章叡の傳に、合肥等の處の功を敘し、昌義之の傳に、鍾離の戰を敘し、康絢の傳に、淮堰の作を敘するが如き、皆、勁氣鋭筆、曲折明暢にして、六朝の燕冗の習を一洗す。南史、簡淨と稱すと雖も、然も一字を増損する能はざるなり。諸傳の論に至りては、亦皆散文を以て之を行ふ。魏鄭公の梁書總論、猶ほ駢儷を用ふ。此れ獨り卓然として駢四儷六の上に傑出す。則ち姚察父子は、及ぶ可からずと爲すなり。世但だ、六朝の後、古文は唐の韓昌黎より始まるを知る。而して豈に姚察父子が已に陳末唐初に振へるを知らんや。

陳書には避諱多し

陳書、武帝の、公爵に進み、十郡に封じ、九錫を加へ、王爵に進み、二十郡に封せられ、天子の旌旗を建つるより、以て梁帝、位を禪り、別宮に遷れ、陳武、梁主を奉じて江陰王と爲し、梁の正朔を行はしめ、次年、江陰王薨じ、喪葬、禮の如きに及ぶまで、一一特書し、絶えて逼奪の迹有るを見ず。此れ固に前史の格式に仿照し、當時の國史、本是れ此の如く、姚察父子、固より特に其體を變する能はざるなり。第だ本紀の諱む所の者は、列傳有りて其事を散見するを恃む。乃ち衡陽王昌は、本武帝の子にして、周に陥り、未だ回らざるに、武帝崩じ、從子文帝、位に即き、而して昌始めて歸る。文帝、侯安都をして往きて迎へしめ、而して之を江に溺らす。(南史)本紀には既に但だ「衡陽王昌薨す」と書し、而して昌の傳にも亦但だ「江を濟る。中流にして船壞れ、以て溺れて薨す」と書し、即ち侯安都の傳にも亦但だ「昌、漢を濟りて薨す」と云ひ、(南史の昌の傳には、則ち「江を濟る。中流に初めより害せらるるの迹有るを見ざるなり。始興王伯茂は、乃ち廢帝伯宗の弟にして、伯宗と同じく宮中に居る。伯宗、宣帝の廢する所と爲り、伯茂出でて第に就く。宣帝、盜を遣はして之を途に殞さしむ。陳書の伯茂の傳には、但だ「路に盜に遇ひ、車中に隕る」と謂ふ。亦、其詞を隱約して、害せらるるの跡を見ざるなり。特に此のみならざるなり。劉師知、陳武の爲めに梁の敬帝を害せんとし、宮に入り、帝を誘うて出でしむ。帝、之を覺り、牀を遠りて走り、曰はく、「師知、我を賣る」と。師知、帝の衣を執る。事を行ふ者、刃を加ふ。

古文は姚察より始まる 陳書には避諱多し

- 【一】 衡陽王昌の傳は梁書第二十四卷、南史第五十一卷に載す。
- 【二】 侯安都の傳は陳書第八卷、南史第六十六卷に載す。
- 【三】 劉師知の傳は陳書第十六卷、南史第六十八卷に載す。

(南史に)此れ則ち師知の弑逆の罪、上、天に通ず。何ぞ曲げて之が爲めに諱むを得ん。乃ち陳書の師知の傳に、絶えて一字の之に及ぶ無く、但だ其の太行の靈前に(四)俠御宜しく吉服すべからざる一疏を敍し、并せて沈文阿・徐陵・謝岐・蔡景歷・劉德藻等の各議共せて三千餘字を載せ、敷演して篇を成し、以て師知が禮を議するの獨り精しきを見はす。此れ豈に曲げて迴護を爲すに非ずや。又、(五)虞寄の如き、本梁の臣にして、侯景の亂に、遁れて郷里に回り、晉安に流寓す。陳寶應厚く之を待つ。梁の元帝、寄を中書侍郎に除す。寶應留めて遣らず。後、陳武、梁に代る。寶應、異志有り。寄、禍の及ばんことを懼れ、其官を受けず。嘗て東山に居り、居士の服を著く。此れ幾を知り能く害に遠ざかるに過ぎざるのみ。其の陳武に於ける、未だ嘗て君臣の分有らざるなり。若し(六)韓に報ゆるを以て心と爲さば、正に應に寶應を佐けて陳武を拒ぐべし。乃ち反つて書を爲りて、寶應に陳武に臣たらんことを勸め、書中、并せて陳武を稱して「主上」と曰ひ、「今上」と曰ひ、以て自ら班彪の王命論に託す。試に思へ、彪は本漢の臣なり。故に宜しく心を漢に歸すべし。寄は陳の臣に非ず。何ぞ必ずしも預め陳に附かん。其の寶應に仕へざるに當りては、尙ほ身を潔くし害に遠ざかるものたるを失はず。其の陳武を

【四】 俠御。俠は夾と通ず。靈樞の前の東西に侍御する者な

【五】 虞寄の傳は陳書第十九卷に載す。

【六】 韓に報ゆる。舊君に報ゆるをいふ。張良、父祖、五世、韓に相たり。秦、韓を滅ぼすや、張良、韓に報いんと欲して、壯士をして秦の始皇を白浪沙に推せしことあり、後、漢を助けて秦を亡ぼす。故に舊君の德に報ゆることを韓に報ゆると曰ふ。

推戴するに及びては、適其の風を望みて迎合するを形はすのみ。而して陳書専ら此を以て寄の爲めに傳を立て、且つ詳かに其書千餘字を載せ、以て其卓識高品を見はさんと欲す。亦思へ、寄が陳武に於ける、何の分誼有りて、推奉するに汲汲たるや。蓋し姚察父子、本、劉師知及び寄の兄荔と同じく陳に官し、隋に入り、又、荔の子世基・世南と同じく仕へ、遂に瞻徇する所多く、而して之が爲めに佳傳を立てるなり。南史には、師知の傳に於て、明かに其事を書す。洵に直筆と爲す。而して寄の傳には、亦、全く其の寶應に勸むるの書を載す。又、識無きこと甚だし。

蕭子顯・姚思廉、皆、父の爲めに傳を作りて正史に入る

司馬遷・班固・沈約、史を作り、皆、其父を以て自序の中に入れ、未だ嘗て別に父の傳を立てて正史に列せざるなり。惟だ蕭子顯、齊書を作り、其父豫章王嶷の爲めに傳を立て、姚思廉、陳書を修め、其父吏部尚書察の爲めに傳を立て、凡そ生平の行事、及び朝廷の優禮、名流の褒獎、一として(二)織屨敍入せざるは無し。故に嶷の傳は七千餘字に至り、察の傳も亦三千餘字に至る。人の子たる者、國史を藉りて以て其父を表彰するを得るは、此れ亦人の至幸なり。或は疑ふ、嶷の傳は祇だ其子子廉・子恪・子操・子行・子光を載せ、而して子顯をば載せず、當に是れ子顯親ら父の爲めに傳を作る、故に己の名を隠すなるべし。察の傳に至りては、并せて思廉

【二】 織屨敍入。詳細に敍述するなり。

が陳に在りて法曹參軍と爲り、隋に入りて司法と爲ることを載す。思廉が自ら作る所の者に非ざるに似たりと。然れども傳末に云はく、『察が撰する所の梁・陳の二史、未だ功を畢へず。虞世基、思廉を奏して踵ぎて之を成さしむ。爾りしより以來、稍や撰續有り云云』と。而して思廉が何の時に卒するかを言はず。見る可し、察の傳は實に思廉の自作なることを。況んや察の父僧坦、醫術を以て梁代に著はれ、太醫丞に官たり。得る所の賞賜、皆、察に給して遊學せしむ。事、南史に見ゆ。而るに陳書の察の傳には、但だ『察の父上開府僧坦、名を梁代に知られ、二宮の禮遇優厚なり。賞賜を得る毎に、皆、察兄弟に給し、游學の資と爲す』と云ひ、而して醫術を以て幸を得たるを言はず、并に太醫丞に官たるを言はず。蓋し思廉、方伎を以て其家世を輕んずるを恥づ、故に之を諱むなり。則ち察の傳は思廉の自作に係ると疑無きなり。

【一】嘉祐。宋の仁宗の年號。皇紀一七一六一七二三。西紀一〇五六一一〇六三。

八朝の史、宋に至りて始めて行はる

南北八朝の史、宋書は齊に成り、齊書は梁に成り、魏書は北齊に成り、其餘の各史は、皆、唐初に修成す。然も唐初に成ると雖も、而も天下實に未だ嘗て行はれざるなり。蘇洵等が陳書を進めて『陳書は、宋書・魏齊梁等の書と與に、之を傳ふる者少し。祕書の藏する所、亦、脱誤多し。』嘉祐六年、

始めて詔して校讐せしむ。臣等が「恐らくは館閣の藏する所、以て定むるに足らざらん。請ふ京師及び天下の藏書家に詔して、悉く之を上らしめん」と言ふに因り、七年冬に至り、始めて稍稍集まり、因つて藉りて以て參校するを得たり」と云ひ、又、劉放等が北齊書を校して『文襄紀は、其首は北史と同じく、而して末は多く魏の孝靜帝紀を取り、其の侯景に與ふる書は、則ち梁書の侯景の傳の内に載す。此外、序列、尤も倫次無し。蓋し原書已に散佚し、後人、北史及び高氏小識等の書を取りて、以て之を補ふ者なり』と云ふを觀るに、是れ宋の時并に已に其原本を失ひ、之を天下に購ふと雖も、亦終に訂正するに由無かりしなり。見る可し、各正史、有唐一代に在りて、竝に未だ世に行はれざることを。蓋し卷帙繁多にして、唐の時尙ほ未だ鏤板の法有らず、必ず、須く抄録すべく、大力有る者に非ざるよりは、之を備ふる能はざりしなり。惟だ南北史は、卷帙稍や簡にして、抄寫成り易し、故に天下多く其書有り。世人の見る所の八朝の事跡は、惟だ此を恃みしのみ。若し鏤板の法無かりせば、各正史、蓋し已に一部は存せざりしならん。

卷の十

南史は陳壽の三國志の體例に仿ふ

宋書の武帝本紀に載する所の、晉帝の、爵を進め位を禪る詔策、無慮十餘篇、南史には只だ九錫の一策・登極告天の一策を存し、其餘は皆刪る。此れ蓋し陳壽の魏志の舊式に仿ふなり。漢の獻帝の建安十八年、曹操に魏公の爵を賜ひ、十郡に封じ、九錫を加ふるとき、既に策文有り。二十年、操の爵を進めて王と爲すとき、表註の中に、獻帝の詔二道有り。及び位を曹丕に禪る時、袁宏の漢紀に、詔一道有り。表註の中に、又、手詔三道有り。而して壽志には一概に載せず、僅に九錫の策一道・禪位の策一道を存す。南史は、宋書を刪節し、亦只だ九錫・禪位の二策を存す。固に知る、壽志の例に仿ふことを。

南北史の子孫附傳の例

一人を傳して其子孫皆傳の内に附くるは、此れ史記の世家の例なり。列傳に至りては則ち各其人の傳す可きに因りて之を傳し、自ら必ずしも其後裔に及ばさず、間父子祖孫各傳す可き者有れば、

南史は陳壽の三國志の體例に仿ふ 南北史の子孫附傳の例

則ち牽連して之を書す。前漢書の、楚の元王(裔孫の)・周勃(子亞)・李廣(孫陵)・張湯(子安世)・金日磾(子安)・疏廣(兄の)・蕭望之(子育)・翟方進(子宣)・韋賢(子元)に於ける、後漢書の、來歙(會孫)・鄧禹(子訓)・寇恂(會孫)・耿弇(弟國、子)・竇融(弟固、會孫)・馬援(子廖)・伏湛(子隆)・梁統(子棟、會孫)・桓榮(子郁、孫焉、會孫)・班彪(子固)・班超(子勇)・楊震(子秉、孫賜、會孫)・荀淑(子爽)・陳實(子紀)に於ける、三國志の、袁紹(子潭)・公孫度(子康)・曹真(子爽)・荀彧(子惲)・鍾繇(子毓)・王朗(子肅)・杜畿(子恕)・胡質(子威)・諸葛亮(子喬)・張昭(子承)・步騭(子蘭)・呂範(子據)・朱桓(子異)・陸遜(子抗)・陸凱(弟允)の如き、代、十餘人に過ぎず。然れども後漢書、(一)班彪と固と、一傳と爲し、班超と勇と、又、一傳と爲し、一家父子、尙ほ各傳を爲る。三國志、(二)諸葛瑾と諸葛恪とは父子なり、而して亦各傳を爲る。其の子孫を以て祖父の傳に附くるの例は、沈約の宋書已に其端を開く。然れども(三)蕭思話・蕭惠開・徐羨之・徐湛之・謝宏・謝莊・王宏・王僧達・范泰・范奕・王曇首・王僧綽・顏延之・顏峻の如きは、皆父子なり。(四)檀道濟・檀韶・檀祗・謝晦・謝瞻は、皆兄弟なり。猶ほ皆各自に傳を爲る。則ち其事當に各見るべきを以て、故に牽混せず、閱者をして一覽瞭如たらしむ。若

【一】班彪と固との傳は、後漢書第七十卷に載せ、班超と勇との傳は第七十七卷に載す。

【二】諸葛瑾の傳は三國志第五十二卷に載せ、恪の傳は第六十四卷に載す。

【三】蕭思話の傳は宋書第七十八卷、惠開は第八十七卷、徐羨之は第四十三卷、湛之は第七十一卷、謝宏は第五十八卷、莊は第八十五卷、王宏は第七十六卷、僧達は第七十五卷、王曇首は第六十三卷、僧綽は第七十一卷、顏延之は第七十三卷、峻は第七十五卷に載す。

【四】檀道濟の傳は宋書第四十三卷、韶は第四十五卷、祗は第四十七卷、謝晦は第四十四卷、瞻は第五十六卷に載す。

し一人、傳を立て、而して其子孫兄弟宗族、官有ると官無きと・事有ると事無きとを論せず、一概に附入し、竟に人に代りて家譜を作るに似たるは、則ち魏收より始まる。收謂へらく、『中原喪亂し、譜牒遺逸す。是を以て具に支派を書す』と。然れども當時楊愔・陸操等、已に其の繁碎に過ぎたるを謂ふ。乃ち南北史、之に仿ひ、而して更に甚だしき者有り。魏書の一傳數十人、尙ほ只だ是れ元魏一朝の人なり。南北史は則ち其子孫の、列朝に仕ふる者を并せて、俱に此一人の後に附す。遂に一傳の中に、南朝は則ち宋に仕ふる者有り、又、齊・梁及び陳に仕ふる者有り、北朝は則ち魏に仕ふる者有り、又、齊・周・隋に仕ふる者有らしめ、一傳を閱する毎に、即ち當に數朝の事を檢閲すべく、轉た眉目清からざるを覺ゆ。且つ史、南北を分つと雖も、而も南北、又、各朝に分つ。今既に子孫を以て祖父に附すれば、則ち魏史の内に、又、齊・周・隋の人有り、何の魏史を成さんや。宋史の内に、又、齊・梁・陳の人有り、何の宋史を成さんや。又、褚淵・王儉の如きは、蕭齊の開國の文臣の首たり。而して(五)淵は宋代の褚裕之の傳の内に附し、儉は宋代の王曇首の傳の内に附し、遂に、蕭齊に此二人少く、劉宋に又此二人多きを覺ゆ。此れ究めて是れ史を作る者の、巧を弄して拙を成すなり。其後、宋子京、唐書を修め、反つて奉じて以て成例と爲し、而して踵ぎて之を行ふ。其意、以て簡括と爲す。而して究めて史法に非ざるを知らざるなり。案ずるに、南北史、魏書の子孫附傳の例に仿へども、亦稍や同じからざる有り。魏書は、凡そ是れ

【五】褚淵・王儉の傳は竝に南齊書第二十三卷に載す。此論恐らくは誤ならん。

某人の子孫は、盡く其傳の後に附す。(宋)朱端の子孟允及び弟珍・珍の弟騰・騰の弟慶賓・慶賓の子清の如きは、皆、但た官位有りて、毫も事蹟無し。北史には則ち之を刪る。較や簡淨と爲す。新唐書、之に仿へども、又更に別擇有り、必ず其子孫、事の傳ふ可き有る者は之を附し、否ざれば則ち削りて書せず。尙ほ、魏書・北史の、人に代りて家譜を作るが如きに至らざるなり。

南史には宋書を刪ること最も多し

南北史は、大概、各朝の正史に就きて、量りて刪減を爲す。魏書・宋書の刪る所較や多し。然れども魏書は尙ほ十の二三を刪るに過ぎず。宋書は則ち十の五六を刪る。蓋し宋書は、本、繁冗に過ぐ。凡そ詔誥・符檄・章表、悉く全文を載せ、一字も遺さず、故に卷帙の多きを覺えざるなり。今、紀傳の載する所に就きて、

【六】朱端の傳は魏書第八十卷、北史第四十九卷に載す。
【一】桓元。桓玄なり。

略ぼ左に摘せん。本紀に、劉裕、(二)桓元を誅せし後、晉帝、都に還り、裕を都督に進むる一詔一策、裕が義を起す諸人を論する一疏、司馬休之を討つ一疏、桓元の餘黨盡く平ぎしときの晉帝の褒策一道、裕、劉毅を討ち荆州に符下する一檄、又僑人を以て土斷に歸せんと請ふ一疏、司馬休之を討ち、休之自ら訴ふる一表、裕、韓延之を招く一書、延之、裕に答ふる一書、洛陽を平げて後、裕の位を相國に進め、十郡に封じ、九錫を加ふる一詔一策、裕、西伐して張良の墓を過ぐるとき、祭文一道、長安

に克ちて後、晉帝、裕の爵を進めて王と爲し、十郡を加封する一詔、裕、宋公・九錫の命を受け、令を國中に下すときの、赦文一道、晉帝、位を禪るとき、一詔一策一檄書、羣臣、裕に勸むれども許さざる時、太史令駱達、符瑞を陳する一表、位に即きて天に告ぐる一策、太極殿に御する一詔、特に王導・謝安等の祀を存する一詔、戦亡の將士を追論する一詔、使を遣はして巡方せしむる一詔、百官の俸を増す一詔、舊制を改めて寬に從ふ一詔、彭沛三郡を優復する一詔、罪人を赦す一詔、晉帝の守陵戸を置く一詔、淫祠を禁する一詔、學校を興す一詔は、悉く全文を載せ、一字を減せず。南史には、惟だ韓延之が裕に答ふる一書を載せ、以て休之が伐たるの枉を見はし、及び九錫の文一、禪位の策一、登極の後、天に告ぐる策一、以て革易の典故を見はし、而して其他は概ね刪削に從ふ。(太史令の奏瑞は、宋書但だ之を括して「數十條」と云ふ。南史には、宋書に載)宋書の列傳に至りては、王宏の傳の如き、其のせざるを以て、反つて備さに之を載す。此れ亦異を好むの過なり)成衆が宏と彭城王は宜しく外に在るべか爵を辭する一表、早に因りて位を遜れんことを求むる一表、成衆が宏と彭城王は宜しく外に在るべからざるを論する一書、宏自ら彭城王の入り輔けんことを請ふ一疏、答詔一道、宏又相府の事力を以て全く彭城王に歸せんことを請ふ一疏、答詔一道を載せ、其の同伍、法と犯せるは、士人を罪せず、應に奴僕を罪すべしとの一事は、宏の創議一疏、江奥の一議、孔默之の一議、王淮之の一議、謝元の一議、何尙之の一議、又、宏の折衷の一議を載せ、(案するに宏は宋の名相たり。其の彭城王の入り輔けんことを請ふ一事は、すに足り、而して篇を連ね贖)徐羨之の傳には、其の政を歸す三表、文帝、羨之等を誅する一詔を載せ、

南史には宋書を刪ること最も多し

傅亮の傳には、其演愼一篇を載せ、謝晦の傳には、其の兵を起し冤を訴ふる一疏、尙書、其罪狀を符する一道、晦、京邑に檄する一道、再び冤を訴ふる一表、擒へられて道に在りて作る悲人道一篇を載せ、(三)王徽の傳には、其の江敷に與へて官を辭する一書、二千餘字、王僧綽に與ふる一書、二千餘字、何偃に答ふる一書、二千餘字、弟宗謙を弔ふ文一篇、二千餘字を載せ、(四)鄭鮮之の傳には、其の膝恬が父の喪返らざるに仕宦すること故の如きを議する一書、三千餘字、劉毅を彈する一疏、一千餘字、北伐を諫むる一表、一千餘字を載せ、何承天の傳には、其の北伐を諫むる一表、五千餘字を載せ、何尙之の傳には、其の錢を鑄る一議、及び沈演之の一議、又、袁淑が其の致仕して後再び出づるを止むる一書を載せ、謝靈運の傳には、其撰征賦一篇一萬餘字、山居賦一篇、數萬字、河北を伐つを勸むる一疏、二千字を載せ、顏延之の傳には、其庭誥一篇、四千餘字を載せ、(五)袁豹の傳には、其の蜀を伐つ一檄を載せ、沈攸之の傳には、蕭道成が攸之を罪狀する一檄を載せ、王僧達の傳には、其の徐州に守たらんことを求むる一疏、一千餘字、職を解かんことを請ふ一疏、二千餘字を載せ、(六)孔靈符の傳には、民を徙す一事に、江夏王の一議、湘東王の一議、沈懷文の一議、王元謨の一議、王昇之の一議を載せ、顏竣の傳には、鑄錢の一事に、先づ徐爰の一議、沈慶之の一議、江夏王の一議を載せ、方に竣の二議、又庾徽之が竣を勸する一表を

- 【一】 王徽の傳は宋書第七十一卷に載す。
- 【二】 鄭鮮之の傳は宋書第六十四卷に載す。
- 【三】 袁淑の傳は宋書第五十二卷に載す。
- 【四】 孔靈符の傳は宋書第五十四卷に載す。

載せ、(七)顧凱之の傳には、其定命論三千餘字を載せ、(八)周朗の傳には、其の羊希に答ふる書二千餘字、時政を上言する書三千餘字を載せ、(九)吳喜の傳には、明帝が喜の罪を數むる一書三千餘字を載せ、(十)建平王宏の傳には、劉璉が宏の爲めに冤を訴ふる一書二千餘字を載す。且つ特に此のみならざるなり。(一)鄧琬の傳には、書疏無しと雖も、而も専ら濃湖・赭圻の戰を敘すること、一二萬字に至り、竟に演義小説に似、又、記功冊籍の如し。宜なるかな、卷帙の多きや。南史は、此等の處に於て、一概に刪削し、關係する有る者は、則ち數語を擧括して之を存す。簡淨にして史裁の正を得たりと謂ふ可し。宜なるかな、宋子京が、其の醜詞を刊落して、舊書に過ぐることを遠きこと甚だしと謂ふや。

- 【六】 顧凱之の傳は宋書第八十一卷に載す。
- 【七】 周朗の傳は宋書第八十二卷に載す。
- 【八】 吳喜の傳は宋書第八十三卷に載す。
- 【九】 建平王宏の傳は宋書第七十二卷に載す。
- 【十】 鄧琬の傳は宋書第八十四卷に載す。
- 【一】 王鎮惡の傳は南史第十六卷、宋書第四十五卷に載す。

南史、簡淨を求むるに過ぎたるの失

南史には、簡淨を求むるに過ぎて之を失する者有り。(一)王鎮惡の傳に、『武帝、劉毅を討たんことを謀る。鎮惡、百舸を以て前驅し、「劉兗州上る」と揚聲す。毅、以て信に然りと爲し、襲はるるを知らず云云』と。謂はゆる劉兗州とは何人ぞや。是時、毅、疾有り。其從弟兗州の刺史劉藩を遣はして副と爲さんことを求む、故に武帝僞りて之を許す。而して鎮惡、其號を假

南史、簡淨を求むるに過ぎたるの失

りて以て之を襲ふなり。宋書の載する所甚だ明かなり。南史、先づ敘明せず、遂に、兗州の句、突として來歴無きを覺ゆ。此れ猶ほ文字の小疵に過ぎざるなり。(三) 謝晦の傳、宋書には、其の討たる時、自ら訴表して、『若し臣等頗る權を執らんと欲し、専ら國の爲めにするにあらずんば、初め營陽を廢するるとき、陛下、遠きに在り、武皇の子、尙ほ童稚有り、擁して以て號令せんに、誰か敢て之を非とせん。而るに流に、沂ること三千、館を虚しくすること三月、鑾駕を奉迎せり。血心斯の若し。易く鑿す可しと爲す。祇だ王宏・王曇首等、陛下の左右に在り、臣等を除かずんば、權を専らにするを得る罔きを以て、所以に讒慝を交結し、此亂堵を爲す』と云ふを載す。此れ最も當日の實情と爲す。南史には、數語を摘敘すと雖も、而も未だ其本志の他無きを明かにする能はず。此れ則ち但だ簡淨を求めて、而して未だ太だ略して而して其眞を没するを免れざるなり。徐羨之・傅亮・謝晦が武帝の顧命を受け、少帝義符を立て、而して義符、徳を失ふに當りて、羨之等、謀りて廢立せんと欲す。而して廬陵王義眞、次を以てすれば當に立つべし。又輕しく動きて過多く、四海に任へず。乃ち先づ奏して義眞を廢し、然る後帝を廢し、而して文帝を迎へて入り嗣がしむ。其の國を謀るに於て、忠ならざるに非ざるなり。文帝、位に即くの次年、羨之等、即ち上表して政を歸す。則ち亦、眞に其權に久しからんことを欲して而して別に異圖有る者に非ず。其の『徐傳、權を内に執り、檀謝、鎮を外に分ち、以て日久しく敗れざる可し』と曰ふは、此れ亦王

【二】謝晦の傳は南史第十九卷、宋書第四十四卷に載す。

華・王曇首の誣詞にして、而して未だ必ずしも晦等の始念に非ざるなり。祇だ、華・曇首等は、文帝の從龍の臣に保り、柄用に急に於て、而して徐傳謝等、遺を先帝に受け、久しく事權に任じ、之を除き去らずんば、其處に代るに由無きを以て、是を以て百方媒孽し、帝に勸めて次を以て翦除し、然る後、己、志を得可きなり。(四) 王華の傳に於て、『華、羨之等が權を乗るを見、日夜、之を帝に構ふ』と謂ふを觀れば、此れ、三人の死するは、文帝に死せずして、華及び曇首等に死すること明かなるを知る可し。宋書には、亮の傳に於て、其演慎一篇を載せ、其の小心にして禍を畏るるを見はし、晦の傳には、其の自ら訴ふる二表を載せ、其本志國の爲めにするを見はす。此れ正に史を作る者の用意の在る所なり。而るに南史には盡く之を刪る。未だ徒らに文字の淨を求めて、而して其情事の實を没するを免れず。惟だ羨之等、少帝を廢し、而して又之を弑し、并せて義眞を殺す。此れ則ち威權大に恣にして、人の兩兄を殺し、而して北面して之に事ふ。豈に敗れざる者有らんや。華・曇首等が其構陷を逞しくするを得るを怪しむ母きなり。霍光、不學無術にして、僅に昌邑王を廢し、之をして國に歸らしむ。羨之等の不學無術、乃ち更に霍光よりも甚だし。當時、范泰已に預め其の必ず敗れんことを燭し、曰はく、『吾、古今を觀るに多し。未だ遺顧の託を受けて、而も嗣君殺され、賢王、戮に嬰る者有らざるなり』と。則ち華等の

【三】從龍。周易の乾卦文言傳に、雲は龍に従ふ、とあるに本づく。
 【四】王華の傳は南史第二十三卷、宋書第六十三卷に載す。
 【五】傅亮の傳は宋書第四十三卷、南史第十五卷に載す。
 【六】燭。明かに知る也。

南史、簡淨か求むるに過ぎたるの失

傾陷無しと雖も、亦豈に自ら至きの理有らんや。

南史の誤處

南史の宋の後廢帝紀に、『孝武の二十八子、明帝、其十六を殺し、餘は皆帝之を殺す』と謂ふ。今、宋書の前廢帝・明帝・後廢帝の三本紀、及び孝武諸子傳を案ずるに、孝武の子、新安王子鸞、南海王子師は、則ち前廢帝子業の殺す所なり。明帝の殺す所の者は、前廢帝子業、豫章王子尚、晉安王子勛、安陸王子綏、臨海王子頊、邵陵王子元、永嘉王子仁、始安王子眞、淮安王子孟、南平王子彥、廬陵王子興、松滋侯子房、東平王子嗣にして、又子趨・子期・子悅は、皆未だ封せられず、而して明帝の殺す所と爲る。其餘、晉陵王子雲、淮陽王子霄、及び未だ封せられざるの子深・子鳳・子元・子衡・子況・子文・子雍は、皆早く夭す。是れ孝武の諸子、前廢帝に殺さるる者は二、明帝の殺す所の者は十六、殤する者は九なり。南史の孝武子傳の内に、又、齊の敬王子羽有り、亦二歳にして亡す。是れ孝武の諸子、前廢帝及び明帝の殺す所共に十八人を除く外、餘の十人は皆夭死す。竝に後廢帝の殺す所と爲る者無し。後廢帝紀の内に、但だ、桂陽王休範・建平王景素が兵を擧げて殺さるるの事有り、而れども孝武の子に非ざるなり。然れば則ち南史の云ふ所の『明帝、十六を殺し、餘は皆後廢帝の殺す所なり』とは、實に(一)繆悠の詞なり。即ち南史の各紀傳を

【一】繆悠、謬妄無稽なり。途方も無き誤なり。

以て(三)核對するも、亦、後廢帝、孝武の子を殺すの事無し。此れ李延壽の誤なり。又、(三)檀詔の傳に、『詔卒し、子臻、位を嗣ぎ、員外郎たり』と謂ふ。宋書の詔の傳を按ずるに、詔卒し、子緒嗣ぐ。臻は則ち檀祗の子なり。(四)祗の傳の内に在り。今、臻を以て詔の子と爲すは、亦誤なり。

南史、齊書を増す處

南史、宋書に於ては、大概、十の三四を刪る。宋書の載する所の章表符檄本燕詞多きを以てなり。齊に於ては惟だ刪らざるのみならず、且つ大に増補す。今、兩書を以て相校するに、惟だ(一)豫章王嶷、及び竟陵王子良の二傳のみは、刪削する所多し。其他は則ち各、増す所有り。姑く左に摘録す。

(二)王儉の傳。(増す)齊の高帝、相と爲る。儉、間を帝に請うて曰はく、『功高ければ賞せられず。公の今日の地位を以て、北面して人臣に居らんと欲するは、可ならんか』と。帝、色を正しうして之を裁し、而して神采内和す。儉又言はく、『公若し小しく復た推遷せば、恐らくは人情、變じ易く、七尺、保つ能はざらん』と。帝笑つて曰はく、『卿の言は理無きにあらず』と。儉即ち曰はく、『當に楮公をして之を知らしむべし』と。帝曰はく、『我當に自ら往くべし』と。乃ち淵に造り、款言、晷を移

【一】核對。對照して調べること。
 【二】檀詔の傳は南史には檀道濟の傳に附載し、宋書第四十五卷に載す。
 【三】檀祗の傳は宋書第四十七卷に載す。
 【四】豫章王嶷の傳は南史第四十二卷、南齊書第二十二卷に載す。竟陵王子良の傳は南史第四十四卷、南齊書第四十卷に載す。

して曰はく、「我、應に官を得べしと夢みたり」と。淵曰はく、「今授始めて爾り。恐らくは一二年の間は、未だ便ち移る容からざらん」と。帝還りて儉に告ぐ。儉曰はく、「褚は是れ未だ事理に達せず」と。乃ち即ち虞整をして詔を作らしむ。及び高帝、太尉と爲るより、以て受禪の詔策に至るまで、皆、儉に出づ。此れ正に、儉が心を齊高に傾け、佐命の功臣と爲るの處を見る。衣服の制を更定するに、漢書及び魏都賦を引き、藩國の侍臣が貂を服するの證と爲し、又、晉典の勸進表を引き、百僚の敬を齊公に致すの禮を定め、春秋の曹の世子來朝するを引き、齊國の世子の禮を定め、及び禪を受け元を改め、應に特に擧ぐべき郊祭の禮、立春、上辛の後に在るも、仍ほ應に南郊すべきの禮、皆、援據、典有り。此れ正に、儉が禮學に深くして、開國の文臣の首たるを見る。

【三】 褚淵の傳は南史第二十八卷、南齊書第二十三卷に載す。

褚淵の傳。(増す)幼時、父湛之、愛する所の牛有り、井に墮つ。湛之躬ら左右を率ゐて之を救ふ。淵、顧みる勿きなり。湛之歿し、兩府の寶物有り、淵の生母郭氏の處に在り、嫡母吳氏、之を求む。郭與へず。淵、再三請ふ。乃ち之に從ふ。山陰公主、淵の貌の美なるを見、廢帝に請ひ、召して以て自ら侍せしむ。備に逼迫せらる。淵終に志を移さず。時に淮北已に魏に屬し、江南、鯁魚無く、一枚直數千錢。或は三十枚を餉る者有り。門生、之を賣らんと請ふ、「十萬錢を得可し」と。淵悉く以て親游に與へ、之を噉ひ、少日にして盡く。後廢帝の時、袁粲、淵が齊高に私するを知り、淵に謂

ひて曰はく、「國家の倚る所は、惟だ公と劉丹陽及び祭とのみ。願はくは各自ら勉め、竹帛の笑ふ所と爲る無からんことを」と。淵曰はく、「願はくは鄙心を以て公の腹内に寄せんことを」と。然れども竟に貞固なる能はず。齊高、功業日に重し。王儉、九錫を加へんと議す。齊高、淵が同せざらんことを恐る。任遐曰はく、「淵は妻子を保ち、性命を愛し、奇才有るに非ず。遐の力能く之を制せん」と。果して違異無し。

【四】 王敬則の傳は南史第四十五卷、南齊書第二十六卷に載す。
【五】 人の爲めに云云。南史には「人の爲めに角を吹くを得ば可なり」に作る。

張敬兒の傳。(増す)敬兒、貧しき時、嘗て襄陽城東吳泰の家の爲めに水を擔ひ、其婢に通ず。事發はる。空棺の中に逃れ、蓋を以て上に加へ、乃ち免る。鵲尾の軍功を建つるに及びて、吳氏の家財數千萬を收籍し、并せて通ずる所の婢を取りて妾と爲す。
王敬則の傳。(増す)生時、母、女巫と爲り、應に鼓角を鳴らすを得べしと謂ふ。人、之を笑つて曰はく、「汝が子、(五)人の爲めに鼓角を鳴らすを得ば幸なり」と。長ずるに及びて、既陽縣の吏と聞ふ。謂ひて曰はく、「我若し既陽縣を得ば、當に汝が背を鞭うつべし」と。吏、其面に唾して曰はく、「汝、既陽縣を得ば、我は應に司徒公と作るべし」と。又嘗て高麗に至り、其國の女子と私通す。後將に收められんとす。乃ち逃れ歸る。後果して既陽の令を得たり。昔日の吏逃亡す。勸して出でしめ、之を遇すること甚だ厚し。曰はく、「我は已に既陽を得たり。汝は何の時に司

徒公と作らんか」と。

禪位の時、宋の順帝逃げて宮内に入る。敬則、輿を將て宮に入り、啓譬して出でしむ。順帝、敬則に謂ひて曰はく、「殺されんと欲するか」と。答へて曰はく、「出でて別宮に居らんのみ。官、昔、司馬の家を取りしも、亦此の如し」と。順帝泣きて曰はく、「惟だ願はくは生生世世、復た帝王と因縁を作さざらんことを」と。宮内、盡く哭す。

敬則、王儉と同じく開府儀同三司に拜す。徐孝嗣、儉に戯れて曰はく、「今日、合璧と謂ふ可し」と。儉曰はく、「意はざりき、老子と韓非と傳を同じうせんとは」と。或るひと以て敬則に告ぐ。敬則欣然として曰はく、「我は南沙縣の小吏なり。遂に王衛軍と同日に三公に拜す。復た何ぞ恨みん」と。

【六】合璧。漢書に「日月は合璧の如く、五星は連珠の如し」とあるに本づく。
【七】柳世隆の傳は南史第三十八卷、南齊書第二十四卷に載す。

柳世隆の傳。(増す)世隆初め兵を起して明帝に應ず。孔道存の敗る所と爲り、逃れ匿る。其母妻竝に繋がれて獄に在り。時に世隆を購ふこと甚だ急なり。或るひと一の貌似者を斬りて道存に送る。道存、其母妻に示す。母哭すること甚だ哀しからず、而して妻號慟すること方に甚だしく、竊に姑に謂ひて曰はく、「今悲ますんば、恐らくは人の覺る所と爲らん。故に大に慟して以て其迹を滅するなり」と。世隆、性清廉なり。張緒曰はく、「君當に清名を以て子孫に遺すべきか」と。答へて曰はく、「一

身の外、亦復た何ぞ須ひん。子孫不才ならば、將に爭府と爲らんとす。如し其れ才ならば、一經に如かず」と。韋祖征は郷里の舊徳なり。世隆、貴しと雖も、毎に之が爲めに拜す。或るひと祖征に之を止めんことを勸む。答へて曰はく、「司馬公、後生の楷法と爲す。吾何ぞ必ずしも之を止めん」と。

張瓌の傳。(増す)安陸王綏、雍州を行部し、巧者を見、「何ぞ産を事とせずして行乞する」と問ふ。答へて曰はく、「昔、張瓌使君、州に在るとき、百姓、家、相保するを得たり。後人苛虐なり。故に行乞するに至る」と。後、太常卿に拜す。自

【八】張瓌の傳は南史張裕傳に附載す。南齊書第二十四卷に載す。

閑職を以て輒ち家に歸る。武帝曰はく、「卿が輩未だ富貴ならざれば、人與へずと謂ふ。既に富貴なれば、那ぞ復た委て去らんと欲する」と。

【九】周奉叔の傳は南史第四十六卷、南齊書第二十九卷に載す。

周奉叔の傳。(増す)奉叔、王敬則に就きて米二百斛を求む。敬則、百斛を以て之に與ふ。受けず。敬則大に懼れ、乃ち更に二百斛を餉る。敬則、一妓有り。帝、奉叔をして之を求めしむ。奉叔徑に左右を率ひ、刀皆半抜き、直に其家に入る。敬則懼れ、跣足して内に入る。既にして、自ら免れざらんことを計り、乃ち出でて奉叔を呼びて曰はく、「弟那ぞ忽ち顧みらるる」と。奉叔、旨を宣して妓を求む。意乃ち釋く。

王廣之の傳。(増す)廣之、劉劭が乗る所の馬を求む。皇甫肅曰はく、「廣之敢て節下の馬を奪ふ。

當に斬るべし」と。後、廣之、敵を破りて還り、甚だ肅を敬す。勅亡びて後、肅、轉じて廣之に依る。廣之、啓して東海の太守と爲す。其の舊惡を念はざることを此の如し。

豫章王巖の傳。南史の刪る所最も多し。此傳本太冗にして八九千字に至るを以てなり。然れども又、増す者有り。是時、武帝奢侈にして、後宮萬餘人、宮内容れず、暴室皆滿つ。巖の後房も亦千餘人。

荀丕、書を獻じて巖を諫む。巖、咨嗟すること良久しく、之が爲めに稍減す。又増す、巖死して後、忽ち形を沈文季に見はして曰はく、「我未だ便ち應に死すべからず。皇太子、膏中に十一薬を加へ、我が癰をして差えざらしむ。湯中に又、薬を加へ、我が利をして斷えざらしむ。吾已に先帝に訴ふ」と。俄にして太子薨す。又嘗て形を後園に見はし、直兵を呼ぶ。直兵、手板無し。左右、玉板を以て之に與ふ。園を出でて後、直兵、地に倒る。仍ほ玉板を失ふ。齊書に皆之れ無し。蓋し其父が毒に中りしを見はすを欲せず、且つ文惠太子の爲めに諱むなり。

武陵王奕の傳。(増す)幼時、生母死す。奕、思慕すること成人に異ならず。高帝、武帝と同じく居らしむ。帝、時に甚だ貧しく、諸子、書を學ぶに紙筆無し。奕嘗て指を以て空中を畫し、及び掌を畫して字を學び、遂に篆法に工なり。碁局無し。乃ち荻を破りて片と爲し、縱横に之を爲し、行勢を指點し、遂に名品に至る。後、武帝の宴に侍し、醉うて地に伏す。貂、(三)肉絆を抄す。帝曰は

く、「貂を汗す」と。對へて曰はく、「陛下は其羽毛を愛し、而して其骨肉を疎んず」と。又嘗て帝の前在り、竟陵王子良と棋を圍む。子良大に北く。豫章王巖、私に其の讓らんことを勸む。奕曰はく、「生平未だ嘗て一口も妄語せず、心を執りて癖を疏んじ、偏に悔ゆるを知らず」と。

(四)江夏王鋒の傳。(増す)其母張氏、宋の蒼梧王に逼り取らる。又、鋒を害せんと欲す。高帝乃ち鋒を張氏の村舎に匿す。五歳にして(五)鳳尾諾を學び、一たび學びて即ち工なり。武帝、藩邸の諸王に禁じて、異書を讀むを得ざらしむ。五經の外、惟だ孝子圖を看るを許すのみ。鋒乃ち密に人をして書を買はしむ。鋒、琴を善くす。帝、試に以て人に臨ましめんと欲す。鋒曰はく、「昔、鄒忌、琴を鼓し、齊の威王、委ぬるに國政を以てせり」と。遂に出でて南徐州の刺史と爲る。善く人と交はる。幕僚王和、益州の任に赴き、來り告げて涕を流して曰はく、「下官、少來、未だ嘗て詩を作らず。今日違戀し、覺えず文、情に生ず」と。鋒、書に工なり。南郡王昭業、武帝に謂ひて曰はく、「臣が書、江夏に勝る」と。帝曰はく、「閣梨第一、法身第二」と。法身は昭業の小名なり。閣梨は鋒の小名なり。明帝、政を輔くる時、鋒、危懼し、深く自ら迹を晦ます。江祐曰はく、「江夏王、才行有り、而して善く能く迹を匿す」と。鋒聞きて嘆じて曰はく、「江祐遂に(六)混沌の爲めに眉を畫く。益、反つて敵るのみ。寡人、聲酒自ら耽り、狗馬を

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

南史、齊書を增す處

是れ好む。豈に復た平生に「毫あらんや」と。嘗て修柏賦を著して以て意を寓す。明帝に見え、言次、遙光の才力の任す可きに及ぶ。鋒曰はく、「遙光の、殿下に於けるは、猶は殿下の、高皇に於けるがごとし。宗廟を衛り、社稷を安んず。實に寄する攸有り」と。明帝、色を失ふ。後、殺さる。江駿、之を聞き、涕を流して曰はく、「芳蘭、門に當る、鋤かざるを得ずとは、其れ修柏の賦か」と。

(二七) 宜都王鏗の傳。(増す) 三歳、母を喪ふ。識有るに及びて、母死するを聞知し、悲禱す。一夕果して夢に、一女人云はく、是れ其母なりと。因つて左右に向つて夢中の見る所の形貌衣服を説く。皆、平生の如し。聞く者以て孝感と爲す。射を善くす。常に甘蔗を百歩の外に挿みて之を射、十發十中す。明帝、高武の諸子を誅す。鏗、陸機が魏武を弔ふを詠じて云はく、「昔四海を以て己が任と爲し、死すれば則ち愛子を以て人に託す」と。左右皆泣下る。後果して

【二七】 宜都王鏗の傳は南史第四十三卷、南齊書第三十五卷に載す。
【二八】 江東王鉉の傳は南史第四十三卷、南齊書第三十五卷に載す。

呂文顯を遣はして藥を齎して至らしむ。正に八關齋に逢ふ。鏗、從容として謂ひて曰はく、「高帝、昔、君を寵任せり。何事ぞ今日の行有る」と。答へて曰はく、「己むを得ざるに出づ」と。乃ち藥を仰ぎて死す。又、死後、夢に其師陶宏景に見えて云はく、「當に某家に託生すべし」と。宏景、參訪するに果して符す。乃ち夢記を著はす。
(二八) 江東王鉉の傳。(増す) 幼時、高帝嘗て晝臥し髮を纏ふ。鉉、高帝の腹に上りて繩を弄す。帝因つて

繩を以て之に賜ふ。崩後に及びて、鉉、錦函を以て繩を盛り、歳時開き示し、輒ち流涕嗚咽す。殺さるる時、欣然として曰はく、「死生は命なり。終に建安王が奴と爲らんことを乞ふに效はず」と。乃ち藥を仰ぎて死す。

竟陵王子良の傳、刪る所亦最も多し。臺使を遣はして租を督せしむるを諫むる一疏、荒田を墾せんことを請ふ一疏、租布を錢に折するを諫むる一疏、雉を射るを諫むる二疏、共せて三四千字の如し。然れども亦、増す者有り。幼時、高帝、贛縣の令と爲る。其母裴后、嘗て高帝の怒る所と爲り、遣りて家に還さる。己に路に登る。子良悦ばず。帝曰はく、「何ぞ書を讀まざる」と。子良曰はく、「娘今何にか在る。何ぞ書を讀むを用ひん」と。帝乃ち裴后を召し還す。子良の亡後、袁象、陸慧曉に謂ひて曰はく、「齊氏微弱なること、己に數年。爪牙柱石の臣都て盡き、餘す所は惟だ風流の名士ののみ。若し長君を立てずんば、以て四海を鎮する無からん。王融、子良を立てんと欲せしは、實に社稷を安んずるなり。恨むらくは其の事を斷ずる能はず、以て殺さるるに至りしを。今、蒼生方に塗炭す。正に當に耳を瀝へて之を聴くべし」と。

(二九) 魚復侯子響の傳。(増す) 子響、董蠻を以て僚屬と爲す。武帝、之を聞きて曰はく、「人、蠻を以て名とす。何ぞ蘊藉なるを得ん」と。乃ち名を改めて仲舒と爲す。「今日の仲舒は、昔日の仲舒に何如」と。

南史、齊書を増す處

と謂ふ。對へて曰はく、「昔の董仲舒は、私庭より出で、今の仲舒は、天帝より降る。故に當に之に勝るべし」と。

(三) 晉安王子懋の傳。(増す) 幼時、母阮淑媛、嘗て病危く、僧を請うて祈禱す。蓮花を獻じて佛に供する者有り。子懋、佛を禮して曰はく、「若し阿娘の病をして愈えしめば、願はくは佛、此花をして萎まざらしめんことを」と。七日齋畢る。花更に鮮好なり。當世、其孝感を稱す。子懋、害せらる。參軍周英・防閣陸超之・董僧慧、皆、抗節して屈せず。王元邁、僧慧を執ふ。僧慧曰はく、「晉安、事を舉げ、僕實に謀に與る。今、主人の爲めにするを得ば、死すとも恨みず。願はくは主人の大斂畢るに至りて、退きて死に就かん」と。元邁、之を許し、還りて具に明帝に白し、以て東冶に配す。子懋の子昭基、年九歳、方寸の絹を以て書を爲り、消息を探問す。僧慧、書を得て曰はく、「此れ郎君の書なり」と。悲慟して卒す。陸超之、子懋死するを見、或るひと其の逃亡ことを勸む。答へて曰はく、「人、皆、死有り。何ぞ懼るるに足らん。吾若し逃れば、惟だ晉安の眷に孤くのみならず、亦、田横の客が人を笑はんことを恐る」と。門生姓周といふ者有り、謂へらく超之を殺さば、賞を得可からんと。乃ち超之が坐するを伺ひ、後より之を斬る。殞斂するに及びて、周、又、助けて棺を擧ぐ。墮ちて其頭を壓し、折けて死す。聞く者、以て天道と爲す。

【三】 晉安王子懋の傳は南史第四十四卷、南齊書第四十卷に載す。

(三) 建安王子眞の傳。(増す) 明帝、裴叔業をして典籤柯令孫に就きて之を殺さしむ。子眞走りて牀下に入り、叩頭して、奴と爲らんことを乞ふ。許さず。遂に害せらる。

(三) 南海王子罕の傳。(増す) 母樂容、疾に寢ぬ。子罕、晝夜祈禱し、竹を以て燈續と爲して夜を照す。

此續一夕枝葉茂大なり。母の疾も亦愈ゆ。

(三) 巴陵王子倫の傳。(増す) 明帝、茹法亮を遣はして子倫を殺さしむ。子倫、琅琊に鎮し、守兵有り。其の拒がれんことを恐れ、以て典籤裴伯茂に問ふ。

伯茂曰はく、「若し兵を遣はして之を取らば、恐らくは即ち辨す可からざらん。若し伯茂に委ねば、一小吏の力なるのみ」と。法亮乃ち伯茂をして酖を以て之に逼らしむ。子倫、法亮に謂ひて曰はく、「君は是れ身が家の舊人なり。今、此命を銜むは、當に事已むを獲ざるに由るべし。此酒は勸酬の爵に非ず」と。因つて之を仰ぎて死す。其下に、因つて典籤の權重きを歴

敘し、謂はく、「明帝、諸王を殺すは、悉く典籤の殺す所にして、一人の抗する者無し。孔珪、之を聞きて曰はく、「若し鐵帥を立てざりせば、故に當に此に至らざりしなるべし」と。」(事、典籤の條)

【三】 建安王子眞の傳は南史第四十四卷、南齊書第四十卷に載す。

【三】 南海王子罕の傳は南史第四十四卷、南齊書第四十卷に載す。

【三】 巴陵王子倫の傳は南史第四十四卷、南齊書第四十卷に載す。

南史と齊書と互に異なる處

南史と齊書と互に異なる處

齊書の張敬兒の傳には、「敬兒、既に方伯を得、意知満足し、初めて鼓吹を得、羞むるに便ち之を奏す」と謂ふ。是れ敬兒、本、大志無きなり。南史には則ち敘す、「其の荊州を征する時、諸將を見る毎に、輒ち自ら、未だ貴からざる時、村中の社樹忽ち高さ數十丈なることを夢み、雍州に在るとき、又、此樹高さ天に至ると夢みきと言ひ、此を以て部曲を誘ふ。又、謠言を爲し、村兒をして之を歌はしめて曰はく、「天子は何の處にか在る。宅は赤谷口に在り。天子は是れ阿誰ぞ。猪に非ずんば即ち是れ狗」と。敬兒、本名は苟兒、家は赤谷に在り。敬兒は少きとき武事を習ひ、既に都下に從容し、益志を得ずと云ふ」と。是れ敬兒が反志有るを明言す。齊書の本傳と同じ

【一】羞。飲食の時をいふ。

からず。蓋し李延壽、好んで新奇の語を取りて史に入る。既に社樹及び童謠を採れば、則ち傳、又「其意、知足に存す」と謂ふ能はざるなり。齊書の周奉叔の傳に、「鬱林、宰輔を誅せんと欲し、(時に明帝、方)乃ち奉叔を出して都督青冀二州軍事と爲し、以て外援と爲す」と謂ふ。南史には則ち「明帝、政を輔け、蕭詵をして帝に説かしめ、奉叔を出して外援と爲す。又、奉叔に説くに方岳の重きを以てす。奉叔乃ち許す」と謂ふ。是れ奉叔の出づるは、乃ち明帝の意にして、鬱林の意に非ざるなり。案ずるに奉叔、勇力、人に絶る。鬱林、宰輔を誅せんと欲せば、方に倚りて以て助と爲さん。豈に肯て之を外に出さんや。當に是れ明帝、廢立せんと謀り、其の帝の左右に在りて難を爲さんことを懼れ、故に帝に説きて之を出すなるべし。此れ則ち南史、其實を得たりと爲

すなり。齊書の竟陵王子良の傳に、「子良、宋に在る時、邵陵王の友と爲る。王の名は友。尋いで此官を廢し、子良を遷して安南の長史と爲す」と。南史には則ち「宋道衰謝し、諸王微弱なり。故に此官を廢せず」と云ひ、兩傳迥に異なり。齊書の蕭昭胃の傳に、「東昏無道なり。昭胃、蕭宣・胡松等と謀り、東昏出行するに因りて、城を閉ちて之を拒がんとす。會、東昏新に芳樂苑を起し、月餘まで出でず。故に事泄れて敗る」と。南史には則ち「朱光尚、鬼道に託し、東昏の信する所と爲る。光尚、昭胃等の謀を知り、蔣王に託言して云はく、「巴陵王、外に在り、反せんと欲す」と。故に東昏、敢て出でざること、四十餘日。事敗れ、乃ち誅に伏す」と謂ふ。齊書の魚復侯子響の傳に、「子響、臺使尹略等を殺す。武帝、蕭順之を遣はし、兵を帥ゐて至らしむ。子響の部下逃れ散す。子響乃ち自ら服降し、死を賜はる」と。南史には則ち云はく、「順之將に舟を發せんとする時、文惠太子素より子響を忌み、順之に囑して、早く之が所を爲し、生還せしむる勿からしむ。順之乃ち之を縊殺す」と。是れ子響の死するは、文惠の意に出づるなり。自らは是れ實事なり。齊書蓋し文惠の爲めに諱む。且つ順之は即ち梁武の父なれば、兼ねて順之の爲めに諱むなり。

【二】蕭昭胃の傳は南齊書第四

十卷、南史第四十四卷に載す。

南史、梁書を增刪する處

南史、梁書を增刪する處

南史、梁書の事蹟を増すこと最も多し。李延壽は、専ら博採を以て長を見はし、正史の有る所の文詞は必ず之を刪汰し、事蹟は必ず之を擧括して、以て簡淨に歸し、而して正史の無き所の者に於ては、凡そ瑣言碎事、新奇にして喜ぶ可きの蹟は、補綴して卷に入れざるは無し。而して梁書は本國史の舊文に據り、關係有れば則ち書し、關係無ければ則ち書せず。即し關係有るも、而も其中、忌諱無きにあらざるは、亦即ち隠して書せず。故に行墨最も簡にして、遂に南史の増す所益多きを覺ゆ。今、其の増刪する處を略舉し、兩つながら相比較す。以て二書の大槪を見る可きなり。

南史、梁書を刪る處

- 【一】瑣言碎事。細小なる言行。
- 【二】蕭懿の傳は南史第五十一卷に載す。

梁武本紀、齊の東昏無道なり。帝、雍州に在り、張宏策をして計を長兄行郢事懿に陳じ、共に兵を起して亂を靖めんことを謀らしむ。梁書、其語を載すること甚だ詳かなり。南史には但だ「宏策をして計を懿に陳せしむ。語は懿の傳に在り」と云ふ。蓋し梁書には懿の傳を立てず。故に此を以て本紀に敘す。南史には別に「懿の傳を立つ。則ち此を以て懿の傳の中に詳かにし、而して本紀は略に従ふなり。帝、京邑を平ぐるや、肆赦の令、昏政を革除する一令、戰亡せる將士を恤む一令、浮費を節省する一令、齊帝、帝の爵を梁公に進め、九錫の文一篇、百僚の勸進の文二篇、齊帝、帝の爵を進めて梁王と爲す一詔、齊帝、位を禪る一詔、聖書一道有り。南史には

皆之を刪り、但だ九錫の文一篇、勸進の文一篇を存するのみ。(已に梁書の内に見ゆ。説) 簡文紀、梁書には、即位の一詔、大赦の一詔、(三) 大寶元年の改元の一詔有り。南史には皆之を刪る。大寶二年、梁書には、湘東王暉が王僧辨を遣はして侯景を討ち、其將任約・宋子仙等を擒にすることを書す。南史には亦之を刪り、此事を以て敘して元帝紀に入る、故に簡文紀には敘せざるなり。(梁書には簡文紀・元帝紀並に) 元帝紀、梁書には、大寶二年、簡文崩じて後、王僧辨等の勸進の一表、答書一道、又勸進の一表有り。大寶三年に、帝、侯景を討する一檄、僧辨、侯景を平げ、又勸進する一表、徐陵、魏に在り、使を遣はして勸進する一表、帝の即位の一詔有り。南史皆刪り、只だ僧辨等の勸進の一表を存するのみ。又、僧辨の傳に、齊の文宣、梁の貞陽侯蕭淵明を送り、入れて梁主と爲す。梁書には、文宣が僧辨に與ふる一書、僧辨の一啓、貞陽が僧辨に答ふる一書、又一啓、貞陽が又答ふる一書を載す。南史には亦盡く之を刪る。梁書には、元帝、鮑宣をして河東王譽を圍ましむ。久しくして尅たず。乃ち王僧辨をして之に代らしむ。僧辨至る。泉愕然として曰はく、「王竟陵が來りて我を助くるを得、賊、平ぐるに足らず」と。僧辨既に入り、泉に背きて坐して曰はく、「鮑郎、罪有り。今旨、我をして卿を鎖せしむ。卿、故意を以て相期する勿れ」と。此事既に「泉の傳に載せ、又、僧辨の傳に載す。殊に繁複に屬す。南史には則ち其事を泉の傳に詳かにし、而して僧辨の傳には之を略す。又、沈

- 【一】大寶。皇紀二二〇一
- 【二】西紀五五〇一五五二。
- 【三】鮑宣の傳は梁書第三十卷、南史第六十二卷に載す。

約の傳に、梁書には、其の郊居の賦一篇三千餘字を載す。將に以て其恬適を見はさんとするか、則ち約は本躁競なり。將に以て其の文に工なるを見はさんとするか、則ち約が文に工なるは、又、止だ此賦のみならざるなり。南史には亦之を刪る。此れ皆南史の刪節の、當を得たる者なり。亦、當に刪るべからずして刪る者有り。本紀に、武帝、兵を起す時、檄文二道有り、正に、罪を伐ち暴を除くの已む容からざるを見はす。南史には載せず、但だ「檄を建業に移す」と云ふ。帝が沔を出づるに及びて、王茂等に命じて郢城を圍ましむ。久しくして拔けず。西臺、席闡文を遣はして來り議せしめ、魏と連和せんと欲す。帝答ふるに策に非ざるを以てす。此段の文字最も長く、帝の英斷を見る。南史には亦載せず。蕭昱の傳に、梁書には、其の邊州に試用せられんことを乞ふ一表、武帝斥責する一詔を載す。南史には盡く之を刪る。許愨の傳に、梁書には、國山に封禪するを諫むる一表を載す。正に其の徵引の博き、議論の正しきを見る。南史には亦盡く之を刪り、但だ「帝、其議を見、善しと稱す」と云ふのみ。此外、亦、事蹟の紀す可き無し。則ち何ぞ必ずしも此傳を立てんや。梁書の賀琛の傳に、其の、大功の末に子を冠し女を嫁す可からざるを論する一議を載す。甚だ詳かなり。南史にも亦全く其文を載す。其の禮制に關する有るを以てなり。愨の封禪の一表は、係る所更に大なり。乃ち獨り之を刪るは何ぞや。梁書の王僧辨の傳に、其弟僧智

- 【四】蕭昱の傳は梁書第二十四卷、南史第五十一卷に載す。
- 【五】許愨の傳は梁書第四十卷、南史第六十卷に載す。
- 【六】賀琛の傳は梁書第三十八卷、南史第六十二卷に載す。
- 【七】大功。五服の一、九月の喪服なり。

が逃れて齊に入ることを附し、并せて徐嗣徽の小傳を附す。此れ皆僧辨の難に因りて、(八) 間關として害を被る者、自ら應に附見すべし。而るに南史には一概に之を刪る。此れ又當に刪るべからずして刪る者なり。(九) 江淹の傳に其の建平王景素に上る一書を載するが如きに至りては、蓋し漢書の鄒陽の獄中の上書の例に仿ふなり。(一〇) 陳伯之の傳に、伯之、魏に奔る。臨川王宏、北伐し、邱遲をして書を作りて伯之に與へしむ。伯之遂に衆八千を擁して以て歸る。南史にも亦其全文を載す。其文の工なるを以てなり。(一一) 任防の傳に、防の没後、諸子流離す。劉孝標、之を憫み、乃ち朱公叔の絶交論を廣む。南史にも亦其全文を載す。亦、一死一生、乃ち交情を見、千古の同じく慨する所たるを以てなり。此れ又、延壽の意、樹酌に存し、盡く刪節を以て能と爲す者にあらざるを見る。

南史に梁書を増す關係有る處

武帝紀。(増す) 皇考の薨するや、志を得ず。(武帝の父順之、齊の武帝の時在りて、魚復侯子響を討ち、之を殺す。是に至りて鬱林、徳を失ひ、齊の明帝、政を輔く。帝、明帝を助けて以て武帝の嗣を傾げんと欲し、乃ち明帝と、廢立等の事を謀る。(又増) 齊明、性猜忌なり。帝、時嫌を避け、常に折角の小牛車に乗り、以て自ら晦ます。晩年、侯景の制する所と爲り、崩するに臨みて口苦く、蜜を索むれども得ず、

南史に梁書を増す關係有る處

再び「荷荷」と曰ひて崩す。

元帝紀。(増す)帝、性情矯飾にして猜忌多く、名に於て假借する所無く、人、己に勝る有れば、必ず毀害を加ふ。王銓兄弟、盛名有り。帝、之を妬み、乃ち寵姬王氏の父の名琳を改めて、以て其父の名に同じくす。劉之遴の才を忌み、人をして之を鳩せしむ。骨肉と雖も、亦其禍に罹る。始め母の憂に居り、丁蘭に依りて木を刻みて像を爲る。武帝崩するに及びて、喪を秘し、年を逾えて乃ち凶問を發し、方に檀を刻みて像を爲り、朝夕、之に事ふ。其の虚憍なること此の如し。武陵の平ぐや、議者、其舟楫に因りて都を建鄴に遷さんと欲す。宗慄・黃羅漢は皆楚人にして、移るを願はず。帝も亦動くを欲せず。乃ち止む。西魏來り攻め、城將に破れんとす。乃ち書十萬卷を聚めて之を燒く。幽辱の中に在りて、猶ほ四絶句を作る。

徐妃傳。(増す)妃、元帝に禮せられず、二三年にして始めて一たび房に入る。妃、帝が一目を眇するを以て、帝將に至らんとするを知り、先づ半面の妝を爲して之を待つ。帝大に怒る。妃、性妬にして、寵無きの妾を見れば、便ち杯を交へ坐を接す。纒に娠める有るを覺れば、即ち手づから刀刃を加ふ。先に瑤光寺の智遠道人と私通し、又、帝の左右暨季江といふ者と淫通す。季江毎に歎じて曰はく、「柏直の狗は老いたり」と雖も猶ほ能く獵し、蕭漂陽の馬は老いたりと雖も猶ほ駿に、徐娘は老いたりと雖も猶ほ尚ほ多情なり」と。又、賀徹といふ者有り、色美なり。妃、之を普賢尼寺に要し、白角扇に書

し詩を爲りて之に贈る。後、帝に逼られて死す。帝嘗て金樓子を著はし、其穢行を述ぶ。

(二) 昭明太子傳。(増す)丁貴嬪薨す。太子、求めて善墓地を得たり。地を賣る者有り、己の地を以て出し售らんと欲し、乃ち奄人俞三副に賂うて、帝に言ひて、太子の得る所の地は己の地に如かず、帝に於て最も吉なることを謂はしむ。帝便ち命じて之を市はしむ。既に葬り、道士有り善く墓を圖る、謂へらく此地は長子に利あらずと。教ふるに蠟鵝諸物を用ひて之を厭するを以てす。宮監有り、密に帝に聞す。帝、遣はして檢せしむるに、果して然り。將に其事を窮めんとす。徐勉固く諫めて止む。是に由りて、太子終に此を以て慙懼し、以て薨するに及ぶ。其後嗣も亦立つを得ず。

(三) 南康王會理傳。(増す)會理、建業に在り、侯景の出で征するを伺ひ、柳仲禮等と事を起して景を拒がんと欲す。建安侯賁、謀を以て王偉に告ぐ。遂に誅せらる。

(四) 武陵王紀傳。(増す)紀、蜀に在ること十七年、賞を積むこと無數、廐馬、八千匹に至る。兵を統べて東に下るや、黄金一斤を餅と爲し、百餅を筥と爲し、百筥有るに至る。銀は之に五倍す。戰ふ毎に則ち懸けて以て賞を示す。而も終に給せず。

(五) 臨賀王正德傳。(増す)正德、魏に奔り、又逃れ歸り、西豊侯の本封に復し、益、肆横なり。弟樂山

南史に梁書を増す關係有る處

- 【一】 昭明太子の傳は南史第五十三卷に載す。
- 【二】 南康王會理の傳は南史第五十三卷に載す。
- 【三】 武陵王紀の傳は南史第五十三卷に載す。
- 【四】 臨賀王正德の傳は南史第五十三卷に載す。

侯正則及び潮溝の董當門の子暹・南岸の(五)夏侯夔の子と與に、四凶と爲す。嘗て人を道に殺す。其車服牛馬、西豐の駱馬・樂山の烏牛・董暹の金帖織成の戰襖と號す。武帝詔して之を責め、其の専ら逋逃の主と爲り、行路を劫掠し、京邑の士女早く閉ぢ晏く開くを致すを謂ふ。徐敖、妻を失ふ。屍を道路に横たふ。王伯敖列卿の女、乃ち奪うて妾と爲す。又、正徳の妹長樂公主、謝禧に適く。正徳與に姦し、乃ち主の第を燒き、一婢を縛し、金釧を其手に加へ、聲して『主・燒死す』と云ひ、而して家に藏し、呼んで柳夫人と爲し、一子を生む。其事稍露はる。後、張準の(六)雉媒を奪ふに因りて、準、衆中に於て罵りて曰はく、『雉媒は長樂主に非ず。何ぞ掠奪す可けん』と。皇太子、帝の之を聞かんことを恐れ、亟かに和解を爲す。乃ち雉媒を送り還す。

【五】夏侯夔の子、名は洪。

【六】雉媒。雉を獵するに用ふるをとり。

【七】蕭藻の傳は南史第五十一卷に載す。

蕭懿傳。(増す)懿、齊に在りて功高くして枉死す。武帝、位に即くの日、即ち長沙郡王に追封す。第三日に、兄敷及び弟暘・融を追封す。月を逾えて始めて皇考妣を追尊す。卑を先にし尊を後にし、識者の譏る所と爲る。

蕭藻傳。(増す)藻出でて益州に刺たり。是より先、鄧元起、蜀に在り、自ら以へらく劉季連に尅つ功有り。宿將なるを恃み、藻の年少なるを輕んず。藻怒り、乃ち之を殺す。元起、蜀に在る時、聚積、山の如く、金玉を一室と爲し、内藏と曰ひ、綉敷を一室と爲し、外府と曰ふ。藻、外府を以て將

士に賜ひ、内藏は京に送り、己はこれを私する無し。

臨川王宏傳。(増す)宏、軍を統べて北伐す。時に軍容甚だ盛なり。既に梁城に克つ。諸將、勝に乗じて深く入らんと欲す。宏、魏の援兵至ると聞き、遂に敢て進まず。呂僧珍も亦之を贊す。裴邃曰はく、『是行や、固敵を是れ求む。何の難をか之れ避けん』と。馬仙琕曰はく、『但だ前死一尺有り。何ぞ退生一寸を得ん』と。昌義之曰はく、『呂僧珍は斬る可きなり。豈に百萬の師有り、輕しく「退く可し」と言はんや』と。朱僧胡辛生、劍を抜きて起ちて曰はく、『退かんと欲せば自ら退け。下官は當に向前して死を取るべし』と。議罷む。宏終に敢て出でず。魏人遺るに巾幗を以てし、歌つて曰はく、『蕭娘と呂姥とを畏れず。但だ合肥に韋武(章叔)有るを畏る』と。宏仍ほ進まず。是に於て軍政、和せず。遂に大に潰えて歸る。棄甲投戈、山谷に填滿す。士卒喪失すること、十の八九。

【八】臨川王宏の傳は南史第五十一卷に載す。

【九】朱僧の下に勇の字を脱す。

(又増す)宏、敗後、常に愧憤を懷く。人有り朱雀航に伏し、帝を伺うて竊に發す。獲らる。宏の使ふ所と爲ると稱す。宏自ら、此事無きを辨す。帝乃ち之を宥す。宏、意を恣にして聚斂す。庫百間有り。帝、其の軍仗を藏するを疑ひ、饌を具して其家に至りて宴す。半ば酔うて曰はく、『我、汝の後房を履行せんと欲す』と。其積錢を見るに、百萬ごとに一黃榜を標し、千萬ごとに一紫標を懸け、凡そ三十餘間。帝の疑始めて釋け、大に悦んで曰はく、『阿六、汝の生活大に可なり』と。豫章王綜、

嘗て錢愚論を爲りて以て之を譏る。帝特に以て宏を激せんとし、綜に救して曰はく、『天下の文章何ぞ限らん。那ぞ忽ち此を作れる』と。而して宏、愧づるを知らざるなり。宏、又、帝の女永興公主と私通し、遂に弑逆を謀る。齋期に會し、公主、二僮をして帝を伺はしむ。丁貴嬪、之を疑ひ、宮帥をして擒獲せしむ。宏の使ふ所と稱す。帝、二僮を殺し、其事を祕し、(一〇)漆車を以て主を載せて出づ。主、恚死す。

(二) 南平王偉傳。(増す) 其世子恪、郢州に刺たり。侯景の亂に、邵陵王綸至る。恪、州を以て之に讓る。綸受けず。

(三) 鄱陽王恢傳。(増す) 其子修、漢中に鎮し、魏帥を拒ぐ。力屈して乃ち降る。宇文泰、之を禮し、金陵に還らしむ。元帝方に疑忌す。修、仗馬を輸して而る後に入らんと請ふ。江陵に及び、患、背に發して卒す。(又増) 其子諮、簡文が侯景の制する所と爲るに當り、外人、見ゆるを得る莫し。惟だ諮のみ、文弱を以て、臥内に入出入するを得たり。景、之を惡み、人を遣はして之を刺殺せしむ。

沈約傳。(増す) 約の先世、田子、林子、宋初の開國の功臣たり。按するに此二人は功績最も著はる。本應に宋の功臣傳に入るべし。約、自ら其先世を誇らんと欲す、故に列傳に入れずして、而して自序の内に載す。此れ私見なり。梁書の約の傳、此二人を刪る。自ら、體を得たるに屬す。延壽、惟だ二人の功績を遺さんことを恐れ、乃ち亦自序の舊に仍りて之を載す。延壽既に南史を作る。則ち宋史も亦其の作る所なり。何ぞ此二人を宋史の内に補はずして、仍は約の傳に序するか。

范雲傳。(増す) 雲、齊朝に在る時、豫章王巋、常に私第に在り、東府に居らず、竟陵王子良、亦、遊を好み、常に石頭に居らず。雲、其の非なるを言ふ。乃ち各一城に鎮す。(又増) 梁武將に九錫を加へんとす。雲適病に中る。醫者徐文伯謂はく、『一月を須つて愈えん。若し速かに愈えんことを欲せば、恐らくは二年にして復た救ふ可からざらん』と。雲、痊愈に急にして、以て佐命に備はらんとす。文伯乃ち火を下にして牀し、衾を重ねて之を覆ふ。汗果して出で、遂に愈ゆ。二年にして卒す。

任昉傳。梁書には謂はく、『昉、卒して後、諸子皆幼にして、人、之を瞻郵する罕なり。故に劉孝標、爲めに廣絶交論を作る』と。(南史) 諸子竝に術業無く、其家聲を墜す。兄弟流離し、自ら振ふ能はず。生平の舊交、之を收郵する者有る莫し。(三) 徐勉傳。(増す) 勉、選を掌る時、奏して九品を立て十八班と爲す。是より、貪冒なる者は、財貨を以て通を取り、道を守る者は、貧寒を以て没せらる。

(四) 朱异傳。(増す) 异、財賄を貪冒し、視聽を欺罔し、四方の饋餉、曾て推拒する無し。宅を起して美麗を極め、退直すれば則ち其中に酣飲し、日晩れて臺門閉ちんことを慮り、先づ鹵簿をして家より

【三】 徐勉の傳は南史第六十卷に載す。
【四】 朱异的傳は南史第六十二卷に載す。

列して城門に至らしむ。城門敢て閉ぢず。聲勢の驅る所、中外を熏灼す。以上は皆梁書を増し、而して人の善惡・事の成敗に關する有る者多し。又、蕭藻の傳に、其弟猷・猷の弟朗・朗の弟明・及び猷の子韶・韶の弟駿を増し、臨川王宏の傳に其子正仁・正文・正德・正則・正立・正表・正信・及び正德の子見理・正立の子賁を増し、南平王偉の傳に、其子恪を増し、鄱陽王恢の傳に、其子範・範の弟諮・諮の弟修・修の弟泰を増し、(二五) 始興王憺の傳に、其子亮・暎・奕を増し、任昉の傳に、其子東里・西華・南容・北叟を増すが如きは、此れ皆梁書に補有る者なり。

【二五】 始興王憺の傳は南史第五十二卷に載す。

卷の十一

南史に梁書を増す瑣言碎事

武帝紀。(増す) 帝の兵、郢州を圍む。城將に破れんとす。毛人數百有り、泣いて黃鶴磯に投ず。蓋し城の精なり。帝、東下し、乘る所の船、常に兩龍有りて導引す。左右皆之を見る。軍、建鄴に至り、六門を圍む。東昏の將檀和、東昏を結きて出で戦ひ、因つて來り降る。時に民間、密に相欺く者を謂つて和欺と爲す。梅蟲兒等曰はく、『今日、檀和に敗らる。和欺と謂ふ可し』と。(又増す) 帝、少時の符瑞、及び位に在りて佛教を信奉し、重雲殿の游仙化生皆動き、又、海中の浮鶴山の女子、紅席を獻する等の事あり。

簡文紀。(増す) 昭明太子夢みらく、己の班劍を以て簡文に授くと。已にして昭明薨じ、簡文果して皇太子と爲る。

元帝紀。(増す) 生るる時符瑞あり。武帝夢みらく、眇目の僧、香爐を執り、宮中に託生すと。適 采女阮姓、側に侍す。始め帷を褰ぐ。風有り裾を回す。武帝竟に感じて之を幸し、遂に帝を生む。(又増す) 帝、書に工に畫を善くす。自ら(二六) 宣尼の像を圖し、之が贊を爲る。人、三絶と稱す。(三) 承聖三年より、

【一】 宣尼。孔子なり。
 【二】 承聖。梁の元帝の年號。
 皇紀一二二二—一二二四。西紀五五二—五五四。

主衣庫に、黒蛇の丈許なる有り、數十の小蛇、之に隨ふ。帝、之を惡む。左右曰はく、「錢龍なり」と。乃ち數千萬錢を取りて其地を鎮し、以て之を厭す。又、蛇有り帝の帽上に落ち、御する所の肩輿中に、小蛇有り其中に蜿蜒す。又、龍有り空に騰り去り、六七の小龍、之に隨ふ。羣魚騰躍し、墜ちて地に死す。未だ幾ばくならずして江陵陥り、西魏の滅ぼす所と爲る。

郗皇后傳。(増す)后、酷妬なり。終るに及びて化して龍と爲り、宮に入りて夢を帝に通じ、或は形を見はす。帝の體將に安からざらんとすれば、龍輒ち水を激して露井の上に騰湧す。常に銀鞭、金瓶を置き、百味を灌ぎて以て之を祀る。故に、帝、終身、復た后を娶らず。

丁貴嬪傳。(増す)郗后、之を遇すること無道なり。常に日に米五斛を舂かしむ。毎に程に中る。神助有る者の若し。

昭明太子傳。(増す)武帝、襄陽に在りて兵を起す時、尙ほ未だ子有らず。途に在りて、太子生ると聞き、又徐元瑜降り、而して蕭穎胄死す。人以て同時三慶と爲す。又、太子、十二歳の時、獄官が案牘を持するを見、左右に問ふ、「我、判するを得るや否や」と。即ち取り來り、皆、杖五十に署す。有司、敢て行はず、具に以て帝に聞す。帝笑つて之に従ふ。

南康王會理傳。(増す)會理、湘州に在りて事を行ふ。劉納嘗て其の爲す所を禁ず。會理乃ち誣ふるに賊賄を以てし、收めて建鄴に送る。納曰はく、「我一たび至尊に見えは、當に汝等をして知らしむべし」

と。會理、遂に人をして之を路に殺さしめ、百口俱に盡す。

廣陵王續傳。(増す)元帝の母阮、幸を得たるは、丁貴嬪の力に由る。故に元帝、簡文帝と相得、續と亦少きとき相狎れ、長じて相謗る。元帝、荊州より京に還り、寵する所の李桃兒を携へて俱に歸る。

時に宮禁の門戸甚だ嚴なり。續、之を奏す。元帝懼れ、遂に先づ桃兒を送りて荊に還す。謂はゆる西歸内人なり。後續死す。元帝、荊に在りて之を聞き、喜躍し、屣、之が爲めに破る。又、續、聚斂を好む。終に臨みて啓して金銀器千餘件を上る。帝乃ち其の財多きを知る。謝宣融曰はく、「王の過は日月の蝕の如し。陛下をして之を知らしめんと欲す、故に終に隱さず」と。

【三】廣陵王續の傳は南史第五十三卷に載す。

武陵王紀傳。(増す)紀初め揚州を授けらるる時、帝、詔書の内に於て數語を増して曰はく、「貞白儉素なるは、是れ其清なり。財に臨みて能く讓るは、是れ其廉なり。法を知りて犯さざるは、是れ其慎なり。庶事留むる無きは、是れ其勤なり」と。後、益州を都督せしむ。紀、辭するに遠きを以てす。帝曰はく、「天下若し亂れば、惟だ益州のみ免る可し。故に以て汝を處く。汝、我が老いたるを念へ。

我猶ほ常に再び汝が益州に還るを見るべきなり」と。臨賀王正德傳。(増す)正德、魏に奔る時、詩を爲りて火籠中に納れ、即ち火籠を詠じて曰はく、「楨幹屈曲して盡き、蘭麝氛氳として消す。炭を懷く日を知らんと欲すれば、正に是れ氷を履む朝」と。魏

に至り、廢せらるる太子と稱す。蕭寶夔、魏に在り、之を殺さんと請ふ。果さず。
 蕭昂傳。(増す)一女子有り、年二十許、散髮黃衣、武窟山の石室の中に在り、甚だ食はず、或は少
 酒・鵝卵一二を飲む。故に人呼んで聖姑と爲す。子を求むれば多く驗あり。之に造る者、山谷に滿つ。
 昂、呼問すれども、對ふる所無し。以て妖と爲し、之を鞭うつこと二十。
 創即ち差え、所在を失ふ。

蕭業傳。(増す)其父懿、害せらるる時、業、二弟藻・象と、俱に逃れて王
 嚴秀の家に匿る。東昏、嚴秀を收めて獄に付し、考掠備に至り、鉗を以
 て手爪を抜く。死に至るまで言はず。乃ち禍を免る。(又増す)業、私米を以
 て甕を購ひ、城を修むる工を助く。武帝、之を嘉す。出でて湘州に刺たり。
 二虎有り、故無くして道に斃る。人有り、「刺史の徳政の致す所」と謂ふ。
 言ひ訖りて見えず。

蕭藻傳。(増す)其從孫詔、童たる時、庾信、之を愛し、(三)斷袖の歡有り。衣食、皆、信に資す。後、梁
 に入り、詔、郢州に鎮す。信、之を過る。詔、信を接すること甚だ薄く、青油幕に坐し、信を引きて
 入りて宴し、信を別榻に坐せしめ、自ら矜る色有り。信、堪ふる能はず、乃ち徑に詔の床に上り、肴
 饌を踐踏し、直視して曰はく、「官、今日の形容大に異なり」と。詔甚だ慚づ。

【四】蕭昂の傳は南史第五十一
 卷に載す。
 【五】蕭業の傳は南史第五十一
 卷に載す。
 【六】斷袖の歡。漢の哀帝、董
 賢を幸し、嘗て共に晝寢ぬ。
 賢、上の袖を偏藉す。上、起
 たんと欲す。賢未だ覺めず。
 賢を動かすを欲せず、乃ち袖
 を斷ちて起つ。故に男寵を斷
 袖と謂ふ。

永陽王敷傳。(増す)敷、齊に仕へて隨郡の内史と爲り、美政有り。齊の明帝、徐孝嗣に謂ひて曰は
 く、「學士、官を治むるを解せず。聞く、蕭隨州、置酒清談し、而して路、遺ちたるを拾はずと。」
 南平王偉傳。(増す)其世子恪、雍州の刺史と爲り、其客江仲舉・蔡遠・王臺卿・庾仲雍を任用す。百姓、
 訴有る毎に、必ず數處に錢を輸る。民間歌つて曰はく、「江は十萬、蔡は五百、王は新車、庾は大宅」
 と。武帝、之を聞き、爲めに其句を接ぎて曰はく、「主人 憤憤として客に如かず」と。

【七】永陽王敷の傳は南史第五
 十一卷に載す。
 【八】憤憤。心の亂れ煩ふさま。
 【九】荆布。荆布布裙。後漢の
 梁鴻の妻孟光、荆布布裙にし
 て、婦徳有るに本づく。

范雲傳。(増す)雲、齊に在る時、明帝と、夢に太宰文宣王を見るの事を説
 く。明帝哀感し、其子昭胃等を待つこと稍弛む。江祐嘗て雲の女を求めて
 婚を結び、剪刀を以て聘と爲す。祐貴きに及び、雲曰はく、「(四)荆布の室、
 理、華盛を隔つ」と。乃ち其翦を還す。祐、別に姻を結ぶ。梁武、少きと
 き雲と相得たり。雲乃ち室を築きて相依る。帝、其家に至る毎に、雲の妻
 輒ち蹕聲を聞く。又嘗て雲と顧僧嵩の舍に宿す。嵩の妻方に産す。鬼有り外に在りて曰はく、「此中、
 王有り相有り」と。雲、帝に謂ひて曰はく、「王は當に仰ぎて屬すべし。相は以て歸せられよ」と。後
 果して驗有り。

江淹傳。(増す)晩年才思微しく退く。夢に張景陽、其に向つて錦を索む。淹、懷中の數尺を探りて之
 に與ふ。景陽曰はく、「那ぞ便ち割裂して都て盡せる」と。顧みて邱遲を見て曰はく、「此數尺を餘

す。聊か以て君に遺る」と。又夢に郭璞、其に向つて筆を索む。淹即ち五色の筆を以て之に與ふ。爾後、詩を爲るに、終に新句無し。

任昉傳。(増す)昉、齊の東昏の時に在り、梅蟲兒に紆意し、中旨を得、用つて中書令と爲る。往いて尙書令王亮に謝す。亮曰はく、「卿宜しく梅に謝すべし。那ぞ忽ち我に謝する」と。(又増す)時の人、任の筆・沈の詩と稱す。昉以て病と爲す。晩節更に好んで詩を作り、以て沈を傾けんと欲す。而して事を用ふることも多きに過ぎ、詞を屬すること流便を得ず。都下の士子、之を慕ひ、轉た穿鑿を爲す。是に於て才盡の歎有り。

(一〇) 王僧孺傳。(増す)僧孺、素問の中に砭石を用ふる事を論じて謂はく、「古人、石を以て針と爲す。許慎の説文の謂はゆる石を以て病を刺すなり」と。

【一〇】 王僧孺の傳は、南史第六十三卷に載す。

又、晉宋以來譜學散亂するの一事を載す。又、同時の文人虞羲・邱國賓・蕭文炎・邱令楷・江洪・劉孝孫・徐夔等を附し、因つて文炎等が鉢を撃ちて韻を立て、響滅して詩成る等の事を敘す。

【一一】 胡僧祐の傳は南史第六十四卷に載す。

(一一) 胡僧祐傳。(増す)僧祐嘗て加へらるる所の鼓吹を以て、齋中に置きて自ら娛む。或るひと言はく、「此は是れ公の羽儀なり。公、名位已に重し。宜しく此の若くなるべからず」と。答へて曰はく、「我が性之を愛す。恆に須く見るべきのみ」と。出游するにも亦以て自ら隨ふ。

(一二) 陰子春傳。(増す)青州に神廟有り、刺史王神念、之を毀つ。棟上に一大蛇あり、長さ丈餘、遂に海に入る。子春、夜夢に、一人、地の安置するを乞ふ。乃ち牲醴を辨じ、請召して一處に安置す。夜夢に、前人來り謝して曰はく、「當に一州を以て相報ゆべし」と。後果して魏の兵を破るに因りて、南青州の刺史を授けらる。

【一二】 陰子春の傳は南史第六十四卷に載す。

(一三) 杜岸傳。(増す)岸、蕭督の擒にする所と爲る。督の母、岸の罪を數む。岸、之を斥して老婢と爲す。督、命じて其舌を抜き、其肉を糲して之を烹しめ、盡く諸杜を滅ぼし、其冢墓を發く。建業平ぐに及びて、杜崩兄弟、亦、安寧陵を發きて以て報ゆ。

【一三】 杜岸の傳は南史第六十四卷に載す。

以上増す所は皆瑣言碎事にして、甚だしき關係無き者なり。李延壽、史を修むるに、専ら、博く異聞を探り、人の談助に資するを以て能事と爲す。故に凡そ稍や新奇に涉る者は、必ず羅列して遺さず。即ち記載相同じき者も、亦必ず稍や其詞を異にし、以て觀聽を駭かす。(一四) 羊侃の傳には、「武帝新に兩刀を造る。稍の長さ丈四尺。侃をして之を試みしむ」と謂ひ、南史には則ち「長き二丈四尺」と謂ひ、梁書には「侃、弓を挽くこと十餘石に至る」と謂ひ、南史には則ち「二十石」と云ふが如き、皆、奇を以て人を動かさんと欲するなり。然れども、時に採掇すること多きに過ぎ、轉た行文蕪雜を覺ゆる者有り。(一五) 豫章王綜の傳に、

【一四】 羊侃の傳は梁書第三十九卷、南史第六十三卷に載す。

【一五】 豫章王綜の傳は梁書第五十五卷、南史第五十三卷に載す。

綜が魏に奔る後、梁の兵大に潰えて歸り、魏の兵に抄掠せらるるを正弑し、而して因つて、『任煥、驢馬に乗りて走り、抄せられて足を傷つけ、橋下に歇まる。抄者又至る。煥、足傷つきて、馬に上る能はず。馬、其前蹄を跪く。煥遂に騎して逸るを得たり』といふに及ぶが如し。又、王僧辨の傳に、其の郢州を攻めて羅城に入るを敍し、忽ち又、『大星有り車輪の如く、賊營に墜つ、地を去ること十餘丈。又、龍有り、五色光耀して、鸚鵡洲の水中に入る』等の事を敍し、郢州を平げて後、其の兵を潯陽に進むるを正弑し、忽ち又、『軍中、多く夢に周何二廟神云はく、『吾已に天子を助けて賊を討ち、朱航に乗りて返り、日に已に景を殺せり』』と。同じく夢みる者數十百人』等の事を敍し、及び師、鵝頭に至る、風浪大に作る、僧辨、天を仰いで告誓す、風遂に止息す、忽ち又、『羣魚、水に躍り空に飛ぶ、官軍の上に五色の雲有り、雙龍、檻を夾む』等の事を敍し、既に京師を復し、又、命を奉じて陸納を征し、方に、納が長沙に據りて拒守するを敍し、忽ち又、『天日清明、俄にして大に雨ふる。時人謂つて泣軍と爲し、咸納が必ず敗れんことを知る。又、兩龍有り、城西の江中より騰躍して天に升り、遙に江水に映す。父老咸悲みて『地龍已に去る。國其れ亡びんか』』と曰へり』と敍するが如し。諸の此の如きの類、必ず一一装入す。行文轉た澁滯多く、梁書の爽勁なるに如かざるを怪しむべきなり。

梁南二史の岐互の處

(一) 長沙嗣王業傳。梁書には、『其父懿、東昏の無道なるに當り、崔慧景、江夏王寶元を奉じて臺城を圍む。東昏、懿を徵して赴き援けしむ。懿、歷陽に在り、即ち箸を投じて起ち、兵を進めて撃ちて慧景を敗る。乃ち懿に侍中・尚書令を加ふ。而して倖臣茹法珍等、懿の功高く位重きを忌み、尋いで東昏に構へ、死を賜ふ』と敍す。南史の懿の傳には則ち謂はく、『懿、兵を率ゐて入り援くる時、武帝、虞安福を遣はして懿に勸めしむ、『賊を誅し、後即ち兵を勸して宮に入り、伊霍の故事を行へ。若し兵を放ちて其厚爵を受けば、必ず後悔を生せん』』と。懿從はず、遂に難に及ぶと云ふ』と。案するに懿、歷陽に在り、詔を聞きて即ち赴き、一二日にして已に京師に達し、慧景を敗る。時に武帝方に襄陽に在り、京を距ること二千里。豈に能く逆め其事を知り、而して使を遣はすこと未だ慧景を平げざるの先に在らんや。此れ必ず誤ならん。梁書の本傳に、武帝が懿に廢立を勸むるの事無し。南史に、慧景未だ反せざる前、武帝、趙祖悦を遣はして、懿に晉陽の甲を興さんことを勸めしめしは、當に即ち此一事にして、而して之を兩處に係くるなるべきのみ。

(二) 梁南二史の岐互の處

梁書には、其の少年にして丹陽尹と爲る時、細民を侵漁す、少府丞何智通の奏する所と

爲る、綸、戴子高をして智通を刺殺せしむ、智通の子、闕下に訴ふ、帝、綸の第を圍みて子高を捕へしむ、綸、之を匿し、竟に出さず、是に坐して官を罷めらる、後、爵を復せらるることを載す。其の綸の不善を載すること此の如きのみ。南史には則ち増す、「綸、帝の敕責に因り、乃ち一老公の帝に類たる者を取り、加ふるに衰冕を以てし、朝して以て君と爲し、自ら、罪無きを陳し、旋ち即ち剝褫し、而して之を庭に撻つ。」又、「昭明太子薨するに因り、帝、簡文を立てて太子と爲す。綸、以て非と爲し、乃ち兵を莽に伏し、常に車駕を伺ふ。張僧侍有り之を知る。謀、頗る泄る。」又、「曲阿の酒百器を獻す。帝、以て寺人に賜ふ。之を飲みて斃る。帝、此に由りて始めて自ら安んぜず。毎に衛士を加へ、以て宮禁を警むと云ふ」と。案するに綸は侯景の變に當り、兵を率ゐて赴き援け、鍾山の戰、最も力む。後兵敗れて逃る。湘東王暉が兵を以て河東王譽を圍むと聞き、書を作りて湘東に勸む、「家門の憤を息め、君父の難に赴け」と。湘東聽かず、反つて兵を以て綸に逼る。綸遂に遁れて齊昌に入り、尙ほ匡復を思ふ。西魏の兵の攻むる所と爲り、殺さる。是れ綸は逆を肆にする者に非ず。且つ帝既に先に其の亂を爲すを防ぎ、衛士を加へて之を防ぎたらんには、侯景反する時、豈に肯て又加ふるに征討大都督の權を以てし、其をして諸軍を統べて賊を討たしめんや。此れ亦必ず南史好んで異聞を採り、而して事の眞偽を究めざるなり。武陵王紀の傳に至りては、梁書には、「侯景の亂に紀赴き援けず」と謂ふ。南史には則ち謂はく、「紀先づ世子圓照を遣はし、兵三萬を領し、湘東王暉の節度

を受けしむ。釋、且く白帝に駐まらしめ、未だ東下するを許さず。武帝の凶問至るに及び、紀、戎を總べて將に發せんとす。釋、又、胡智監をして蜀に至りて之を止めしむ」と。是れ紀未だ嘗て兵を發せずんばあらざるなり。而して梁書に謂はゆる兵を發せずとは、蓋し元帝の時、國史に本づく。元帝既に紀を殺し、其逆節を著はさんと欲し、而して是言有り。謂はゆる「之に罪を加へんと欲せば、其れ辭無からんや」なり。此事は當に南史を以て正と爲すべし。王僧孺傳。梁書には、其の南康王の長史たる時、典籤に中傷せられて職を去り、王府に奉辭する一箋、凡そ千餘字を載す。案するに箋内に云へる有り、「去れ何生、高樹芳烈なり」の語あり。既に王府を辭す。何を以て獨り何生を稱する。殊えて解す可からず。南史には、此文を刪ると雖も、而も謂はく、「僧孺將に去らんとす。友人何炯有り、猶ほ王府に在り。僧孺、炯に書を與へて以て意を見はす」と。然る後、何生の句始めて明かなり。蓋し何炯に別るる書にして、王府に辭する箋に非ざるなり。此れ又、南史の詳細の處を見る可し。任昉の傳に至りては、梁書・南史、俱に謂はく、「昉出でて新安の太守と爲り、官に卒す」と。而して劉孝標の廣絶交論に云へる有り、「東粵に瞑目し、藐爾たる諸孤、大海の南に流離し、命を瘴癘の地に寄す」と。是れ則ち昉、粵に没し、新安に没するに非ざるなり。二書俱に誤る。

南史、陳書に於て甚だしき増刪無し

南史、他書に於ては、増刪する所多し。獨り陳書に至りては則ち甚だ少し。今、兩書を以て比對するに、(一)杜僧明・周文育・侯安都・侯瑱・歐陽頎・吳明徹・黃法氈・涪于量・章昭達・程靈洗等の傳の如きは、大概相同しく、但だ稍や其字句を節するのみ。其の陳書の有る所にして、南史、之を刪る者は、(二)周鐵虎の傳に、馬明の戰死の事を刪り、(三)任忠の傳に、後主の倖臣沈客卿・施文慶が權を弄び國を誤るの事を刪り、(四)華皎の傳に、戴僧朔・曹慶・錢明本・魯閑席・慧略等附見の事を刪り、(五)傅縡の傳に、其の明道論一篇を刪り、沈炯の傳に、其の養を終へんことを請ふ一疏、答詔一道を刪り、(六)江總の傳に、其の修心賦一篇を刪るのみ。其の陳書の無き所にして之を増し、及び陳書の略する所にして之を詳かにする者は、(七)蕭摩訶の傳の、『隋の將賀若弼の兵、建鄴に至る。魯廣達力戰す。賀若弼、七總管の兵八千人と、各陣を

- 【一】 杜僧明の傳は陳書第八卷、南史第六十七卷、周文育は陳書第八卷、南史第六十六卷、侯安都は陳書第八卷、南史第六十六卷、侯瑱は陳書第九卷、南史第六十六卷、歐陽頎は陳書第九卷、南史第六十六卷、吳明徹は陳書第九卷、南史第六十六卷、黃法氈は陳書第十一卷、涪于量は陳書第十卷、南史第六十六卷、章昭達は陳書第十一卷、南史第六十六卷、程靈洗は陳書第十卷、南史第六十六卷に載す。
- 【二】 周鐵虎の傳は陳書第十卷、南史第六十七卷に載す。
- 【三】 任忠の傳は陳書第三十一卷、南史第六十七卷に載す。
- 【四】 華皎の傳は陳書第二十卷、南史第六十八卷に載す。
- 【五】 傅縡の傳は陳書第三十卷、南史第六十九卷に載す。
- 【六】 江總の傳は陳書第二十七卷、南史第三十六卷に載す。
- 【七】 蕭摩訶の傳は陳書第三十卷、南史第六十七卷に載す。

戰して以て之を待つ。弼躬づから廣達に當る。麾下の死する者二百七十餘人。弼、烟を縱ちて以て自ら隱る。窺みて復た振ふ。陳人、人の頭を得れば輒ち走り、後主に獻じて賞を取る。弼更に孔範の軍に趨く。範、敗走す。陳の軍遂に潰ゆ。隋の將、蕭摩訶を擒にして弼に送る。弼、刀を以て頸に臨む。辭色撓まず。乃ち釋して之を禮す。又、(八)陳慧紀の傳の、『慧紀、隋の師、建鄴を攻むと聞き、先づ呂肅を遣はして巫峽に據らしむ。鐵鎖を以て江に横たへ、四十餘戰す。隋の軍死する者五千餘人。陳の軍盡く其鼻を取りて以て賞を邀む。既にして隋の軍、陳の卒を獲れば、則ち縱ちて之を遣る。別帥廖世寵、詐りて隋に降り、隋の艦を燒かんと欲す。風浪大に起り、火反つて陳の船を燒く。陳の軍大に敗る。慧紀尙ほ兵を率ゐて東下す。隋の晉王廣、使を遣はして慧紀の子を以て來りて降を諭さしむ。又、降將樊毅等をして上流の城戍に諭して悉く解かしむ。慧紀已むを得ずして乃ち降る』の如き、此れ陳書の略する所にして之を詳かにする者なり。任忠傳の、『忠、隋に降りて數年にして死す。隋の文帝、羣臣に謂ひて曰はく、「陳を平ぐるの初、我、任蠻奴を殺さざりしことを悔ゆ。人の榮祿を受け、兼ねて重寄に當り、屍を横たふる能はず、而して「力を用ふる所無し」と云ふは、宏演が肝を納ると、何ぞ其れ異なるや」と。傅縡の傳に、『縡、直諫を以て死す。死後、蛇有り尾を屈して來りて靈座に上り、去りて復た來ること、百餘日。時時、彈指の聲有り。』吳明徹の傳に、『明徹、周の擒にする所と爲り、懷德郡公に封せらる』と。

- 【八】 陳慧紀の傳は陳書第十五卷、南史第六十五卷に載す。

(五) 義陽王叔達の傳、陳書には止だ其の隋に入りて絳郡通守と爲ることを載せ、南史には并に其の唐に入りて禮部尚書と爲ることを載す。此れ皆陳書の無き所にして、而して南史、之を増す者なり。其餘は但だ(二〇)行墨を刪減するのみにして、絶えて事蹟を添列する無し。蓋し李延壽、南北二史を修め、十七年を閲す。陳書を修むるに至りては、則ち已に精力漸く竭く、故に多く搜輯を爲す能はざるのみ。

南史、陳書と岐互する處

南史、陳書に於て、甚だしき増刪無しと雖も、然れども(一)衡陽王の傳に、其の文帝の害する所と爲るを直書し、(二)始興王伯茂の傳に、其の宣帝の害する所と爲るを直書し、(三)劉師知の傳に、其の梁の敬帝を害するの事を直書し、奸惡をして藏匿する能はざらむるが如きは、此れ最も陳書に功有り。(四)事俱に陳書の避諱(の條内に見ゆ)其他、陳書と岐互する者有り。(五)長沙王叔堅の傳、陳書には謂はく、『後主、堅を待つこと漸く薄し。堅、自ら安んせず、乃ち左道を爲して福を祈る。木を刻みて偶人を作り、衣するに道士の服を以てし、晝夜、之を醮す。人有り上書して其事を告ぐ。後主、教を宣して之を責めしむ。堅曰はく、『他故有るに非ず。但だ(五)親媚を

- 【九】 義陽王叔達の傳は陳書第二十八卷、南史第六十五卷に載す。
- 【一〇】 行墨。文章字句をいふ。
- 【一一】 衡陽王伯茂の傳は陳書第二十八卷、南史第六十五卷に載す。
- 【一二】 始興王伯茂の傳は陳書第二十八卷、南史第六十五卷に載す。
- 【一三】 劉師知の傳は陳書第十六卷、南史第六十八卷に載す。
- 【一四】 長沙王叔堅の傳は陳書第二十八卷、南史第六十五卷に載す。
- 【一五】 親媚。親愛なり。

求めんと欲するのみ」と。是れ左道厭魅、叔堅實に其事有るなり。南史には則ち云はく、『後主陰に人をして其厭魅の具を造らしめ、又、人をして之を告げしめ、案驗して實ならしむ』と。是れ叔堅本人をして其厭魅の具を造らしめ、又、人をして之を告げしめ、案驗して實ならしむ』と。是れ叔堅本人にして其事無く、而して後主、之を誣陷するのみ。又、江總の自序に、『太建の末、權、羣小に移り、屢推黜せらる。生平惟れ佛教を奉じ、深く「苦空を悟る」と。陳書の本傳には、『此序、時人、之を實録と謂ふ』と謂ひ、南史には則ち『此敘、識者、其言跡の乖けるを譏る』と謂ふ。惟だ此兩傳のみ、二書岐互す。江總が後主に諂事するを觀れば、自序と同じからず。則ち亦當に南史を以て定と爲すべきなり。

宋・齊に荒主多し

古來、荒亂の君、何の代にか有る蔑からん。然れども未だ江左の宋・齊・兩朝の多きが如き者有らず。宋武、雄傑を以て天下を得、僅に三年にして、而して即ち義符有り。文帝元嘉三十年、號して治平と稱す。而して末に元凶勅の悖逆有り。孝武僅に八年にして、而して子業有り。明帝亦八年にして、而して昱有り。齊の高武父子、僅に十五年にして、而して昭業有り。明帝五年にして、而して寶卷有り。統計八九十年の中に、童昏狂暴、踵を接いで繼ぎ出づ。蓋し劫運の中、天方に亂を長ず。創業者は永年ならず、繼體者は必ず徳を敗る。是を以て一朝甫めて興り、轉盼せずして

- 【六】 太建は陳の宣帝の年號。皇紀一二二九―一二四二。西紀五六九―五八二。
- 【七】 苦空。佛教の理をいふ。佛教は苦・空・無常・無我の理を説く。

輒ち覆滅す。此れ固に氣運の然らしむるなり。今、左に摘す。

(二) 宋の少帝義符は、武帝の長子なり。騎射を善くし、音律を解す。即位の後、爲す所乖戾多し。華林園に於て列肆を爲り、親しく自ら酤賣す。又、瀆を開き土を聚め、象を以て岡埭を破り、左右と船を引きて唱呼し、以て歡樂と爲す。徐羨之等が廢立するの夕、帝方に天泉池に遊び、龍舟に即きて寢ぬ。詰朝未だ興きず、兵士進んで二侍者を殺し、并せて帝の指を傷つけ、扶けて東閣を出で、璽綬を收め、羣臣拜辭し、皇太后の令を以て、廢して營陽王と爲し、遂に吳郡に徙さる。未だ幾ばくならず、羨之等、中書舍人邢安泰をして帝を金昌亭に弑せしむ。帝、勇力有り、制を受けず、突走して昌門を出づ。追うて門闔を以て之を踏して殞る。

【一】此一條、宋書本紀并に資治通鑑第百十九卷營陽王の條を參照せよ。
【二】此一條、宋書本紀并に資治通鑑第百二十九卷大明八年、第百三十卷泰始元年の條を參照せよ。

(三) 前廢帝子業は、孝武帝の長子なり。幼にして猖急なり。東宮に在るとき、毎に孝武の責むる所と爲る。孝武西巡す。帝、起居を參承す。書述謹ます。孝武、之を責めて曰はく、『書、長進せず』と。此は是れ一條のみ。初めて位に即き、璽綬を受け、傲然として哀容無し。始め猶ほ諸大臣及び戴法興等を難る。既に法興を殺し、是に於て又羣公を誅す。太后、疾篤くして帝を呼ぶ。帝曰はく、『病人の間には鬼有り。那ぞ往く可けん』と。太后怒り、侍者に謂ひて曰はく、『刀を將て來りて我が腹を破れ。那ぞ此寧馨兒を生むを得たる』と。山陰公主は帝の妹なり。淫恣、度に過ぐ。帝爲めに面首左右三十人を置く。出づる毎に、公主をして朝臣と輿に輦に陪せしむ。自ら以へらく、東宮に在るとき、孝武の愛する所と爲らざると。將に其景寧陵を掘らんとす。太史、帝に利あらざるを言ひて止む。乃ち糞を陵に縱にし、孝武を罵りて、讎奴と爲す。又、殷貴妃の墓を掘る。其の孝武の時に在りて寵を専らにせしを怨るなり。文帝の第十女新蔡公主は、帝の姑なり。之を宮中に納れ、立てて貴嬪と爲し、姓を謝氏と改め、一婢を殺し、公主薨逝すと假稱し、鸞輅龍旂を以て送りて其家に還す。又、諸父建安王休仁・湘東王或(明帝)・山陽王休祐を忌み、之を殿内に聚め、毆捶陵戔し、至らざる所無し。三王竝に肥壯なり。帝、籠を以て之を盛る。或尤も肥えたり。號して猪王と爲す。休仁を號して殺王と爲し、休祐を賊王と爲す。嘗て木槽を以て飯を盛り、諸雜食を納れて之を攪和し、或を裸にして地坑中に入れ、口を以て槽に就きて之を食はしめ、以て歡笑と爲す。左右をして休仁の生母楊太妃に淫せしめ、諸の醜狀を備ふ。又、南平王敬猷の母に淫せしむ。從はず。即ち敬猷及び其弟敬先・敬淵を殺す。時に廷尉劉蒙の妾、孕める有り、帝迎へて宮に入れ、男を生まんことを冀ひ、立てて太子と爲さんとす。會、或嘗て旨に忤ふ。帝、之を裸にし、其手脚を縛し、杖を以て之を貫き、擔うて大官に付せしめ、即日、猪を屠らしむ。休仁笑つて曰はく、『未だ應に死すべからず』と。帝、其故を問ふ。休仁曰はく、『皇子生るるを待ちて、猪を殺して湯餅を作らん』と。帝の意解け、乃ち一宿して之を出す。將に南のかた荆湘を巡らん

【三】麟は鼻に紅斑を發するなり。

宋・齊に荒主多し

とし、且に彘・休仁等を殺して然る後發引せんと期す。是夜、彘、帝の伴臣阮佃夫・王道隆・李道兒と、密に帝の左右壽寂之・姜産之等十一人に結び、共に、帝を殺さんと謀る。是より先、帝、竹林堂に遊び、婦人をして裸身にして相逐はしむ。一婦人従はず。命じて之を斬らしむ。夜、夢に一女子、其の悖虐無道なるを罵る。帝怒り、宮中に於て、貌夢みる所に類たる者を求め得て之を戮す。是夕、又、夢に、戮する所の女罵りて曰はく、「汝、我を枉殺す。我、上帝に訴へたり」と。是に至りて巫言はく、「此堂に鬼有り」と。帝、山陰公主及び六宮の綵女數百人と與に鬼を捕へ、帝親ら之を射る。事畢り、將に樂を奏せんとす。壽寂之、刀を懷にして入り、姜産之、副と爲る。諸姬皆走る。帝も亦走る。追うて之に及ぶ。大に寂寂と呼ぶ者三たび、手、擧ぐる能はず。乃ち弑せらる。

【四】此一條、宋書本紀并に資治通鑑第百三十三卷蒼梧王の條を參照せよ。

後廢帝昱は、明帝の長子なり。五六歳にして即ち能く漆竿に緣り、地を去ること丈餘、食頃にして方に下る。漸く長じて喜怒、節に垂き、左右、旨を失ふ者は、手づから撲打を加ふ。位に即ち及びて、内は太后を畏れ、外は大匠を憚り、未だ志を肆にするを得ず。三年の後、好んで出入し、單り左右を將る、或は十里、或は二十里、或は市中に入り、慢罵に遇へば則ち悦んでこれを受く。四年の後、日として出でざる無く、解僧智・張五兒と、恆夜、承明門を出で、夕に去り晨に返り、晨に出で暮に歸る。從者並に鉞矛を執る。道上の男婦及び犬馬牛驢、値へば免るる者無し。人間、白晝、門を

開かず、道に行人無し。嘗に小褲褶を著け、衣冠せず、白帟數十有り、鉗鑿刀鋸、左右を離れず、腦を撃ち陰を槌し心を割くの誅を爲すこと、日に數十有り。屍流血に臥すに至りて、然る後快とす。左右の人、之を見、眉を蹙むる者有れば、帝即ち正立せしめて、矛を以て之を刺す。曜靈殿に驢數十頭を養ふ。自ら乗る所の馬は、御牀の側に養ふ。右衛營の女子と私通し、之に従つて遊ぶ毎に、數千錢を持って酒肉の費と爲す。出でて婚姻葬送に逢へば、輒ち挽車の小兒と羣飲して以て歡と爲す。既に阮佃夫を殺す。佃夫、腹心の人張羊有り逃れ匿る。後捕へ得、自ら車を以て之を轢殺す。杜延載、杜幼文を殺し、皆手自ら斃割す。孫超が蒜氣有るを察し、腹を割きて之を視る。盾を執り馬を馳せ、自ら往きて杜叔文を元武湖の北に刺す。沈勃が寶貨多きを聞き、往きて之を劫し、刀を揮うて獨り前む。勃、免れざるを知り、手もて帝の耳を搏ち、之を罵りて曰はく、「汝が罪は桀紂に踰えたり」と。遂に害せらる。帝嘗て露車一乘、以て出入し、數十人を從ふ。羽儀、之を追へども恆に及ばず。又、各禍を慮り、亦、敢て追はず。但だ部伍を整へ、別に一處に在りて瞻望するのみ。凡そ諸の鄙事、目に遇へば即ち能くす。銀を鍛へ衣を裁ち帽を作る、精絶ならざるは無し。未だ嘗て箠を吹かず、管を執れば便ち詛す。天性、殺を好み、一日無事なれば、既に慘慘として樂します。内外憂惶し、夕、旦に及ばず。蕭道成、直閣將軍王敬則と之を謀る。七月七日、帝、微行して北湖に出づ。張五兒の馬、湖に墜つ。帝自ら馳騎し馬を刺し之を屠割し、左右と羌胡伎を作して樂と爲す。又、巒岡に於て

賭跳し、後、青園尼寺・新安寺に往きて狗を偷み、曇度道人に就きて之を煮て酒を飲む。楊玉夫嘗て寵有り、忽然として憎まる。見れば輒ち切齒して曰はく、「明日當に小子を殺すべし」と。是夜、玉夫をして織女が河を渡るを伺うて來り報せしめ、因つて内人と針を穿ち訖り、大に酔うて仁壽殿の東阿の氈幄中に臥す。王敬則、先に玉夫及び陳奉伯・楊萬年等二十五人に結ぶ。是夕、玉夫、帝の眠熟するを俟ち、萬年と同じく氈幄に入り、千牛刀を取りて之を殺す。

齊の廢帝鬱林王は、武帝の孫、文惠太子の子なり。文惠早く薨じ、武帝立てて皇太孫と爲す。性辨慧にして、陰に鄙慝を懷く。左右の無賴二十餘人と、共に衣食臥起す。妃何氏、其中の美なる者を擇びて、皆與に交歡す。密に富人に就きて錢を求む。敢て與へざる無し。凡そ諸の小人、皆預め爵位を加へ、許すに南面の日即便施行するを以てす。師史仁祖・侍書胡天翼、禍を懼れ、皆自殺す。文惠太子、毎に其用度を節す。帝、豫章王の妃に謂ひて曰はく、「阿婆、佛法に「福有り帝王の家に生る」と言ふ。今反つて是れ大罪なり。市邊の屠沽に如かず」と。文惠疾み及び薨す。帝、疾に侍し喪に居り、哀容號毀し、見る者皆嗚咽す。纔に内室に還れば、即ち歡笑飲食し、備に甘滋を極む。葬り畢り、立ちて皇太孫と爲る。武帝、東宮に往く。帝迎へ拜して號勵し、絶えんと欲す。武帝自ら輿を下りて之を抱持し、以爲へらく必ず能く(五) 負荷せんと。帝、女庶楊氏をし

【五】此一條は南齊書本紀并に資治通鑑第百三十八卷永明十一年、次卷建武元年の條を參照せよ。
【六】負荷。父祖の遺業を繼承して失墜せざること。

五年以後は、復た人に委ぬる勿れ」と。帝の手を執りて曰はく、「阿奴若し翁を憶はば當に好作すべし」と。此の如くすること再び。大斂始めて畢り、即ち武帝の諸伎を呼びて樂を奏す。又、狗馬を好む。位に即きて未だ旬日ならざるに、即ち武帝の招婉殿を毀ち、馬埒を作る。馳騎して墜ち、面額竝に傷つき、疾と稱して出でざること數日。多く名鷹快犬を聚め、飼ふに梁肉を以てす。武帝の梓宮、渚を下るや、帝、端門の内に於て奉辭し、便ち疾と稱して内に還り、胡伎を奏す。鞞鞞の聲、内外に響震す。王敬則、蕭坦之に問うて曰はく、「太た忽忽ならずや」と。坦之曰はく、「此は是れ内人の哭響徹するのみ」と。山陵の後、微服して市里に遊び、多く文帝の陵隧の中に往き、羣小と諸の鄙褻を爲し、塗を擲ち跳を賭し、鷹を放ち狗を走らせ、意を極めて賞賜し、動もすれば數十萬に至る。錢を見る毎に曰はく、「我昔汝を思へども一個も得ざりき。今日、汝を用ふるを得るか未だしきか」と。武帝、錢を聚め、上庫は五億萬、齋庫は三億萬、金銀布帛、計るに勝ふ可からず。未だ期年ならざるに、用ふること已に半を過ぐ。諸の寶器を以て相撃ちて剖碎し、以て笑樂と爲す。鬪雞を好み、雞を買ひ、價、數千に至る。徐龍駒、後宮の舍人たり。

【七】馬埒。馳道なり。馬を走らす所。

日夜、宮内に在り。帝、文帝の幸姬霍氏と私通し、姓を徐氏と改む。龍駒、長く宮中に留めんことを勸め、聲して「霍氏を度して尼と爲す」と云ひ、餘人を以て之に代らす。皇后も亦淫亂にして、齋閣通夜洞開し、内外、別無し。西昌侯鸞(明帝)、蕭詵等をして倖臣曹道剛・朱隆之等を誅せしめ、兵を率ゐて尙書省より入る。王晏・徐孝嗣等繼ぎ進む。帝、壽昌殿に在り、方に裸身にして霍氏と相對す。謹の兵、宮に入るや、帝走りて徐姬の房内に向ひ、劍を抜きて自ら刺す。入らず。帛を以て頭頸を纏ふ。輿・接して西弄に出で、弑に遇ふ。

齊の廢帝東昏侯寶卷は、明帝の第二子なり。母后の故を以て、立ちて皇太子と爲る。東宮に在るや、弄を好み、書學を喜ばず。嘗て夜、鼠を捕へて旦に達し、以て樂と爲す。明帝、崩するに臨み、囑するに後事を以てして曰はく、「事を作すこと人後に在る可からず」と。故に羣小に委任し、大臣を誅殺す。性詭譎にして言少く、朝士と接せず。明帝の靈の太極殿に在るを惡み、速かに葬らんと欲す。徐孝嗣、力爭し、月を踰ゆるを得たり。當に哭すべき毎に、輒ち「喉痛む」と云ふ。羊圍入りて臨す。髮無し。號慟俯仰し、幘遂に地に落つ。帝大に笑つて曰はく、「此(二〇)禿秋啼き來るか」と。江祐等が誅せられしより後、忌憚する所無し。日夜戲馬し、鼓を撃ち角を吹き、左右數百人叫び、雜ふるに羌胡の橫吹の諸伎を以てす。嘗に五鼓を以て臥に就き、嘯に至りて乃ち起

【八】西弄。延德殿の西弄なり。弄は一に廊に作る、巷なり。

【九】此一條は南齊書本紀并に資治通鑑第四百二十二卷以後の東昏侯の條を參照せよ。

【一〇】禿秋。禿鷲なり。鷲は水鳥の名、性貪惡なり。

く、王侯朝見するに、嘯に至りて乃ち前むを得、或は嘯に際して遣りて出でしむ。臺閣の奏案、在る所を知らず。闔殿、紙を以て魚肉を包裹して家に還る。竝に是れ五省の黃案なり。元旦の朝會、食後に方めて出で、禮纒に畢り、便ち西序に還りて寢ぬ。百僚、位に陪する者、已より申に至り、皆僦仆す。潘妃を拜して貴妃と爲し、臥輿に乗せ、帝、馬に騎りて後に從ひ、織成の袴褶・金薄の帽を著け、七寶の稍・金銀の校具等、各、名字有り。戎服急裝、寒暑を避けず、雨雪を陵冒し、阮弈を馳騁し、渴すれば輒ち馬を下り、腰邊の蠶器を取りて水を酌みて之を飲む。乘具、雨の爲めに濕はんことを懼れ、雜采珠を織りて覆と爲す。好んで幘を擔ふを爲す。初め學ぶ時幘毎に傾き倒る。其後、白虎幘、七丈五尺、齒上に之を擔ひ、齒を折れども倦まず。黃門五六十人を騎客と爲す。又、無賴にして善く走る者を選びて逐馬と爲す。射雉場二百六十處を置き、霧中の帷幘、皆、紅綠錦をもて之を爲り、金銀を弩牙に鏤め、瑠璃を箭に帖す。出づる毎に、鷹犬隊主徐令孫・驛隊主俞靈韻と、馬を齊へて走る。又、人の之を見るを欲せず、百姓を驅逐し、惟だ空宅を置く。一月に率ね二十餘たび出づ。既に往くこと定處無し。尉司常に罪を得んことを慮り、東行すれば西に驅り、南行すれば北に驅り、應に且に出づべければ、夜便ち驅逐し、鼓を打ち圍を踏み、鼓聲の聞ゆる所は、便ち應に走り避くべし。避くること及ばざる者は、手に應じて格殺す。萬春門より、東のかた郊外に至るまで、數十里、皆、幔を懸けて高幘と爲し、處處禁斷す。疾病者は、悉く扛移す。人の扛する無き者は、道側に扶匄し、吏

司又捶打す。絶命者相繼ぐ。病人を青溪の邊に棄つる者有り。吏、帝の見んことを懼れ、推して水中に置く。須臾にして便ち死す。魏興の太守王敬賓、新に死して未だ斂せず。家、驅られ、留まり視るを得ず。還るに及びて兩眼已に鼠に食ひ盡さる。一婦人有り、當に産すべく、去る能はず、帝即ち其腹を剖きて男女を看る。長秋卿王儼、病篤く、家に留まるを得ず、乃ち路邊に死す。丹陽の尹王志、驅られ、狼狽して歩走し、酒を鑪邊に藏し、夜半に至りて方に歸るを得たり。蔣山の定林寺の僧、病みて、去る能はず。立ちどころに之を殺す。左右韓暉光曰はく、「老道人念ふ可し」と。帝曰はく、「汝、麀鹿を見るも、亦射ざるか」と。璿儀等の殿、及び華林秘閣、三千餘間、盡く火に燒かる。左右趙鬼といふ者有り、能く西京賦を誦して云はく、「柏梁既に災し、建章是れ營む」と。是に於て、大に芳樂・芳德等の殿を起す。又、潘妃の爲めに神仙・永壽・玉壽の三殿を起し、皆飾るに金壁を以てす。莊嚴寺に玉九子鈴有り、外國寺の佛に、面に光相有り、禪靈寺の塔に、諸の寶珎有り。皆剔取して以て殿飾と爲す。又、金を鑿りて蓮花と爲し、潘妃をして其上を行かして曰はく、「歩歩、蓮花を生ずるなり」と。潘氏の服御、庫物を極選して周らず、貴く人間の金寶を市ふ。價皆數倍す。琥珀の釧一隻、直百七十萬。又、雄雉頭・鶴鬣・白鷺縷を訂出し、百品千條、復た窮已無し。親倖の小人、因縁して奸を爲し、一を科して十を輸す。百姓困窮し、號泣、路に滿つ。凡そ諸の市買、遇へば便ち掠奪す。商旅、詭ふる無し。又、閼武堂を以て芳樂苑と爲す。暑に當りて樹を種る、朝に種うれば夕に

死る。人家に徵求し、樹を望めば便ち取り、牆を毀ち屋を撤して之を出す。合抱の者も亦皆移植して玩を取る。俄頃にして烈日中ごろ至り、便ち焦枯して死る。而して又種る、復た已極無し。諸の樓壁の上に、男女の私褻の狀を畫く。明帝の時聚むる所の金寶、悉く泥して之を用ひ、猶は足らず。富戶に令して金を買はしめ、限るに賤價を以てし、又、直を還さず。潘妃、威、遠近に行はれ、父寶慶、勢を挾みて毒を逞しうし、富人は悉く誣ふるに罪を以てし、而して之を没入す。潘妃、女を生む。百日にして亡す。帝爲めに衰経を制し、羣小來り弔ふ。帝、蔬膳積旬、音伎を聽かず。閼人王寶孫等、共に肴羞を治め、天子の爲めに 解菜す。又、苑中に於て店肆を立て、帝、宮人等と共に裨販を爲し、潘妃を以て市令と爲し、自ら市吏録事と爲る。帝小しく失有れば、妃亦杖を予ふ。乃ち虎賁に敕して、大荆を進むるを得ざらしむ。潘氏を畏ると雖も、而も私に諸姊妹と淫通す。又、渠を開き埭を立て、躬自ら船を引く。埭上に店を設け、坐して肉を屠る。時に於て百姓歌つて云はく、「閼武堂、楊柳を種る、至尊・肉を屠り、潘妃・酒を沽る」と。朱光尙、鬼道に託して帝に謂ひて曰はく、「向に先帝の瞋怒するを見き」と。帝乃ち菰を縛して明帝の形と爲し、北向して之を斬り、首を苑門に懸く。會、魏の師來り伐す。楊・南徐二州の人に令して、三丁に兩を取らしめ、遠郡は悉く米を上らしめ、一人は五十斛に准す。米を輸すること既に畢り、役に就くこと故の如し。蕭衍の師至る。帝、袴褶して南掖門に登り、

【二】解菜。久しく菜食したるに始めて肉を食ふなり。精進落ちのこと。